

# 娼私と娼公

月二年六和昭

局保警省務内



昭和六年二月

公娼と私娼

内務省警保局編

☆ 本書は昭和五年六月廳所縣に照會を發して得たる資料によつて  
 編纂したものである。 ☆



目次  
 娼

一	貸座敷指定地	一
二	貸座敷	六
三	娼妓数より觀たる貸座敷指定地及同營業	一
四	貸座敷雇人	一五
五	貸座敷遊興人負	一七
六	娼妓揚代金	二三
七	娼妓数千人以上を算する道府縣に於ける營業者及娼妓数其他比例	三一
八	主なる遊廓の所在地營業者数娼妓数雇人数遊興人負及同金額	三二
九	指定地別に依る營業者数娼妓数雇人数遊興人負及遊興費	三四
一〇	娼妓名簿の登録	六〇
一一	娼妓稼業年限制限	七三
一二	娼妓稼業契約	九一
一三	貸座敷營業者と娼妓との間に於ける利益分配	一五四
一四	娼妓廻し制	一六三
一五	娼妓の休日	一六六



一六	娼妓疾病の場合に於ける治療費と稼業年限の計算	一七五
一七	娼妓の救養、娯樂、慰安其の他優遇の爲にする營業者の施設	二〇七
一八	貸座敷雇人の制限	二三五
一九	娼妓となりたる時の年齢と現在年齢	二三九
二〇	娼妓と出身地	二四九
二一	娼妓の自由廢業	二六一
二二	最近五ヶ年間に於ける貸座敷營業の閉廢、娼妓名簿登録並削除	二七一
二三	廢娼及存娼運動	二八三
<b>私 娼</b>		
二四	私娼窟	三一五
二五	私娼窟に於ける私娼の年齢	三二二
二六	所在地別による私娼窟の母帶数、私娼数、表面の業態	三二七
二七	私娼窟に於ける私娼の疾病治療費	三四一
<b>花柳病・紹介</b>		
二八	公私娼と花柳病	三五一
二九	藝娼妓、酌婦等の紹介	三六一



## 一 貸座敷指定地

集娼制と散娼制とは各利害得失はあるが、我國の國情を顧みると、風教上の見地より集娼制を採らざるを得ない。待合、料理店、飲食店等が住宅近く出来たが爲に、風紀上に、子弟の教育上に望まじからず、影響を興へ、物議を醸した事例は枚擧に遑がない。況んや公娼の居る貸座敷が散在することは其の弊はより以上大である。されば、娼妓取締規則に於て、娼妓は廳府縣令に於て指定したる地域外に居住することを禁止し（第七條）廳府縣令に依り居住地域を定めしめ、且つ、廳府縣令に於ては、貸座敷に關する取締規則を制定し、此の規則に依り又は規則に基き告示に依り、貸座敷營業の許さるべき地域を指定し、娼妓居住指定地と貸座敷指定地とを彼是一致せしめ、此の指定地以外の地には公娼も居住して居なければ公娼

家屋も存しな。

貸座敷指定地の新設、移轉、擴張等に就いては、風俗取締上より慎重なる考慮を要するものがあるのみならず、これに利害關係を有する者があつて種々の清弊を生ずる。かるが故に、内務大臣は明治三十二年に訓令を發し、地方長官に對し「貸座敷免許地ハ從來指定ノ儘之ヲ据置キ若シ將來新設、移轉若ハ擴張ノ必要ヲ生シタルトハ詳細事由ヲ具シ稟伺スヘシ」と、かう命じた。

翌明治三十三年には内務省警保局長が内務大臣の命を承けて、貸座敷免許地標準内規を定め、將來之に據るべき旨を地方長官に通牒した。

#### 貸座敷免許地標準内規

第一條 貸座敷免許地ノ新設ハ左ノ條件ヲ具備スルニ非サレハ詮

#### 議セス

一 其ノ上地市街ヲ形成シテ戸數二千戸以上人口一萬以上ヲ有スルコト但シ兵營所在地、船着場、其ノ他特別ノ事情アルモノハ此ノ限ニ在ラス

二 貸座敷營業者ナキカ爲ニ密費淫ノ弊ニ堪エサルコト

三 其ノ附近ニ貸座敷免許地ナキカ爲ニ新設ノ必要アルコト

四 其ノ地方民情ニ背馳セサルコト

五 貸座敷免許地ニ適當ノ場所アルコト

第二條 貸座敷免許地ニ適當ノ場所トハ左ノ條件ヲ具備スル場所ヲ謂フ

一 別ニ一廓ヲ爲シ通行路ニ當ラサルコト

二 最近ノ社寺公園學校官衙病院鐵道停車場市場主要ナル公道



等ヨリ相當ノ距離ヲ有スルコト

三 疎隔ノ地ヨリ望見スヘキ高地ヲ占メサルコト

四 其ノ附近ニ停車場ヲ新設スル等ノ見込アル場所ニ非ザルコト

第三條 新設ノ貸座敷免許地ノ出入口ハ非常用ノ為敷箇所ニ之ヲ設クシムルヲ要スト雖通用口ハ可成一箇所トスヘシ

第四條 新設ノ貸座敷免許地内ニ於ケル家屋ハ平屋又ハ二階建ニ限ラシムルコト

目立ツヘキ看板ヲ掲ケ又ハ娼妓ヲ店頭ニ座列セシムルコトハ之ヲ禁スヘシ

第五條 既設ノ貸座敷免許地ニシテ移轉ノ必要アルトキハ第一條及第二條ニ依リ場所ヲ指定シ第三條第四條ノ規定ニ依ラシムヘシ

既設ノ貸座敷免許地ニシテ擴張ノ必要アルトキ亦前項ニ同シ

此ノ内規の定められた當時は、條件さへ具備して居れば新設を許された。しかし近年に於ては、輿論の趨向に鑑み、貸座敷指定地の新設に關し稟伺する地方長官もなければ、内務大臣が是非の指令を與へた事例も存しない。内務省としては、新設は絶対に許さない。これが現在に於ては不文律となつてゐる。擴張も認めない、たゞ、都市計劃事業其の他公共的事業の執行の爲だとか、指定地附近の情況に變化を生じ之を存置することが風教上害ありと認められる場合等、特殊の事情あるときに於てのみ移轉を差許して居るに過ぎない。其の事例も極めて少ない。

貸座敷指定地は全國で五百四十一箇所、多いのは北海道の四十五

箇所であつて、之に亞ぐは山口縣の四十一箇所、三重縣の三十箇所、山形縣二十六箇所、福島縣二十五箇所、長崎縣二十三箇所、栃木縣二十一箇所、新潟縣二十箇所、愛知縣二十箇所等が何れも多し、方、少なきものでは鹿児島縣及沖繩縣の各一箇所。此の調査をした當時は、埼玉縣には二箇所あつたが其の後廢止したから、現在に於ては埼玉縣と群馬縣とは全然存しない。

### 二 貸 座 敷

貸座敷營業に關しては、廳府縣令たる貸座敷取締に關する規則に依つて取締を行つてゐる。開業せんとする場合は所轄警察官署の許可を受けなければならぬ。貸座敷の構造設備については、随分々

ハまゝの制限が附せられてゐる。廳府縣に於ける其の構造制限に關する規定を讀んで見ると、必ずしも齊一であるとはいひ得ないが概ね同工異曲である。大正十五年に改正せられた大阪府令貸座敷取締規則のそれを参考に掲げる。

第四條 貸座敷用ノ家屋ノ構造設備ハ市街地建築物法令及大阪府令建築取締規則ニ據ルノ外左ノ制限ニ從フヘシ

- 一 建物ハ二階以下又ハ建築面積百六十平方メートル以下トスルコト
- 二 屋上ニハ工作物（八平方メートル以内ノ物干一箇所ヲ除ク）ヲ設置セサルコト
- 三 客間ノ大サハ幅一・八メートル長三・七メートル（床間押入ヲ除ク）以上タルコト

- 四 客室十室以下毎ニ男女各一箇所ノ洗滌室ヲ設クルコト
  - 五 樓名ノ掲出ハ一營業所一箇所トスルコト
  - 六 消火器ハ各階ノ面積三十三平方メートル以下毎ニ一箇ノ割ニテ目ニ觸レ易キ場所ニ設備シ之ヲ有效ニ保持スルコト
  - 七 異様ト認ムヘキモノ又ハ目立ツヘキ看板、標燈、裝飾等ノ設備ヲ爲ササルコト
  - 八 客ノ送迎ノ爲ニ自動車ヲ備ヘサルコト
- 此れを讀んで見れば、災害豫防又は病毒豫防の爲にする規定もあるが、所謂大廈高樓の禁止、屋上工作物の禁止、目立つべき看板、標燈、裝飾等の禁止規定等の存することに特色がある。
- 更に、第十四條の營業者、管理人、雇人の遵守義務に關する規定中には、

- 一 店頭若ハ往來ニ於テ通行人ニ遊興ヲ勸メ車夫其ノ他ノ者ト謀リ客ヲ誘引シ或ハ廣告ヲ爲シテ遊興ヲ勸誘シ若ハ遊興ヲ豫制セサルコト

- 一 粧飾シタル娼妓ヲシテ通行人ノ目ニ觸レシメサルコト
- 一 公衆ノ見透シ得ル座敷内又ハ客室ニ非サル場所ニ於テ遊興ヲ爲サシメサルコト

等ノ如キ、前示貸座敷指定地標準内規と照應して、取締官憲が此等ノ營業をせり明るみへ出さないうやうに努めてゐる用意の程が窺はれる。

昭和四年未現在貸座敷指定地五百四十一箇所中、三十箇所には全然貸座敷營業者が存しない。だから指定地とはいつても有名無實のものである。山口縣の十五指定地、島根縣の四指定地、北海道の三

10  
指定地、石川縣及高知縣の各二指定地、京都府、秋田縣、滋賀縣、  
廣島縣の各一指定地がそれである。

現在貸座敷の存する五百十一箇所の指定地に於ける營業者数は一  
萬一千百五十四であつて、京都府の二千三百五を最高とし、大阪府  
の一千六百二十三、東京府の七百六十二、石川縣の五百二十四等之  
に並び、埼玉縣の十（最近廢止せられた）を最低とす。

營業者數二百以上を算する指定地——大遊廓——は、大阪市南區  
五花街遊廓（四百九十九）、京都市東山區祇園町甲部（四百四十九）、  
同市同區宮川町（四百十八）、東京市淺草區新吉原（二百九十五）、同  
市深川區洲崎弁天町（二百八十六）、大阪市西區松島遊廓（二百五十  
七）、京都市下京區七條新地（二百三十七）、那覇市辻町上之藏町（二  
百三十四）、京都市東山區祇園乙部（二百十五）、大阪市住吉區飛田遊

廓（二百十五）及同市西區新町遊廓（二百十二）の十一指定地であ  
る。

之に反して、一指定地に於て僅かに一の貸座敷營業者が存するに  
過ぎないものは、北海道の十箇指定地、宮城縣の九箇指定地、山形  
縣の五箇指定地、靜岡縣の四箇指定地、福島縣の三箇指定地、千葉  
山口兩縣に於ける各二箇指定地、岩手、秋田、栃木、東京、長崎、  
宮崎の六府縣に於ける各一箇指定地、合計四十一の指定地がある。  
概して營業者數二十以下の指定地が多數を占めてゐる。

11  
三 娼妓數より觀たる貸座敷指定地及貸座敷營業

貸座敷營業者の中で全然娼妓を置いてゐないものは、石川縣の二

百七十七（七指定地）、京都府の四十（一指定地）、滋賀縣の二十六（二指定地）合計三百四十三營業者であつて、之等は貸座敷營業といふもの、其の實質は東京地方の待合と相擇ぶところを以てである。貸座敷營業者数より娼妓の数が少いといふ奇觀を呈して居る指定地がちよゝゝある。石川縣に七箇所（營業者二四七、娼妓四四）、福井縣に一箇所（營業者四四、娼妓二七）、滋賀縣に三箇所（營業者六一、娼妓三五）京都府に四箇所（營業者一、八一、娼妓四一三）大阪府に三箇所（營業者三、二、娼妓四一）山口縣に二箇所（營業者一三、娼妓九）合して二十四の遊廓がそれである。これは概ね營業者中に、娼妓を置かず、藝妓等を聘して遊興せしむることを業態として居るものがあるからである。之等の中で最も目につくのは石川縣金沢市愛宕町遊廓の營業者百五十に對する娼妓三、大阪市龍

神遊廓の營業者百七に對する娼妓五、京都市東山區祇園所甲部の營業者四百四十九に對する娼妓三十九の如きである。

前に述べた娼妓を置かず、營業者及營業者数より娼妓数の少ない遊廓を除き、一營業者當り平均娼妓数は五・五人となる。若し全然娼妓を置いて居る、遊廓及營業者数より娼妓数の少ない遊廓を通算して割合を出してみれば一營業者當り四・四九人弱となる。

娼妓千人以上を有する貸座敷指定地は、大阪市西區松島遊廓（三、六五七で全國娼妓總数の七分四厘弱）、同市住吉區飛田遊廓（三、六四六で全國娼妓總数の五分三厘弱）、東京市淺草區新吉原（三、五九七で全國娼妓總数の五分二厘弱）、同市深川區洲崎弁天町（二、三二九で全國娼妓總数の四分七厘弱）、名古屋市西區旭遊廓（一、五六二で全國娼妓總数の三分一厘強）、京都市東山區宮川町（一、三四〇で全國娼妓總

数の二分七厘弱)、神戸市福原遊廓(一、三二九で全國娼妓總数の二分七厘弱)であつて、以上七箇所は大遊廓といふべきものであらう。之に反して、一遊廓に娼妓一人を置いて、僅かに昔日の名残を止めて居るものに、北海道厚岸郡浜中村遊廓、岩手縣紫波郡日詰町遊廓、石川縣鳳至郡宇出津町遊廓、同縣珠洲郡小木町遊廓、山口縣熊毛郡曾根村遊廓の五箇所がある。

序だからこゝに附記して置かう、娼妓数の多いことが全國で第一位にして居るのは、大阪府の八千六百七十七人であつて、全國娼妓数の一割七分三厘強。第二位が東京府で、六千四百二十四人の一割二分八厘強。第三位は京都府四千四百九十五人の九分弱。第四位愛媛縣二千六百八十四人の五分四厘弱、第五位兵庫縣二千四百七十三人で五分弱、第六位は廣島縣二千七百七十八人で四分四厘弱。最も少

いは石川縣、三十一人で六毛といふことになつて居る。

#### 四 貸座敷雇人

貸座敷業者が使用して居る雇人の總数は二萬七千八百五十一人である。此の雇人数は大体に於て娼妓数に正比例する。大阪府の五千五百二十人、これが最も多いものであつて全國貸座敷雇人總数の約二割を占め、次は東京府の四千八百八十三人(總数の一割五分)、京都府の三千四百二十九人(總数の一割二分三厘)、愛知縣の千二百九十五人(總数の四分七厘)、兵庫縣の千二百四十五人(總数の四分五厘)の順位になつて居り、埼玉縣の二十二人が一等少ない。

全然雇人を置いておかない業者が、北海道に十四、東京府に一、

石川縣に九十九、神奈川縣に二、三重縣に二、大阪府に百七、山口縣に十、福井縣に二十二、廣島縣に三十七、長崎縣に二十三あつて合して二百九十九の營業者は何れも雇人を置いておない。従つて之を置いて居るものは、一萬八百五十五の營業者であつて、營業者一人に對する雇人数は二・六人弱となる。

娼妓の居ない京都府、石川縣及滋賀縣下に於ける五遊廓の營業者二百四十四の許に在る雇人二百十四人、それに雇人を全然置いて居ない前記の二百九十九營業者の許に在る娼妓數四百六十九人とを、雇人總數及娼妓總數よりそれ／＼除外して、娼妓十人に對する雇人の割合を計算すれば五・五七六八人弱となり、若し之を除外せずして割合を見れば、五・五六八人弱といふことになる。

千人以上の雇人の居る遊廓は、

遊廓名	雇人数	全國貸座敷雇人總數に對する割合(%)	一營業者當り
東京市浅草區吉原遊廓	二〇一八	六・二	七人
大阪市西區松島遊廓	一六八二	六・〇	六・六
同 市南區五花街遊廓	一三九一	五・〇	二・八
東京市浜川區洲崎遊廓	一六五	四・二	四・〇
大阪市住吉區飛田遊廓	一一三	四・〇	五・二

の五遊廓である。

### 五 貸座敷遊興人員

昭和四年中に於ける貸座敷の遊興人員は大阪府の四百六十大萬四千九十一人及東京府の四百十四萬二千四百九人最も多く、大阪府の如きは全國貸座敷遊興人員の二割五分弱を占め、一營業者當り二千八百七十四人とあり、一人の娼妓が一年を通じて五百三十八人を相

手に遊興せしめたことになつて居る。東京府は全國貸座敷遊興人員に對する割合は、畿分倍率になつて居て一割八分二厘弱、一營業者當りの遊興人員に於ては大阪府の約二倍の五千四百三十六人、娼妓一人に對する遊興者亦大阪府よりは多く六百四十四人となつて居る。大阪府及東京府に並ひては、京都府の百八十六萬一千五百人（全國遊興者總数の八分二厘弱、一營業者當り八百七人、娼妓一人當り五百五十三人）、愛知縣の百四十八萬四千七百一人（全國遊興者總数の六分五厘強、一營業者當り五千百三十七人、娼妓一人當り五百五十三人）兵庫縣の百二十三萬五千六百二十二一人（全國遊興者總数の五分四厘強、一營業者當り五千五百四十三人、娼妓一人當り四百五十五人）等であり、最も少いのは埼玉縣の一萬六千三百四十七人であつて、全國遊興者總人員の七毛強、一營業者當り千六百三十五人、娼妓一人當り三百四十一人である。——同縣は昭和五年十二月二十七日より三十日迄に廢娼を實行した。

昭和四年中に於ける全國貸座敷の遊興者總人員は二千二百七十八萬四千七百九十八の多きに對して居る。大正十四年の國勢調査の結果に據れば男性の總人口三千壹萬三千百九人であつて、二十才未満の者及五十一歳以上の者を除けば千百九十五萬六千五十八人、即ち二十歳以上五十一歳未満の者は大体年に一・九回娼妓を相手に遊興して居る計算になる。

昭和四年末に於ける全國貸座敷營業者一人當り遊興人員は二千四十三人、同じく娼妓一人當りの遊興人員は四百五十五人である。

最近五年間に於ける貸座敷遊興人員に就いて比較考究すれば左の通りになる。



年	別	遊興人員	營業者當り遊興人員	娼妓一人當り遊興人員
大正十三年中		二、三、四、五、三九七	二、〇、〇、二	四、四、七
大正十四年中		二、三、一、三、〇、五、一、二	一、八、八、二	四、一、三
大正十五年		二、三、五、八、七、四、四、〇	一、九、九、九	四、四、五
昭和二年中		二、三、二、七、三、八、四、九	二、〇、七、八	四、四、九
昭和三年中		二、三、七、九、四、二、二、一	二、〇、四、三	四、六、七

次に遊興人員年百萬以上を算する遊廓を擧げる。

遊廓名	遊興人員	昭和四年末現在
大阪市西區松島遊廓	二、〇、九、〇、四、四、〇	五、七、一
東京市淺草區吉原	一、六、七、八、三、〇、五	六、五、六
大阪市住吉區飛田	一、五、三、七、五、七、六	五、八、二
東京市深川區洲崎	一、三、七、二、五、三、五	五、八、九

管轄縣	遊廓名	遊興人員	娼妓一人當り遊興人員	昭和四年末現在
北海道		三、五、四	一、八、二、三	五、四、四、七、八、四
青森		一、〇、四、二	三、八、〇、四	五、六、六、九、五
岩手		一、〇、二、七	三、八、〇、四	八、六、六、六、三
宮城		一、〇、二、七	三、八、〇、四	一、五、六、一、二、八
秋田		一、〇、二、七	三、八、〇、四	一、五、三、八、四、八
山形		一、〇、二、七	三、八、〇、四	一、五、四、一、六、五
福島		一、〇、二、七	三、八、〇、四	一、五、五、〇、七、六
茨城		一、〇、二、七	三、八、〇、四	一、五、九、三、八、八
栃木		一、〇、二、七	三、八、〇、四	二、〇、〇、四、四、三
群馬		一、〇、二、七	三、八、〇、四	一、六、三、四、七
埼玉		一、〇、二、七	三、八、〇、四	二、二、八、九、三、四
千葉		一、〇、二、七	三、八、〇、四	二、八、一、四、〇、九
東京		一、〇、二、七	三、八、〇、四	四、一、四、二、四、〇、九
神奈川		一、〇、二、七	三、八、〇、四	八、八、三、四、四、九
新潟		一、〇、二、七	三、八、〇、四	四、七、一、二、二、九
富山		一、〇、二、七	三、八、〇、四	二、四、五、三、九、一
石川		一、〇、二、七	三、八、〇、四	三、五、〇、八、七、八
福井		一、〇、二、七	三、八、〇、四	一、七、八、七、九、四
山梨		一、〇、二、七	三、八、〇、四	一、〇、三、二、四、六
長野		一、〇、二、七	三、八、〇、四	二、六、七、〇、六、四
岐阜		一、〇、二、七	三、八、〇、四	四、〇、二、七、六、八
静岡		一、〇、二、七	三、八、〇、四	四、一、二、三、一、五
愛知		一、〇、二、七	三、八、〇、四	六、四、八、四、七、〇、一

貸座敷指定地、營業者、娼妓並雇人及遊興人員等調 昭和四年末現在

合計	鹿見島	官分	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	島根	島取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	
三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

### 六 娼妓揚代金

大正十四年から昭和四年に至る五年間の娼妓揚代金は、實に参億

七千九百六拾貳萬參千八百拾貳圓餘であつて、年額七千萬圓以上に

達してゐる。これに貸座敷で遊客が消費した酒肴の代金を加算す。

ときは、數倍に上りまことに夥しい金額となるであらう。

揚代金の額は逐年減少してゐる。大正十四年中は七千九百六拾貳

萬四千九百五拾九圓餘（鹿見島縣の分は不明に付除く）大正十五年及昭和

元年中は七千八百五拾九萬四千八百七圓餘、昭和二年中は七千參百

八拾八萬參千九百八圓餘、昭和三年中は七千五百貳拾八萬四千七百

參拾貳圓餘、昭和四年中は七千貳百貳拾參萬五千四百四圓餘であつ

て、大正十四年と昭和四年とを較べて見れば七百萬圓以上の減少を

来して居る。

斯く揚代金の減少して来た原因としては、まづ第一に財界の不況を挙げなければなるまい。各人の所得が少なくなった結果遊里の巷に出入する機会が減じ、或は揚時間を短くしたのが爲に揚代金の減じて来ることは免れ難いところである。第二は所謂現代人の賣笑婦に對する興味の變化である。昔ながらの經營方法を墨守してゐる貸座敷の下に在る公娼よりか、時代と共に其の生活の後りゆく私娼の方がより多く興味を惹くことは何といつても否めない事實であらう。

揚代金を道府縣別にしてみる。——大正十四年中に於ける揚代金は、大阪府の壹千五百六拾九萬貳千八百九拾壹圓を最高とし、東京府の壹千九百萬參千五百五拾四圓、京都府の壹千四拾參萬貳千七百九拾八圓が之に亞いでゐる。他は以上の三府より著しく少なくなつて、愛知縣五百四拾參萬八百五拾五圓、兵庫縣貳百七拾參萬壹

千百拾九圓、北海道貳百六拾壹萬五千六百拾五圓の順位となつて居つて、埼玉縣の六萬七千參百九拾五圓、これが一等少ない。

大正十五年及昭和元年は、大阪府の壹千五百拾參萬五千八百拾貳圓、東京府の壹千百拾五萬六千參百九拾六圓、京都府の壹千五拾八萬五千九百參拾貳圓、愛知縣五百拾九萬六千貳百九拾壹圓、兵庫縣參百七拾八萬七千參百九拾參圓、福岡縣貳百七拾八萬貳千貳百八拾貳圓、之等が多い分であつて、最低は埼玉縣の六萬貳千五百四拾貳である。

昭和二年に於ては若干の増減はあつたが、大阪府、東京府、京都府、兵庫縣、福岡縣といふ順序は狂つてゐない。埼玉縣は依然として最低。

昭和三年は東京府が大阪府を抜いて最高となり、第二位大阪、第

三位京都府、第四位愛知縣、第五位福岡縣、第六位神奈川縣となつて居る。埼玉縣は前例に倣つて最下位である。

昭和四年は、大阪府が壹千參百八拾五萬四百五拾七圓、東京府が壹千五百拾貳萬九百八拾壹圓、京都府が九百貳拾五萬百九拾六圓、愛知縣が四百九拾五萬四千百拾貳圓、兵庫縣が參百八拾八萬拾九圓、福岡縣が貳百六拾壹萬貳千八百五拾貳圓であつて、埼玉縣が六萬六千貳百八拾九圓が最低である。

五年間を通じてみて、大阪府、東京府、京都府、愛知縣、兵庫縣、福岡縣、神奈川縣、北海道、廣島縣といふ順位になつて居る。

五年間の揚代金総額に對する道府縣の比率を見るに、大阪府一割八分七厘、並んで東京府一割五分六厘、京都府一割三分五厘、愛知縣六分六厘、兵庫縣五分一厘、福岡縣三分六厘となつて居つて、最

も低いものは埼玉縣の八毛である。

試みに、昭和四年末現在の娼妓数を以つて、四年中の揚代金を除いてみると壹千四百四拾參圓となる。これが娼妓一人の昭和四年中に於ける平均稼高である。

東京、大阪、京都、神戸、名古屋の諸都市に在る北遊廓につき、娼妓の業主に對する借金を調べてみたところ、一人宛平均千四百圓であつた。假りに揚代金全部が娼妓の所得となり、而も之を全部前借金の辨済に充てるとしたならば、一年間稼業に従事すれば、之を皆済して尚剩りあることになる。

最近五ヶ年間に於ける道府縣別娼妓揚代金を次に掲げやう。

最近五箇年ニ於ける貨座敷揚代金額

道府縣	大正十四年中	昭和元年中	昭和二年中	昭和三年中	昭和四年中	計
北海道	26,461,480	34,687,450	21,777,740	20,872,740	1,987,030	113,786,440
青森	2,375,391,510	2,581,933,850	2,222,001,430	1,959,811,730	1,901,540,450	11,041,077,010
岩手	3,801,580,790	3,658,851,990	3,357,526,260	3,114,000,370	2,775,717,770	17,707,677,280
官坂	4,084,496,330	3,968,888,990	3,698,330,990	3,552,778,660	3,276,880,990	18,581,375,960
山形	1,501,153,000	1,351,110,000	1,252,669,000	1,152,377,000	1,052,081,300	6,313,390,300
福島	4,701,771,450	4,590,318,100	4,211,477,000	3,973,841,300	3,729,034,900	21,206,442,750
茨城	1,577,874,030	1,251,998,350	1,127,000,000	1,051,778,800	976,933,000	5,985,584,180
栃木	3,453,823,900	3,368,403,800	3,000,359,000	2,851,778,500	2,691,811,000	15,366,776,200
群馬	6,733,330,000	6,253,202,690	5,557,937,370	5,212,031,200	4,867,889,700	28,624,393,960
千葉	1,701,977,600	1,671,886,800	1,461,377,000	1,387,335,000	1,253,559,000	7,476,135,400
東京	11,093,554,960	11,151,369,880	10,556,937,990	10,277,737,990	9,807,998,900	53,877,639,720
神奈川	3,751,119,980	3,608,881,130	3,377,673,390	3,207,998,900	3,088,187,000	17,034,268,400
新潟	1,156,564,000	1,149,336,000	1,062,880,000	1,008,187,000	951,910,000	5,329,697,000
富山	6,957,711,000	6,558,000,000	6,121,300,000	5,811,000,000	5,481,000,000	31,928,011,000
石川	2,784,426,000	2,696,537,000	2,578,800,000	2,471,000,000	2,361,000,000	13,892,763,000
福井	3,940,619,900	3,831,317,000	3,686,880,000	3,538,880,000	3,388,880,000	19,276,576,900
山梨	2,298,984,000	2,237,272,000	2,190,300,000	2,133,000,000	2,075,700,000	11,975,256,000
長野	4,740,619,900	4,631,317,000	4,486,880,000	4,338,880,000	4,188,880,000	24,426,576,900
岐阜	4,740,619,900	4,631,317,000	4,486,880,000	4,338,880,000	4,188,880,000	24,426,576,900
静岡	1,336,733,500	1,262,618,900	1,187,707,500	1,112,796,000	1,037,884,500	6,928,820,400
愛知	11,093,554,960	10,951,369,880	10,556,937,990	10,277,737,990	9,807,998,900	53,877,639,720

(備考) 本表中( )内は娼妓を置かざる營業者及營業者数より娼妓数より少き分を除きたる数に依り算出したもの、

道府縣	全圖營業者数		全圖娼妓数		全圖總人數	
	百分比	絶対数	百分比	絶対数	百分比	絶対数
大坂	14.6	5,340	17.3	6,338	1,998	6,660
東京	6.8	2,443	12.8	4,641	1,198	6,110
京都	2.7	975	9.0	3,270	2,295	7,110
愛知	2.6	939	4.4	1,590	4,669	4,800
兵庫	2.0	720	4.9	1,750	4,270	4,800
廣島	2.7	975	4.4	1,590	4,270	4,800
福岡	1.8	648	3.8	1,370	3,520	4,270
北海道	3.2	1,152	3.6	1,296	3,520	4,270
長崎	1.9	684	2.9	1,044	2,724	3,200
神奈川	1.7	612	2.8	1,008	2,724	3,200
新潟	2.8	1,008	2.8	1,008	2,724	3,200
三重	2.5	891	2.5	891	2,355	2,800

七 娼妓数千人以上を算する道府縣に於ける營業者数、娼妓数、遊興人員及娼妓揚代金の比例

道府縣	全圖營業者数	全圖娼妓数	全圖總人數	娼妓揚代金	遊興人員
三重	2,355	891	3,246	1,000	1,200
滋賀	2,355	891	3,246	1,000	1,200
京都	2,355	891	3,246	1,000	1,200
大阪	2,355	891	3,246	1,000	1,200
兵庫	2,355	891	3,246	1,000	1,200
奈良	2,355	891	3,246	1,000	1,200
和歌山	2,355	891	3,246	1,000	1,200
鳥取	2,355	891	3,246	1,000	1,200
島根	2,355	891	3,246	1,000	1,200
岡山	2,355	891	3,246	1,000	1,200
広島	2,355	891	3,246	1,000	1,200
山口	2,355	891	3,246	1,000	1,200
徳島	2,355	891	3,246	1,000	1,200
香川	2,355	891	3,246	1,000	1,200
愛媛	2,355	891	3,246	1,000	1,200
高知	2,355	891	3,246	1,000	1,200
福岡	2,355	891	3,246	1,000	1,200
佐賀	2,355	891	3,246	1,000	1,200
長崎	2,355	891	3,246	1,000	1,200
熊本	2,355	891	3,246	1,000	1,200
大分	2,355	891	3,246	1,000	1,200
宮崎	2,355	891	3,246	1,000	1,200
鹿児島	2,355	891	3,246	1,000	1,200
鹿嶋	2,355	891	3,246	1,000	1,200
神戶	2,355	891	3,246	1,000	1,200
合計	2,355	891	3,246	1,000	1,200

八 主分3遊廓の所在地、營業者数、娼妓数、雇人数、遊興人員、遊興金額

道庁	遊廓	所在地	昭和四年		昭和四年	
			現在	未現在	現在	未現在
北海道	遊廓	函館市大森町	八〇	三九	二〇	一四六
宮城	遊廓	仙台市小田原	三三	三一〇	一九一	一三〇
東京	遊廓	東京市浅草區(吉原)	二九	二五七	一八	六七八
		同 市深川區(洲崎)	二八	二二九	一六	三三七
		同 市四谷區(新宿)	五三	五五	三九	四七
神奈川	遊廓	藤原郡品川町	四三	四二	二九	三九
		南足立郡千住町	五〇	三一六	一七	六六
新潟	遊廓	横濱市中區永楽町(真金町)	七〇	二二六	三〇	一四
岐阜	遊廓	新橋市(本町通)常盤町(横濱)	七九	四六	一五	二四
愛知	遊廓	岐阜市大字上(加納)	五八	四六	一九	二七
		名古屋市中區(旭)	一三	六二	八	一七
京都	遊廓	同 市南區(南東)	五七	四八	一八	二九
		同 市東區(東田町)	九	四八	一七	二八
		同 市東區(松園町(甲部))	四四	五九	八	一〇
同	遊廓	同 市東區(乙部)	三二	三六	三〇	三九
		同 市東區(乙部)	四一	四一	一五	二四
同	遊廓	下京區七條新地	三三	三三	一四	二七

道庁	遊廓	所在地	昭和四年		昭和四年	
			現在	未現在	現在	未現在
京都	遊廓	同 市下京區(烏丸)	一四	四八	一	二八
同	遊廓	同 市中區(先斗町)	九	一	一	一
		同 市上京區(北新地)	一〇	六八	二七	一三七
大阪	遊廓	同 市東區(中書島)	一〇	三六	一〇	八
		同 市西區(新町)	七	四九	三〇	五三
兵庫	遊廓	同 市東區(深橋)	一〇	五八	二〇	一五
		同 市東區(龍神)	九	三三	七	一三
奈良	遊廓	同 市東區(酒宮)	三	三三	一	一
		同 市東區(龍馬)	一	一	一	一
岡山	遊廓	同 市東區(下柳)	一	一	一	一
		同 市東區(小網)	一	一	一	一
福岡	遊廓	同 市東區(佐世保)	一	一	一	一
		同 市東區(佐世保)	一	一	一	一
熊本	遊廓	同 市東區(熊本)	一	一	一	一
		同 市東區(熊本)	一	一	一	一
鹿児島	遊廓	同 市東區(鹿児島)	一	一	一	一

種	總	那霸市	注	町	上之	嶽	所		
								二三四	六九九
								四七〇	三一四二〇
									四九六三九〇

(備考)

右貸座敷は全国五百四十一指定地中より昭和四年末現在に於ける、娼妓数三百人以上を置く指定地と娼妓数は極めて少数であるが營業者数百以上で相當多数の雇人を置く指定地四十一箇所を抽出したるものであつて、本表中の遊興金額は貸座敷揚代金と混同しなむやうに注意せられたい。

九 指定地別に依る營業者数、娼妓数、雇人数、遊興人員及遊興費

# 貸座敷指定地調

昭和五年六月末現在



旭川市曙町	留萌郡留萌町	苫前郡羽幌町	增毛郡增毛町	室蘭市幕西町	此田郡蛇田村	苫小牧町浜町	浦河郡浦河町	幌糸郡幌糸村	静内郡静内村	河西郡帯廣町	廣尾郡廣尾村	釧路市大字米町	厚岸郡浜中村	同 厚岸町	根室郡根室町	標津郡標津村	網走郡網走町	宗谷郡稚内町	枝幸郡枝幸村	利尻郡鬼脇村	同 鷲泊村	禮文郡香深村
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

三	一	一	三	四	六	一	二	四	一	八	四	五	一	一	二	九	三	一	八	五	四	七	五
一	〇	四	一	九	三	二	六	二	一	三	〇	一	一	五	七	一	一	一	一	一	一	一	一
三	二	一	二	一	〇	一	四	一	五	一	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三、一、一	三、八、六	一、一、七、三	一、一、七、三	八、五、一、二	九、三、八、一	四、一、二	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四	三、九、一、六、四
一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇

札幌市	札幌郡江別町	石狩郡石狩町	濱益郡浜益村	函館市大森町	松前郡福山町	茅部郡森町	檜山郡江差町	瀬棚郡瀬棚町	壽都郡壽都町	磯谷郡磯谷町	岩内郡岩内町	小樽市入船町	同 市梅ヶ枝町(半官遊廓)	余市郡余市町	古平郡古平町	空知郡岩見澤町	同 龍川町	同 歌志内村	雨龍郡深川町花園町	上川郡永山村
-----	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------------	--------	--------	---------	-------	--------	-----------	--------

三	一	六	二	一	八	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二	三	二	九	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
七	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	三、六、九、三、七	
一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇	一、一、三、六、四、三、〇、〇



秋 田

山本郡能代港町  
由利郡本莊町古雪町  
仙北郡大曲町  
同 角館町  
平鹿郡横手町  
雄勝郡湯沢町  
鹿角郡花輪町

山 形

山形市小姓町  
東村山郡長崎町  
南村山郡上山町  
東村山郡天童町  
西村山郡寒河江町  
同 左沢町  
同 谷地町  
北村山郡榴岡町  
同 尾花沢町  
最上郡新庄町  
饒海郡酒田町  
同 松嶺町  
鶴岡市大字日枝  
西田川郡加茂町宇湯ノ浜  
同 大山町  
同 温海村

三	五	六	八	二	三	八	一	五	四	四	一	五	四	一	九	一	三	八	四	八	四	一
一	八	二	四	五	三	一	〇	三	三	六	一	七	八	一	九	〇	三	九	四	五	四	五
三	一	一	四	一	二	二	〇	四	二	九	三	七	〇	二	九	二	三	四	六	八	一	二
五、五、一八	一、五、八、九	一、三、八、二、四	一、三、九、六、八	八、〇、九	三、二、九、六、八	一、三、二、九、六、八	八、〇、九	九、一、九、二	三、三、九、六、八	一、三、二、九、六、八	八、〇、九	一、三、八、二、四	一、五、六、四、一	八、五、八、九	五、五、一八	三、一、四	一、三、八、二、四	一、五、八、九	一、三、三、九、六、八	一、三、三、九、六、八	一、三、三、九、六、八	
一、六、四、七、七、五、〇	一、八、二、四、五、三、一、〇、三、三、六、一、七、八、一、九、〇	一、一、四、五、三、一、〇、三、三、六、一、七、八、一、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	一、二、三、四、五、六、七、八、九、〇	

山 形 福 島

同 湯田川村  
同 加茂町宇加茂  
西置賜郡長井町  
同 荒砥町  
東置賜郡赤湯町  
同 高畠町字赤高畠  
同 宇高畠  
同 官内町  
米沢市大字福田  
東置賜郡小松町  
福島市大字福島  
信夫郡瀬ノ上町  
同 鹿坂村  
同 松川村  
同 飯坂町  
伊達郡桑折町  
同 藤田町  
同 保原町  
同 深川町  
同 川俣町  
安達郡二本松町  
同 本宮町  
郡山市赤木町

三	二	二	三	二	一	三	五	七	三	二	六	九	三	八	一	一	二	三	五	二	五
一	六	一	一	七	一	四	七	五	九	二	九	一	〇	四	五	三	三	六	八	七	〇
九	一	三	五	一	〇	二	三	八	九	二	五	一	二	五	七	二	七	二	七	二	三
六、七、九、八	六、一、一、一	一、〇、八、七	五、三、五、七	二、九、八	一、九、八	一、六、〇、二	一、九、八	三、七、六、六	八、三、〇、七	一、三、五、一、二	七、七、五、二	三、六、六、七	一、三、八、九、七	一、四、〇、八、八	一、〇、八、七、八	三、一、二、八	一、〇、八、七、八	一、〇、四、〇	六、七、五	七、〇、四	二、四、〇、一
二、五、七、三、四、五、一、〇	一、二、八、三、六、九、三、〇	四、七、四、七、七、三、〇	一、三、一、六、二、八、〇	三、三、三、〇、〇、〇	三、九、二、四、八、〇	八、〇、八、三、六、八、〇	一、七、九、七、二、八、〇	六、四、八、四、七、五、〇	二、二、七、三、九、九、五、〇	五、二、九、一、二、八、九、〇	一、七、九、七、二、八、〇	七、五、九、九、八、〇	一、三、八、九、七、〇	四、三、五、三、四、六、一、〇	一、三、五、七、〇、九、八、〇	三、一、七、七、〇、〇、〇	五、八、三、八、一、五、八、〇	一、三、五、七、〇、九、八、〇	三、一、七、七、〇、〇、〇	二、五、二、一、五、九、〇	三、八、七、七、〇、〇、〇

島		福	
相馬郡中村町	同 湯本町	石城郡平町	同 小野新町
田村郡三春町	同 矢吹町	河沼郡坂下町	耶麻郡喜多方町
北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村
北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村
北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村
北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村
北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村
北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村
北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村
北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村	北會津郡北村

水		福	
上野賀郡西方村	同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町
同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町
同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町
同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町
同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町
同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町
同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町
同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町
同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町
同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町	同 鹿沼町

新		嶋	
津久井郡吉野町竜田	三	同	同
足柄下郡小田原町(初音新地)	七	同	同
新開市本町通十四番町常盤町横街町	七五	同	同
北瀬原郡新農田町	一九	同	同
同 中條町	一三	同	同
東瀬原郡津川町	五	同	同
同 中瀬原郡新津町	一	同	同
同 村松町	四	同	同
同 五泉町	四	同	同
南瀬原郡三條町	四	同	同
三島郡出雲崎町	八	同	同
同 寺泊町	八	同	同
長岡市文者町	三三	同	同
北瀬原郡小ヶ谷町	七	同	同
刈羽郡柏崎町新花町	二〇	同	同
高田市栗町	一九	同	同
中瀬原郡道江津町	七	同	同
佐渡郡相川町	八	同	同
同 二見村	三	同	同
同 小水町	六	同	同
同 両津町大字	七	同	同
同 大字	六	同	同

千		東		京		神		奈		川	
君津郡木更津町	四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
海上郡海上村	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
東京市四行區新宿二丁目	五三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 浅草區新吉原	二九五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 深川區洲崎奈天町	二八六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 荏原郡品川町	四三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
北豊島郡板橋町	一七	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
南足立郡千住町大車千住	五〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八王子市田町	一四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
北多摩郡府中村	五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 調布町	一三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小笠原島父島大村東町	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
横浜市中區永樂町、真金町、	七〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 神奈川區青木町字及所	一七	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 保土ヶ谷區岩間上町	七	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
川崎市南所	一九	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
横須賀市公郷町、佐野町	二八	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中野平塚町平塚	二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
高座郡藤沢町藤沢	一〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鎌倉郡戸塚町戸塚	三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中郡大磯町大磯	三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三浦郡浦賀町葛巻下、中田、八郎田、	二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 三崎町	五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同



重	三	知	愛	岡	静
飯南郡松原町大字川井町	同 一志郡久居町	同 津市藤枝町	同 河藝郡神戸町大字神戸	同 同 同 同	同 同 同 同
七	七	一四	八	八	八
二〇	二九	六七	一三	二七	二七
一五	一四	二七	一五	一四	一四
一三四三〇	一四六八六	四六、七四二	二二、九九一	二二、九九一	二二、九九一

野	岐	阜	静	岡
東筑摩郡本郷村	同 塩尻町	同 塩尻町	同 塩尻町	同 塩尻町
二一	九	一〇九	二	三
四九	二四	二七	二七	二七
三	三	一	一	一
五、七七二	一、九九七	一、九九七	一、九九七	一、九九七





大		阪		兵		庫		泉		良	
大坂市西区 (新所道廓) (堀江道廓)	一五二 一五六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
泉南郡貝塚町近水 (貝塚道廓)	二一三 二一六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大坂市住吉区 (飛田)	二一五 二一七	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 西 区 (松島)	二二五 二二七	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 南 区 (南島花街)	二九三 二九五	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
堺市 (榮橋)	三〇九 三一〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 (乳守)	三二九 三三〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 (龍神)	三三九 三四〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
北河内郡放方所 (櫻新地)	三五一 三五二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
神戶市福原町及上橋通大丁目 (福原)	三六三 三六四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 今出在家所 (兵庫新川道廓)	三六五 三六六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 今出在家所 (兵庫新川道廓)	三六七 三六八	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
西宮市戸田町、水所、興吉道所 (西宮道廓)	三七九 三八〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
明石市東水町宇新地 (明石新地)	三九一 三九二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
加古郡高砂町 (高砂道廓)	四〇三 四〇四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
姫路市梅ヶ枝町 (梅ヶ枝道廓)	四一五 四一六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
飾磨郡飾磨町須賀 (堤保)	四二七 四二八	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
多紀郡八上村池上 (池上新地)	四三九 四四〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
津名郡洲本町漁師町 (洲本)	四五〇 四五〇	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
揖保郡室津村 (室津)	四六一 四六一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
奈良市東水辻町、瓦堂町	四七三 四七四	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
生駒郡郡山町 (東岡)	四八五 四八六	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 (洞泉寺)	四九七 四九八	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

和歌山		鳥取		島根		岡山		廣島		島	
東牟婁郡新宮町	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 大島村	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
日高郡白崎村	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
米子市灘町二丁目	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鳥取市丸町象樂園内	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
松江市伊勢宮町	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八東郡美保関町 (大正十三年廢棄)	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
能美郡安来町 (指定タムル七區觀看ナシ)	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
通摩郡温泉津町 (同右)	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
那賀郡茨田町	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 西郷町 (大正十一年以來廢棄ナシ)	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
岡山市東中島町、西中島町	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
児島郡下津井町	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 日比町	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上道郡九幡村	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
邑久郡牛窓町	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
浅口郡玉島町	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小田郡笠岡町	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
倉敷市倉敷	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
津山市枝水町、伏見町	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
廣島市下柳町、築碓堀	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 小網町、船入町	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 吳市朝日町	一三三 一三三	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同







流行妓に對しては、更に抱主側の誘惑がある。其の娼妓が少くも長く自分の店に居て呉れたならば儲かる、だから悪逆な樓主は、流行を追つて衣袋や裝身具を買ふことを勧め、其の支拂つた金は逋貸金として稼業年限の延長を圖る。

之等の弊害を矯める為には、娼妓に對して覺醒を促す手段を執ることにも必要であらう。樓主を嚴に戒める方法を講ずることにも必要であらう。兎に角、一日も早く其の境遇を脱せしむるやう努めてやらなければならぬ。

一旦娼妓に身を沈めた以上、容易に足を洗ふことが出来な。之が通弊である。此の弊害を防止する為に考へ出されたのが、娼妓の稼業期間制限である。娼妓名簿の登録申請を受けた場合、稼業期間を調べて一定の期間を越ゆるものは登録を許さぬ。稼業中逋借金

が出来たからといつて一定の期間を過ぎ尚継続して娼妓稼業を為すことを認めない。斯した主義を絶對的に採用して居るものに、福井縣、茨城縣、愛知縣、滋賀縣、奈良縣、兵庫縣、鳥根縣、廣島縣、愛媛縣、熊本縣の諸縣がある。殊に、兵庫縣が夙に此の主義を採用し明治三十九年以來實行して居ることは注目に値する。

原則として一定期間を越ゆる稼業を許さぬが、例外として、其の稼業中逋借金が出来たり、或は病氣の爲に長く休業したといふやうな特種の理由が存する場合に於てのみ、更に一定期間を限り稼業を為すことを許すものに、青森縣、宮城縣、山形縣、千葉縣、警視廳、石川縣、長野縣、山梨縣、岐阜縣、大阪府、鳥取縣、香川縣、徳島縣、高知縣(年制のもののみ)福岡縣、長崎縣、宮崎縣等がある。

全然稼業期間を制限してゐないのは、北海道、岩手縣、秋田縣、埼玉縣、新潟縣、富山縣、静岡縣、三重縣、佐賀縣、鹿児島縣、沖縄縣等である。其の他の府縣では、概ね別に制限はしてゐないが、貸座敷同業組合の規約等で年期を定めしめ、或は當業者を懲罰して長期に亘るものを避けしむるやうな手段を講じて居る。

稼業期間を制限して居るもの、中最も期間の長いのが六年、山梨縣、警視廳、神奈川縣がそれである。最も短かひのは山梨縣、島根縣、宮崎縣の四年である。他は概ね五年となつて居る。稼業期間の制限標準を具体的に定めて居るものに愛知縣がある。之に依れば前借金百圓以下は一年以内、同二百圓以下は二年以内、同三百圓以下は三年以内、同六百圓以下は四年以内、前借金六百圓を超ゆるものは五年以内とかうなつて居る。

前借金制限に關しては茨城縣、福井縣、奈良縣、鳥取縣、香川縣、福岡縣等の諸縣に於けるが如く、廳府縣令に之を定めて居るものもあるが、概ね警察署長に對する訓令、通牒等の取次に依つて居る。

之等の問題につき、廳府縣別に於て一瞥を與へてみる。

○北海道 制限してゐない。

○青森縣 取扱内規に依り五年に制限して居る。尤も稼業中に休業し、或は病氣其の他家事の都合等已むを得ない事情の爲、所轄警察署長の認可を受け追借金をした場合は、例外として五年の期間を延長することを認めて居る。

○岩手縣 制限はない。

○宮城縣 大正十五年に改正した娼妓取締規則施行細則に於ては稼業期間五年以上に亘るもの、又は曾て娼妓たりし者にして再び

娼妓を志した場合、其の前後を連算して五年以上に亘るもの、之等に對しては娼妓名簿に登録することを拒否する旨を規定し、五年を以て稼業期間の絶対的制限としたが、斯くては稼業制限期間を経過した娼妓であつて、而も猶借金を負つて居り、且つ發業しても他に生業の途とてもない、その借金を返済するが爲には、已むなく、他府縣に轉じて娼妓となるの外はない、さうなものが往々あつたので、昭和四年十二月に娼妓取締規則施行細則を改正し、例外的に現に娼妓稼を為す者であつて、稼業年限満了の際、引続き同一場所に於て娼妓稼を為さむとする者については、已むを得ない事情ある場合に限り、稼業制限期間の五年を超ゆるも之を許すこととした。

○秋田縣 制限は存しない。

○山形縣

昭和二年に娼妓待遇改善に關し、若警察署長に訓令を發し、此の訓令に於て、稼業期間は最長六年とし、家計の補助其他特殊の事情に依り已むを得ざるものと認むる者のみに付、例外として二年まで延長を許すこととして居る。

○福島縣

縣内に於ける娼妓の稼業期間は殆んど六年以内のものであるから、これ以上別に制限するの必要を認めない。従つて、本規或は取扱内規に於ては、全然之に觸れてない。

茨城縣

貸座敷引手茶屋娼妓取締規則に於て、娼妓の稼業年限は五年以内とし、曾て娼妓たりし経歴を有して居る者については其の稼業年限は前後を連して五年を超ゆることを得ない旨を規定し、例外なく、其の最長を五年として居る。

○栃木縣

規則に於ては別に制限規定を置いてゐないが、實際の

取扱として、楼主と娼妓とが契約を締結し、五年以内ならしむるやう常に懲罰して居るから、大体に於て之に依據して居るやうである。

○埼玉縣 制限してない。

○千葉縣 娼妓取締に關する縣令に於て、娼妓稼業の期間は前後を通じて五年を超ゆることを得ない。但し警察署に於て已むを得ない事由ありと認められた場合は、この制限を超へても差支ない旨を規定して居る。而して所謂已むを得ない事由とは、この制限期間を経過するも猶前借金を消却するに至らず、而も他に返済の途の全然ないもの、如きがそれである。

○警視廳 法規に於ては別に制限して居ないが、法規の執行心得に於て、娼妓名簿登録の際に、娼妓及楼主に對し、なるべく前借

金を小額にし、稼業期間はつとめて短かくするやうに諭示せよといつて居る。で、之が取扱については、稼業期間は六年を限度とし、この六年を経過するも已むを得ざる事情存し、稼業を継続せしめなければならぬものと認めらるゝもののみ更に二年の延長を許して居る。

○神奈川縣 稼業期間につき規則又は取扱内規等に制限を設けて居ない。然し、實際の取扱としては、前借金の多寡に應じ、三年乃至六年を限度として登録して居る。

○新潟縣 制限がない。

○富山縣 同様制限はない。

○石川縣 始め娼妓となるときには、別に其の期間を制限しないが、契約の期間が満了して更に之を延長し、或は一旦娼妓稼業を



廢めて再び娼妓となることは断然禁遏して居る。

○福井縣 娼妓取締規則施行細則に於て、娼妓の稼業期間は例外なく五年に制限して居る。

○山梨縣 原則として四年とし、たゞ已むを得ない事情の存する場合に於て、一年以内延長し得ることを認めて居る。

○長野縣 法規或は取扱内規に於ては、全然制限して居ない。が松本市に於ける貸座敷業者のつくつて居る、横田遊廓娼妓救済會の會則中に、此の問題に觸れて居るものがある。而し其の實施の情況に徴するに、娼妓楼主共にこれを勧誼して居るさうだから、興味を惹く。次に掲げてみやう。

横田遊廓娼妓救済會會則第七條 抜萃

本會ニ於テ行フ事業ハ左ノ如シ

一 五年以上稼業ニ精勵セシモ債務未済ノ者及一年以上稼業セル者ニシテ病弱其ノ他ノ事由ニヨリ稼業ニ堪エサル者ハ本會ニ於テ債務ヲ辨濟シ廢業セシムルモノトス但シ五年以上ノ精勵者ト雖契約當時ノ前借金以外ノ追借金年額百圓ヲ超ユル者ノ超過額ニ對シテハ代償ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ハ楼主ハ貸金現在高ノ三割ノ權利ヲ拋棄スルモノトス

○岐阜縣 規則、内規等には制限規定はない。従つて、各警察署の取扱振りも必ずしも齊一ではない。が、概ね五年以内に制限し或は前借金二百圓につき稼業期間一年の割合を以て契約せしめ、其の他長きに過ぎると認めらるゝものは諭示して之を短縮せしめつゝある等、何れも最少限度の稼業期間の契約を爲さしむるやう

努カして居る。

○静岡縣 制限は置いておない。

○愛知縣 法規には稼業期間については別に觸れて居ないが、内規により左の通り制限して取扱つて居る。

前借金百圓以下は 一年以内

前借金二百圓以下は 二年以内

前借金三百圓以下は 三年以内

前借金六百圓以下は 四年以内

前借金六百圓を超ゆるものは五年以内

○三重縣 制限はない。

○滋賀縣 規則に於ては制限して居ないが、其の取扱内規で、五年以上の稼業期間は絶対に許さない、而して、此の期間の計算に

ついては、縣内に關するもののみとし、他府縣より所謂転替して来た者については、他府縣に於けるものは計算に入れない。尤も五年以上稼業したものが爲に、一旦縣内より他府縣に転替し、更に縣内に歸つて来た場合は、其の登録を拒否する。

○京都府 規則及内規に於て制限は附してゐない。しかし樓主及周旋業者が談合の上五年を超ゆる契約は之を爲さないことを通例として居る。

○大阪府 規則内規等に於て制限に關する定はないが、事實上の取扱は最長を五年とし事情已むを得ずと認められるもののみに限リ、この期間満了後に於て期間の更新を認める。

○兵庫縣 明治三十九年訓令を發し五年以上に亘る稼業は絶対に之を許さない。

○奈良縣 娼妓取締規則施行細則に於て、稼業期間は縣内に於けるもの五年を越ゆるを許さないこと、して居る。

○和歌山縣 規則内規等に別段の定は置いて居ないが、事務を處理する場合に於て、徒らに長期に亘る稼業契約は之を爲さしめないうやうに努力して居る。

○鳥取縣 娼妓取締規則施行細則に於て、稼業期間は縣内を通じて五年を越ゆることを許さない。尤も事情已むを得ざるものありと所轄警察署長が認定した場合は、娼妓の意思に基き、一年の範圍内にて稼業の継続を許す。

○島根縣 絶対に四年を越ゆることを許さない。而して、稼業契約の内容に初め約定したる期間を延長し得るが如きものは差止めて居る。

○岡山縣 規則内規等に制限すべきことを命じて居ないが、事實上五年以上に亘る契約を爲す者はない。

○廣島縣 内規を以て五年に制限して居る。

○山口縣 娼妓名簿登録に際し、其の申請書に稼業期間を記載せしめ、所謂期間附登録の制を採つて居る。即ち申請書に掲げてある期間が満了したならば、當然名簿を削除せられ、娼妓を廃めなければならぬやうに作る筋合のものである。此の期間は四年が最長である。但し稼業中休業日数が多かつたり、或は追借金が生じ、之を返却するが爲だとか、特殊の事情があるものについては一年を越へない範圍内で其の期間を延長せしむることを認めて居る。

○徳島縣 規則内規等で制限を附して居ない。之が實際の取扱振

リを見るに、徳島市の貸座敷に於ては、所轄警察署が五年を超ゆることを禁止して居る。撫養町の貸座敷については所轄警察署に於て別に制限しな。

○香川縣 大正十五年に娼妓取締規則施行細則を改正し、稼業期間に縣内を通じて五年を超ゆることを許さな。尤も例外として特別の事情があつて、而も娼妓の真意に出で、居ると認めらるる場合は、所轄警察署の認定に依り一年以内更に稼業を継続せしめることにした。

○愛媛縣 娼妓取締規則施行細則に依り稼業期間を五年に制限して居る。

○高知縣 實際の取扱上五年以内として居るが、歩合制娼妓であつて其の期間内に前借金を皆済未了なかつたならば、其の皆済す

べき見込日数を期間満了後追加せしむることを認めて居る。年期限娼妓については、縦令病氣等の為休業しても、その休業日数を補填することを理由として期間満了後稼業を為さしめることを絶対に許さな。

○福岡縣 大正十五年に貸座敷娼妓取締規則(縣令)を改正し、娼妓の稼業年限は原則として五年以内とし、已むを得ない事情の存する場合に於てのみ更に二年内を限り稼業することを認容した。而して、貸座敷娼妓取締規則取扱手續に於て稼業期間延長の限度を示して居る。それは左の通りである。

一、疾病、妊娠、分娩、旅行等の休業に對する補充稼業を為す為必要ある場合に於ては一年内。

二、前示以外の事由を以つて稼業を休止し、其の補充稼業を為す

必要ありと認めたときは、其の休止した期間、但し二年を超ゆることは断じて許さない。

三、前借又は逕借等の債務完済の爲、継続稼業を爲すの外他に途なき場合に於ては一年内。

○佐賀縣 制限はない。

○長崎縣 稼業期間は原則として五年以内とし、特別の事情ある場合に於てのみ二年の範囲内に於て稼業の継続を許すを例外とする。

○熊本縣 大正十五年より娼妓稼業を五年以内に制限し、之を同業組合同規約中に規定せしめて實行して居る。

○大分縣 五年以内に制限して居る。

○宮崎縣 四年を超過せざることを原則とする。但し警察署長に

於て己むを得ない事情ありと認められたものについては、前後を連して五年に達するまで稼業を許すことがある。

○鹿児島縣 制限がない。

○沖縄縣 制限は存しない。

一二 娼妓稼業契約

娼妓稼業を爲すについては事實上前借金を存することとを前提とする。大審院の判示するところによれば「娼妓稼業ハ公認セラレ居ルヲ以テ債務者タル娼妓カ債權者ニ對シ自己ノ營業上ヨリ生スル收益ヲ以テ債務ノ辨済ニ供スヘキトヲ約スルモ毫モ公ノ秩序若ハ善良ナル風俗ニ反スル所ナシハ明治三九、六段」である。即ち判例は、娼

妓が公認の業である以上、其の稼業所得を以つて前借金の辦済に充てる旨の契約をしても、民法第九十條に所謂公の秩序又は善良の風俗に反する無効の法律行為では無いといふのである。また判例は、

3.

△娼妓契約ニ關シ身体ノ拘束ヲ目的トスル契約ハ自由契約ノ範圍外ナルヲ以テ當然無効ナリ(明二九、大民)

△娼妓カ貸座敷業者ニ對シ一定ノ年期中勞務ニ服スルトノ契約ハ法律上無効ナリ(明二九、大民)

△貸座敷業者ト娼妓トノ間ニ於ケル金錢貸借上ノ契約ト身体ヲ拘束スルヲ目的トスル契約トハ各自独立ニシテ身体ノ拘束ヲ目的トスル契約ハ無効ナリ(明三三、大民)

従前は、前借金即ち金錢消費貸借に關する約定と娼妓稼業に關する約定とを同一證書に認め、居るものが多かったが、最近に於ては

前者——金錢消費貸借契約——と、後者——稼業契約——とを別箇

に證書と爲し、金錢消費貸借の分は特に公正證書として居るものが多い。此の種の公正證書は、金錢消費貸借と債務不履行の場合に於ける強制執行の認諾とを主として書いて、娼妓稼業については片言隻句も及んで居ないことに特色がある。尤も中には稀に、金錢消費貸約と稼業契約とを一通の證書に記し、其の内容には娼妓の自由を拘束するやうな事項をも表はして公正證書として居る大膽なものもある。

稼業契約書中に認められて居る事項であつて、不忠又は不當の嫌あるものを拾ひ出してみる。

△稼業中貴殿ノ御都合ニ依リ、貸座敷業者ノ名前替又ハ讓渡稼業休業

等被成候場合其ノ他貴殿ノ御都合ニ依リ御相談有之候節座敷替ノ御請求ニ應スヘク決シテ違議申問敷ハ勿論之ニ對スル手續書全部取揃提供可致候事

△娼妓ノ外出ニ際シ附添人ニ要スル一切ノ旅費ハ娼妓ニ於テ負担致候事

△滿一年以内ニ債務ヲ完済セスシテ廢業聯稼等ヲ爲シタルト又ハ違約金トシテ前借金額ノ一割ヲ抱主ニ支拂フコト

△債務ノ辨済ヲ爲サスシテ家出逃去シタルト又ハ之ヲ搜索ニ要シタル費用ハ債務者ニ於テ負担スルコト

△一年以内ニ鞆替又ハ廢業シタルト又ハ娼妓ハ抱主カ當初紹介業者ニ支拂ヒタル周旋料ヲ償還スルノ義務ヲ負フ

註||紹介業者取締規則ニ紹介手数料ノ半額以上ハ貸座敷業者ニ於テ

員担下ベキ旨ノ強行規定ハ廢止的存約||

△一年以内ニ廢業又ハ仕替ヲ爲シタルト又ハ借入金精算額ノ百分ノ二十、二年以内ハ百分ノ十五、三年以内ハ百分ノ八ヲ辨償スルコト

△契約期間滿了六ヶ月前ニ於テ抱主年期中ニ借用元利金皆済ノ見込

ナシトシ營業継続ヲ求ムルト又ハ速ニ之ニ應シテ継続營業ヲ出願シ此ノ契約ト同一條項ヲ以テ相當年月ヲ豫定シテ継続稼業致スヘキコト

△抱主及娼妓ニ於テ不利益ト認ムル遊客ハ抱主ニ於テ登樓謝絶被致

トモ異議ナキコト

△本人ハ貴殿方ニ於テ同居稼業ヲ開始シ爾後滿一年以内ニ休業、廢業又ハ同居換替ヲ爲シ又ハ所在ヲシテ不明ナラシメタルト又ハ違

約損害賠償トシ金百圓也ヲ拙者共連帶責任ヲ以テ異議ナク速ニ辨償可致事

△遊客ノ其ノ發樓ノ初會タルト再會タルトヲ問ハズ遊興ノ許可ハ貴否ハ貴殿又ハ貴殿ノ代理ノ指圖ニ從ヒ娼妓ニ於テ一切容喙セサルコト

△出稼中轉業又ハ廢業セントスル時ハ收支精算簿ニ依リ決算ノ上不足ノ分ハ悉皆支拂可致ハ勿論此外契約當時ノ實費並問旋料旅費共支拂可致右皆者ニ相成候並決シテ轉所又ハ廢業致間敷事ヲ特ニ契約致候事

△何某公証役場第三九三五號証書ニ於テ貴殿ヨリ借受タル金額ノ利息ハ一箇月十圓ニ付八錢三重三毛ノ記載ナルモ事實ハ一箇月一分二厘五毛ノ約定ニ付公正証書面ニ拘ハラス毎月御約定ノ割合ヲ

以テ相違ナク利息相拂ヒ可申事

註||公正証書に於ては利息制限法に反せざるも別の契約書に於て之に反せる契約を為せるものゝ例||

△稼業者中途ニ於テ廢業轉業スル場合ハ違約損害トシテ本契約ノ爲止ムヲ得不要シタル問旋料、旅費及宿泊料等ノ實費ニシテ債權者カ既ニ支拂ヒタル金額ヲ支拂フモノトス

△乙(娼妓)カ必要ニ依リ追借金ヲ為シタル場合ニ豫メ同意ヲ求メサルコトアルモ丙(親権者及連帶債務者)ハ其ノ責任ヲ免ルルコトヲ得サルモノトス

△娼妓カ債務未清中逃走シタルト又ハ債務者ニ於テ搜索シ速ニ稼業ニ就カシムルハ勿論搜索ニ要シタル費用一切乙及丙ニ於テ負担スルモノトス



△拙者(娼妓)外出ノ場合ハ保護ノ為貴殿ノ指定スル附添人ヲ同伴ス  
ヘキコト

外出ノ際ニ於ケル附添人又ハ出迎人ノ費用ハ拙者(娼妓)負担タル  
ヘキコト

△債務者カ税金等ニ差支務業ノ見込立難キ場合ニ於テ債権者ヨリ他  
ヘ轉寄寓ヲ為スヘキ請求アリタルトモハ異議ナク轉寄寓ノ手續ヲ  
為スヘシ

△拙者(債務者)ニ於テ今後本契約ノ事項ニ關シ質問其ノ他對談ノ必  
要ヲ生シタルトモハ拙者又ハ連帶保証人共ノ内自カラ之ヲ為スヘ  
ク決シテ代理人等差出ササルヘシ若シ之ニ違背シ代理人差出シタ  
ルトモハ貴殿ハ之ヲ拒絶セラルルモ拙者及連帶保証人一同異議ナ  
キコト

△死亡等ノ為貴殿ニ損害ヲ生シタルトモハ異議ナク賠償可致事

娼妓務業に關する契約を分つて(一)年期制(二)月給制(三)歩合制(四)年期  
歩合折衷制(五)自給制の五種と為すことが出来ると思ふ。

年期制と稱するのは、夙に一般的に行はれた制度であつて、娼妓  
となるにス、當事者間に務業期間を定めて置いて、其の務業期間が  
満了することによつて債權債務は消滅する。此の制度は、抱入れた  
娼妓が所謂流流妓であつたならば抱主は利得をするが、否らざる場  
合に於ては損失を招くことがある。假りに千圓の前借金で四年の年  
期によつて、同時に、甲乙二人の娼妓を抱へたとする。甲は四年  
間に其の賣揚四千圓に達し、乙は辛うじて其の間に千圓の賣揚があ  
つたのみであつても、甲乙同時に、齊しく債務を辨済したることにな  
つて、かなり不合理な制である。

月給制、これは抱入れ口とする娼妓の實に應じて、毎月の給金を定める、而して、此の給金を以て前借金を所謂済崩しに辨済してゆく、給金は大体に於て不變のものであつて、稼高が多からうといつて昇給するものでもなければ、また、縦令少からうといつて減給せられるものでもない。従つて、抱入れられたときに於て、債務并済に因る稼業廢止の時機は豫定し得る訳であつて、事實上年期制と相擇ぶところは無い。

歩合制は、年期制や月給制に比し、合理的であり進歩的である。

揚代金を抱主と娼妓とが一定の割合によつて取得する。換言すれば利益分配制である。「五—五」、「五・五—四・五」、「六—四」、「四—六」といふやうな割合のものが多い。で、娼妓はこの分配金を抱主に提供して、漸次抱主に對する前借金を并済してゆかうといふのである。

分配金の額が前借金額に達したとき、債権債務の關係は消滅し稼業を廢止してもよいことになる。揚代金分配歩合さへ公正であるとしたならば、抱主の分は營業取得であり、娼妓の分は勤勞所得であるともいひ得やう。

年期歩合折衷制といふのは、娼妓とをるとき、稼業期間を定めて置くと同時に、抱主と娼妓との間に揚代金分配の割合を定めて置く、娼妓の揚代金取得分が前借金額に達したならば、縦令稼業期間は満了しなくとも隨意に稼業を廢めてよい。また稼業期間満了までに揚代金取得分が前借金額に達しなくとも、其の期間が満了することによつて當然に債務は辨済したことに見做され、稼業を廢し得るといふ制度である。つまり、これは年期制と歩合制の折衷制である。

自賄制、娼妓等の自賄（自前と書くものもある）といふのは、地

方によつては、往々前借金を有せず、事實上独立して稼業に従事して居るものを指して居るが、こゝに、いふ自賄は之と異なる。抱主から一定金額の前借を約し、借主たる娼妓は貸主たる抱主の家に寄寓し、毎月食費、諸道具衣類の損料、座敷料などを抱主に支拂ひ、揚代金は娼妓自ら其の金額を取得する。而して此の揚代金を以つて、漸次前借金を拂つてゆく、稼業期間の定めもなければ、利益金分配の約定もなく、また月給等の契約も全然ない。

娼妓稼業に関する契約は、以上の五種類に分類することが出来る。しかし地方によつては、年定期制であつても、揚代金の一割位を別に與へて居るものもあるし、或は小使錢と稱して定額を給して居るものもあるが、之等の給與があつても年定期たることを失はない。また、歩合制を採つて居るものであつて、契約の時に、稼業期間を

定め其の期間満了の時までの揚代金取得分が、前借金に達しなかつたならば、債務者たる娼妓及其の保証人が連帯して、残餘の債務を辨済するの責に任すべきことを約して居るから、結局継続して稼業に従事するか、他に鞍替して未済の借金を拂ふか、何れにかしなればならないといふことになつて、期間の定は、たゞ娼妓名簿登録の便宜に過ぎないものが、かなり多いやうである。尤も、之等のものの中には、最近稼業期間が満了したならば、前借金未済の場合であつても、快く抱主が残餘の債務履行を免除してやつて居るものもあるやうであるが、畢竟抱主の恩惠的措置であつて、契約自体の關するところでも、事實上に於ては年定期歩合制と同様に取計つて居ても、契約書の上から見たならば、矢張り歩合制であることを断言するに躊躇しない。

尚中國及九州の或る地方に於ては、當業者が歩合制のもつを自賄と呼んで居ることを附記して置く。

貸座敷指定地には、貸座敷同業組合があつて、其の組合規約によつて、各貸座敷營業者の契約方法を一定して、年俵制、月給制、歩合制、年俵歩合折衷制、自賄制等の内何れかの一に據らしむるやうにして居るものもあれば、或は全然各自の自由に委して居るものもある。従つて、道府縣の中には、其の管内同一の制を採用して居るものもあれば、或は、指定地毎に異なる制によつて居るものもあり、若は、同一指定地内に於ても營業者によつて之を異にし、其の甚しいものに至つては、同一營業者であつても、娼妓の異なる毎に、之を異にして居るものもある。

手許にあるものは、道府縣に照會を發して、其の管下に於ける代

表的の契約書類三回種を取寄せたものに過ぎないから、之を以つて全般を推すことは無理ではあるが、之等の材料を綜合して考え、大体に於て、年俵制及年俵歩合折衷制は近畿、北陸、中國、四國、九州地方に多く、歩合制は關東、東北、東山、東海地方に多いやうに思はれる。月給制は長崎及若手の兩縣下に適例がある。此の月給制と自賄制は極めて稀であつて、歩合制、年俵制、年俵歩合折衷制が大部分を占めて居るであらう。

次に稼業契約書の例を示そう。  
年。期。制。

(1) 京都市に於けるもの

契 約 證 書

何 某外三名ハ連帶ヲ以テ貴殿ヨリ金何 圓也ヲ借受ケタル

ニ付其辨濟方法トシテ尤ノ事項ヲ履行スベキコトヲ約諾ス

第一 何 某ハ娼妓取締規則(州務省令)第三條ニ據リ所轄警察官

署ニ於テ娼妓名簿ニ登録セラレタルニ付何 年何 月何

日ヨリ何 年何 月何 日迄満何 年何 月間貴殿方ニ寄

寓シ娼妓稼業ヲ爲スモノトス

第二 前項ノ通契約期間ヲ定メタリト雖何 某ハ之ク爲メニ廢

業轉居其他ノ自由ヲ拘束セラルルモノニアラズ廢業又ハ轉居

ノ際ハ單ニ本契約第五項ニ則リ借入金ヲ辨濟スルモノトス

但シ別途ノ借入金アルトモハ同時ニ辨濟スベキモノトス

第三 何 某ガ貴殿方ニ寄寓就業中娼妓稼業ニ必要ナル衣裝及

ヒ一定ノ費用ハ貴殿ヨリ給付セラルルモノトス又賦金其他ノ公

課廉費並食料住居ニ關スル費用ハ貴殿ヨリ支辨セラルルモノ

トス

第四 契約期間中何 某ノ稼金全額ハ借入金ノ元利並第三項ノ

諸費用ニ充當セン爲メ貴殿ニ收得セラルベキモノトス

但シ客ヨリ與ヘラレタル纏頭其ノ他ノ金品ハ何 某ノ所得

タルコト勿論トス

第五 契約期間ノ中途ニ於テ廢業又ハ轉居スルトモノ辨濟ニ關

スル計算ハ契約期間ノ日數ヲ借入金額ニ割當テ就業シタル日

數ニ相當スル金額ヲ引去リ其ノ殘額ヲ即時辨濟スルモノトス

但シ第四項ニ據リ借入金ニ對スル利息ハ既ニ支拂フタルコ

トトナルヲ以テ本項ノ場合ニ利息ヲ附セザルハ勿論ナルモ

別途ノ借入金ニハ利息ヲ付スルモノトス

第六 契約期間中疾病其他ノ事由ニ因リ就業セザル日アルトモ

ハ之ヲ期間ニ算入セズシテ更ニ其日數ヲ延長スルモノトス  
 第七 契約期間中ニ若シ何 某ガ外出シテ其儘復歸セザルト又  
 又ハ正當ノ事由ナクシテ就業セザルト又ハ貴殿ハ任意第五項  
 ニ則リ連帶債務者ニ對シ辨濟ヲ求ムルコトヲ得別途ノ借入金  
 亦同ジ

第八 何 某ガ死亡シタルト又ハ疾病ニ罹リ官署ヨリ娼妓稼  
 業ヲ禁止セラレタルト又ハ残存セル債務ヲ免除セラルルモノ  
 トス

第九 契約期間満了シタルト又ハ互ニ過不足損益ヲ論セザルコ  
 トヲ約諾シタルヲ以テ別途借入金ノ外債務ノ終リタルモノト  
 ス

第十 本契約ニ關スル訴訟管轄ハ貴殿ノ住居ヲ管轄スル裁判所

ヲ以テ其管轄ト爲スベキトヲ承諾シタリ

右之通約諾シタルニ相違ナキヲ以テ其証トシテ九ニ署名捺印ス

本証書 何 年何 月何 日 何 市何 町何 番地  
 何 某宅ニ於テ作成ス

何 某印  
 何 某印  
 何 某印  
 何 某印

(四) 金澤市に於けるもの

金員借用並ニ返済方法ニ關スル契約証書

一金何 圓也 通貨



利子ハ制限法ノ規定ニ從テ

右金額貴殿ヨリ正ニ借用仕候處確實也然ル上返齊ノ義ハ何年

何 日何 日娼妓名簿登錄ノ日ヨリ向テ満何 間即千何

年何 日何 日迄トス毎月末日限リ金何 圓宛九ノ各條項ニ

基テ漸次辨齊可仕候萬一壹度タリトモ延滞候節ハ月賦辨齊ニ不

拘元利金一時ニ請求相成候トモ無異議ハ勿論即時皆齊可仕候

第一條 娼妓何 某ハ前額債務金ノ辨齊方法トシテ此契約締結

ト同時ニ警察署へ稼業出願ノ手續ヲ納シ名簿登錄アリタル日

ヨリ債務辨齊期限間貴殿方ニ於テ稼業ニ從事致シ貴殿ハ其ノ

所得金ヨリ税金ヲ納メ残余ノ全部貴殿適宜所有ト可被成候

第二 此契約期限中双方間ノ負担スヘキ項目九ノ如シ

一、娼結賃毎月幾ツツ宛

一、湯賃ハ凡テ抱主ノ負擔トス

一、岩席ノ着物ハ

一、平生ノ着物ハ

一、使用紙ハ毎月

一、化粧料

第三條 本條約期間中無断廢業若シクハ家出シタル場合本人ニ

於テ債務ヲ辨齊セザル時ハ保証人ニ於テ負担償却仕リ毫モ貴

殿へ損害相掛ケ申間敷候

第四條 本契約締結後満何ケ年以内ニ違約スル場合ハ金何 圓

ノ損害ヲ貴殿ニ支拂フモノトス

第五條 貴殿ノ都合ニ依リ他へ出稼セシメラルル場合又ハ此

ノ債權ヲ他へ譲渡セラルルモ異議申間敷候

第六條 本人及び保証人共本契約ニ關シ貴殿等ノ間柄ニ於テ訴訟提起ヲ為スコトアル時ハ此契約締結當時住居地ノ裁判所ヲ以テ管轄裁判所ト定ムルコトニ同意致候事

第七條 此契約期間内ニ休業疾病等ノ故障無之速ニ稼業ヲ為シ期限満了スル場合ハ計算ノ結果稼業所得金ノ債務額過不足ヲ生スルコトアルモ該債務元利皆着ト見做シ貴殿ノ債務ハ期限満了ト同時ニ消滅シタルモノトス

但シ稼人ノ都合上ニテ休業シ若クハ疾病ノ為メ休業スル場合ハ此契約期限満了後継続稼業ヲ為シ日不足勤メスルコト若シ不能バ日割ヲ以テ辨済ノ義務履行可致候

右金圓借用並ニ契約ヲ確證スル為メ保証人ト共ニ為後日龍ニ署名捺印仕候

但シ本契約ハ何 年何 月何 日某 地何 番地ニ於テ之ヲ締結ス

借主兼稼人 何 某印  
連帯保証人 何 某印  
何 某印

(ハ) 徳島市に於けるもの

金錢貸借契約書

一金何 圓也

右者何 年何 月何 日標記ノ金員利息年壹割ノ定メニテ債權者雇主何 某ヨリ借受債權者ハ次條ノ弁済方法ヲ承諾シテ之ヲ貸與シタリ



第一條 前條借用元利金ノ年齊方法ハ債務者何 某ハ其之實父  
 何 某ト協議ノ上債権者方ニ寄寓シテ娼妓營業鑑札下附ノ日  
 ヲリ向フ何年何日間娼妓營業ヲ爲シ其都度即時該營業上ノ收  
 入金全部ヲ債権者ノ所得ト爲シ其ノ收入金ノ多寡ニ不拘右年  
 期ノ満了ニ因リテ借用元利金ノ皆齊ト爲スベキモノトス

第二條 債務者ハ左ノ事項ヲ約諾セリ

一、借入金皆齊以前ニ何 某カ廢業休業轉席逃走其他之ニ類似  
 ノ行為ヲ爲シ本契約ヲ履行スル意思ナキモノト債権者ニ於  
 テ認定スルトキハ總テ違約ト看做シ借入金及元記賠償金額  
 ヲ約定年期即チ何年何月間ニ割當テ右年期中ヨリ既ニ營業  
 ヲ爲シタル日數ヲ控除シ其殘日數ニ對スル借入金割當金額  
 ニ借用當日ヨリ支拂濟迄ノ約定利息金及本契約ニ基ク雇人

質費々用ノ損害賠償金何 圖ニ對スル右殘日數ニ日割々當  
 金額ヲ加工催告ヲ要セス即時弁済スルコト

二、債務者自己所要ノ常着衣類鏡台廻リノ費用等ヲ支弁スベキ  
 コト

第三條 債務者ハ左ノ事項ヲ承認セリ

一、何 某ノ營業中ノ食糧ノ給與税金ノ支拂並ニ營業用衣裳ノ  
 供給等ハ債権者ノ負担タルベキコト

二、何 某ガ容人ヨリ貰受タル金錢物品ハ同人ノ所得ト爲スベ  
 キコト

第四條 保証人ハ債務者ト連帶シテ本契約ニ基ク金錢債務ノ年  
 齊ヲ爲スベキコトヲ約諾セリ

第五條 債務者及保証人ハ本契約ニ依ル金錢ヲ年齊セザルトキ

八直ニ徳島區裁判所ノ強制執行ヲ受クルモ異議ナキトテ約  
諾シタリ

右金錢貸借契約証書依テ如件

何 年何 月何 日

何 某印

保証人 何 某印

同 何 某印

歩合制

(1) 秋田縣湯澤町ニ於けるもの

娼妓稼業契約書

今般何 某事雄勝郡湯澤町貸座敷營業何 某方ニ於テ娼妓稼業

ヲ目的トシ金額 圓也ヲ前借シタルニ依リ契約スルコト尤ノ如  
シ

第一條 甲乙ハ營業若ハ稼業ニ關スル諸法規及關係規約並本契  
約ヲ遵守シ決シテ違背セザル事

第二條 乙之所得ハ每客ノ玉代五分トシ残五分ハ甲ノ所得トス  
ル事

第三條 甲ハ乙ニ對シ毎月稼高ノ百分ノ五以上ヲ小使トシテ賞  
典スル事

第四條 甲ハ乙ノ收得金ノ内ヨリ左記種目ノ費用ヲ控除シタル  
残額ヲ前借金及臨時借入金ノ年齊ニ充ツル事

一 娼妓賦金 貳圓六拾錢  
ニ 食 費 拾 圓

## 三、相愛會費 五拾錢

第五條 甲ハ乙ノ使用スル部屋、電燈、夜具、炭湯、洗湯ノ各料金ハ勿論其ノ修繕費其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ前條ニ掲グル費用ノ外乙ニ負担セシメザル事

第六條 乙ノ要スル衣類（前店着ヲ除ク）化粧品等ノ身廻品ハ之ヲ乙ノ負担トス

第七條 甲乙ノ間ニ於テ一時ニ金五拾圓以上ノ貸借ヲ爲サムトスルト又ハ隨時貸借五拾圓ニ達シタル場合ハ所轄警察官署ニ承認ヲ受クルニ非ザレバ無効トスル事

第八條 甲ハ乙ノ日用品及物類、化粧品ヲ供給スル場合ハ商店ヨリ購入シタル價格若ハ市價ヲ以テ計算シ其ノ証憑書類ハ乙ニ交付スル事

第九條 壬代ハ甲乙協議ノ上之ヲ定ムル事但シ之ヲ変更スルト

×亦同ジ

第十條 甲ノ乙ニ對シ供給スル食物ハ乙ノ支拂フ食費ヲ實費トシ決シテ粗悪ナル物ヲ供給セザル事

第十一條 乙ガ稼業ニ因ル疾病治療ノ爲入院中ノ食費ハ甲ニ於テ補給スル事

第十二條 乙ハ自ラ遊興費ヲ代弁シテ客ニ遊興セシメザル事

甲ハ如何ナル場合ト雖客ノ遊興費ヲ乙ニ代弁セシメザル事

第十三條 甲ハ乙ノ稼業ニ要スル仕度金壹百圓限り前借金中ヨリ控除シ之ニ充ツル事ヲ得

此ノ場合ハ乙ト協議ノ上必要ナル現品ヲ整へ壹箇月以内ニ全部乙ニ交付スル事

第十四條 甲ノ責ニ歸スベキ理由ニ依リ甲ノ營業禁止若ハ停止セラレタル場合ニ於テ乙ノ被ルベキ損害ハ甲ニ於テ負担スル事

第十五條 乙ノ責ニ歸スベキ理由ニ依リ生ジタル損害ハ正確ナル實價ノミ乙ノ負担トシ甲ノ責ニ歸スベキ理由ニ依リ生シタル損害ハ乙ノ負担トスルヲ得ザル事

第十六條 乙ハ登録ノ日ヨリ滿一年以内ニ轉座又ハ廢業セムトスルトキハ雇入當時ノ費用ヲ賠償スル為前借金ノ一部ヲ違約金トシテ甲ニ支拂フ事、又一年以後ニ於テ轉座又ハ廢業セムトスル時ハ前借ノ日ヨリ起算シ前借殘金ニ民法上ノ法定利息ヲ附シ甲ニ弁済スベキ事

第十七條 乙ハ甲ヨリ貸與シタル物品ハ勿論自己ノ所有品ト雖

借入金ノ完済迄ハ之ヲ入質又ハ書入賣却等ヲ為サザル事

第十八條 娼妓稼業ノ周旋料(口入)ヲ要スルトキハ法令ニ定メラレタル金額ヲ甲乙折半シテ負担スル事

第十九條 甲ハ乙ノ前借金及臨時借入金ヲ完済シタルトキハ何時ニテモ解約ヲ拒マザル事

第二十條 甲ハ乙ニ收支簿ヲ交付シ乙ノ前借金及臨時貸金並稼高等ヲ其ノ都度明記シ毎月五日迄ニ其ノ前月分ノ精算ニ就キ乙ニ説示スル事

第二十一條 甲ハ乙ヲ其ノ意思ニ依ラスシテ家業上ノ業務ニ従事セシメサル事

第二十二條 乙ノ收得ハ歩別ケヲ原則トスルモ乙ノ希望若ハ稼業上不利其ノ他ノ事情ニ依リ警察官署ノ承諾ヲ受ケ月給ニ変

更スルコトヲ得ルモノトス

第二十三條 乙カ本契約ヲ履行セサルトスハ保証人及親権者ハ

連帶ノ責任ヲ負フモノトス

第二十四條 本契約ニ依ル訴訟ハ債権者ノ指定シタル裁判所ト

スルコトヲ特約ス

右契約確守ノ証トシテ本書貳通ヲ作成各壹通ヲ保存スルモノナリ

何 年 何 月 何 日

金借用主 何 某印

保証人(兼親権者) 何 某印

保証人 何 某印

周旋人 何 某印

貸主 殿

四名古屋市に於けるもの

金員借用及娼妓稼業契約證書

一金何 圓也 但シ利息ハ年壹割 約

右之金員拙者要用ニ付保証人立會ノ上正ニ受取借用仕候處實正也即チ返済ノ方法並ニ娼妓稼業契約左記ノ條件確守可仕候也

第一條 債務者何 某ハ前記ノ元利金ヲ以下條項ノ方法ニ依リ

弁齊可仕候事

第二條 娼妓稼業人ハ貴殿ノ住所又ハ其御指定ノ場所ニ於テ娼妓

稼業ニ従事可致候事

第三條 前條稼業ニ因ル收得金取引ハ貴殿ニ一任シ毎月計算ト

為シ席料ヲ控除シタル實收入金ノ拾分ノ五ハ食費其ノ他ノ雜

費トシテ貴殿ノ所得トナシ殘拾分ノ五ハ稼業人ノ所得トシ其ノ

收得金全部ヲ以テ前記元利金ヲ漸次ニ年済可仕候事

但シ疾病ニ因ル葉價等ハ稼人ノ自年ニ有之候事

芽四條 稼人カ林業産業稼替又ハ無漸他出其ノ他稼業ニ後事セ

ズ若ハ從事スル能ハザル時ハ其ノ時ヲ以テ期限トナシ催告ヲ

要セズ直ニ元利金ノ現在額ヲ完済可仕候事

芽五條 稼人カ就業後稼日数満壹ケ年以内ニ前條ノ事故生シタ

ル時ハ元利金ハ勿論貴殿カ支拂ヒタル本契約ニ關スル紹介料

其ノ他費用ノ損害賠償トシテ金何圓ヲ年償可仕候事

芽六條 稼人カ稼業中別借セシ金員ハ前掲同一ノ利息ヲ附シ本

債務金ヨリ先々ニ年済可仕候事

芽七條 何 某ハ相連帯シテ保証人トナリ前記ノ借受金及娼妓

稼業契約ノ義務全部ヲ保証シ債務者及稼人ト連帯シテ責任ヲ

負ビ可申候事

芽八條 稼人ノ所有物品ハ本債務ノ担保トシテ動産質ト爲シ貴

殿へ交付可致尚將來新調スル處ノ物件ヲ直ニ質權設定可致候

事

右之通り相定メ誠實ニ履行可仕候事

何 年何 月何 日

娼妓稼人債務者 何 某印

實父保証人 何 某印

保証人 何 某印

殿

ハ長岡市に於けるもの

契約証

樓主何 某ト娼妓何 某トノ間ニ於テ娼妓稼ノ契約締結スル  
條件尤ノ如シ

第一條 何 某者新瑪駝貸座敷管業取締規則並ニ娼妓取締規則  
施行細則ヲ遵守シ、貸座敷組合規約書ノ條項ニ基キ娼妓管業ニ  
従事スルモノトス

第二條 借入金ハ自分事費殿方ニ於テ娼妓稼業ヲ管ニテ第四條ノ  
規定ニ従ヒ其ノ所得金ヲ以テ年齊可仕候

第三條 娼妓揚代金ハ毎壹個ニ付五拾錢ト定

第四條 娼妓揚代金ハ毎月計算シ尤ノ割合ヲ以テ分配可仕候

揚代金ノ十分ノ五ハ貸座敷主ノ所得トシ十分ノ五ハ稼人ノ所  
得トス

第五條 自分所得金ヨリ賦金ヲ控除シタル剩餘金ハ借入金ノ内  
入年齊可仕候

第六條 揚代金及借入金一切ノ精算ハ帳簿ヲ以テ月末立會計算  
シ証印可仕候

第七條 借入金未齊中自分稼業又ハ如何ナル事由ヲ問ハス娼妓  
稼業ヲ為シ得サル事情出来候節ハ直チニ解約ヲ為シ未齊金ニ  
約定利子ヲ付シ即時年齊可仕候

第八條 増借金ニ對シテハ前借金ト同一ナル契約ヲ以テ返却シ  
前借金ニ先立テ返却可仕候

第九條 借入金未齊中自分逃去致シ候節ハ貴殿ノ隨意ヲ以テ未  
齊金ト約定利子ヲ付シ即時年齊ヲ請求セラルルモ異議申聞敷  
候

第十條 借入金未済中自分逃走候節ハ保証人ニ於テモ至急詮索ヲ遂ゲ復業致サセ可申又之レカ爲メ貴殿方ニ生ジタル損害金ハ自分並ニ保証人ニ於テ即時年済可仕候

第十一條 貴殿ノ都合ニヨリ解約スベキ旨御通知ノ節ハ異議ナク承諾仕リ借入金未済ニ對シ約定利子ヲ付シ即時年済可仕候

第十二條 元利金及増借金ニ對シ月々豫金清算ノ上追々年済ナ

人ト雖モ娼妓取締規則施行細目ニ依テ御許可ヲ受ケタル豫業期間内ニ於テ借入金全部償却シ能ハザル時ハ豫業期間變更ノ届出ヲナシタル上娼妓稼ヲナシ完済可仕候

但シ右一切ノ手續調印等ハ無異議履行可仕候

第十三條 保証人ハ本契約ノ條項ニ對シ本人ト連帶責任義務ヲ履行可仕候

第十四條 本契約不履行ヨリ生ズル訴訟ハ長岡區裁判所ヲ以テ

合意管轄裁判所ト相定メ候

第十五條 本人ハ娼妓稼業中貸座敷組合規約ヲ堅ク遵守可仕候

右之通約定仕候ニ付保証人連署約定証如件

何 年 何 月 何 日

娼 妓 何 某印

保 証 人 何 某印

保 証 人 何 某印

年。期。歩。合。折。衷。制

(1) 鹿兒島市に於けるもの

娼妓稼業契約書



一、今般自分儀娼妓稼業ヲ致度候ニ就テハ御規約ヲ遵守シ全盟規約  
堅ク相守可申依而貴殿ト取結フ契約左ノ如シ

第一條 今般何 年何 月何 日附別紙借用証書金何 圓也正

ニ借用致候ニ付テハ自分儀娼妓名簿登錄齊ノ日ヨリ起算シ何

年何 月何 日迄貴殿方ニ寄寓シ貴殿ノ指揮監督ニ從ヒ娼

妓稼業ニ従事スベキコトヲ、又貴殿ハ前全斷ヲ以テ自分儀ヲ

娼妓稼業ヲ為サシムルコトヲ互ニ約諾ス

第二條 第一條ノ娼妓稼業契約期限ヲ完全ニ稼キ了リタルカ又

ハ別紙何 年何 月何 日附借用金額何 圓也ノ返済ヲ了シ

タルトモハ自分儀全債務ハ當然解除消滅セラルベキモノトス

但シ逃走ニ依リ休業シタル場合ハ其ノ休業日數ニ相當スル期

間別ニ娼妓稼業ヲ為スヘキコトヲ約諾ス其ノ場合ノ契約ハ本

契約ニ準據スベキモノトス

第三條 貴殿ハ自分儀カ娼妓稼業ニ要スル衣食住及賦金其ノ他

ノ要務ヲ處年セラル、ニ依リ娼妓稼業ヨリ得ル收入金中其ノ

六分ヲ貴殿ノ所得トシ其ノ殘額ハ自分ノ所得トシテ第一條借

用金ノ年済ニ充ツルモノトス

毎月賣上高ヨリ生スル賞與金（以上組合格約ノ規定ニ依ル）

其ノ他顧客ヨリ貰ヒ受ケタル金品ハ自分ノ所得トス

第四條 貴殿ハ娼妓稼業ニ必要ナル衣類道具等ヲ自分儀ニ無料

ニテ貸與セラルモノトス

第五條 自分儀カ娼妓稼業ニ要スル紙、白粉、石炭、齒磨、揚

子、結髮料等日常必要ナルモノハ貴殿ニ於テ之ヲ給與セラル  
ルモノトス

第六條 貴殿ハ自分儀ニ對シ午前二時以後ハ客待チヲ爲サシメサルコト

第七條 貴殿ハ自分儀ニ對シ前借金及之ニ對スル稼業年月日償還計算帳ヲ交付シ毎月五日迄ニ前月分ヲ精算ノ上記入シ能ク了知セシメラル、モノトス

第八條 娼妓稼業契約期間中ハ一切金圓ノ借用申出テサルコト

第九條 自分儀第一條ノ期間内ニ於テ自己便宜ノ爲メ稼業廢止又ハ他ニ仕替等ヲ致ストキハ其ノ既ニ弁済シタル金額ヲ控除シ其ノ殘額金ニ對シ稼業當初ヨリ法定ノ利息ヲ附シテ精算シ元利金一時ニ完済スルモノトス

自分儀若シ壇ニ家出シ貴殿ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ其ノ搜索ニ要セシ實費(船車馬賃、宿泊料、中食料、通信費)ヲ

自分ニ於テ負擔スベキモノトス

第十條 尤ノ場合ニ於テハ貴殿ハ自分儀ニ休業セシメラルルモノトス

一、公休日毎月一日間

一、月經高潮時一日間

一、産前六十日間

一、産後三十三日間

一、疾病ニ依リ稼業ニ堪ヘサルトキ

一、直系、尊屬、卑屬、兄弟、姉妹ノ死亡看護歸省等己ムヲ得サル事故アルトキ必要ナル日数

第十一條 自分儀病氣ニ罹リ安静休養ヲ要スル場合ハ豫テ定メ置タル病室ニ休養セシメラル、モノトス

第十二條 自分儀娼妓稼業契約期間中家出若クハ其ノ他ノ事故ノタメ遺留シタル物品ハ事故發生後滿六ヶ月ヲ経過スルトキハ貴殿ニ於テ適宜ニ處分シ債務弁済ノ一部ニ供セラルルモ異議ナキモノトス

第十三條 自分儀娼妓登録ノ上其ノ稼業ニ従事シタル日ヨリ滿一ケ年(但契約期間一ケ年以内ナルトキハ、半ケ年)以内ニ

第一條債務ノ弁済ヲ為サスシテ本契約ヲ解除シ廢業又ハ他ニ仕替等ヲ致ス場合ハ前借金ニ對スル一割ヲ弁償スルモノトス

第十四條 貴殿ハ自分儀ニ對シ毎月賣上酒肴代ノ五分ヲ賞與トシテ給與セラル、モノトス

第十五條 自分儀實直ニ契約期間ヲ稼キヨリタルトキハ特別賞與トシテ前借金ノ一割ヲ貴殿ヨリ給與セラル、モノトス

第十六條 保証人ハ本契約ニ對シ自分儀ト相連帯シテ其ノ義務履行ノ責ニ任スヘキコトヲ約諾ス

第十七條 本契約ニ對シ訴訟起リタル場合ハ貴殿ノ所在地ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ裁判管轄トスルコトヲ豫メ合意約諾ス

何年何月何日

稼本人何 某印  
保証人何 某印  
保証人何 某印

殿

四) 大阪市に於けるもの

娼妓稼業契約証書

第一條 自分等一同ハ何 某公正役場等

號公正証書ヲ

以テ貴殿ヨリ金何 圓也借用致候ニ付其債務年濟方法ニ關

シ本契約締結シ以下ノ條項確ク遵守可致候

第二條 借入金ニ對スル利子ハ壹ヶ月 ノ割合ト定メ毎

月之ヲ支拂フベク若シ延滞シタルトハ貸主ニ於テ催告ヲ要

セズ直子ニ元金ニ組入ル事

第三條 借入金ハ何 某(以下稼人ト称ス)ガ娼妓名簿登録證

下附ノ日ヨリ向テ何々年以内貴殿方ニ於テ娼妓稼業ヲ約シ其

ノ実收所得金ノ内ヨリ新町遊藝組合規約ニ從ヒ前借金償還シ

且ツ左ノ順序ニ從ヒ之レガ年濟ヲナシ尚ホ剩餘金アル場合ハ

其ノ全部又ハ一部ヲ借入金ノ年濟ニ充當スルト否トハ稼人ノ

任意タルコト

第四條 稼人ノ揚代金ハ花一本金拾五錢ノ内金五錢ハ雇ハ各席

主手教料トシ金九錢貳厘ヲ稼人實收所得トスルコト

但シ娼妓稼業上日々ノ揚代金ハ席主ニ於テ一定ノ方法ニヨリ

ヲ領收シ其ノ計算ハ毎月末席主之レヲ爲シ而シテ計算ハ毎月

明細書ヲ以テ明瞭ニ記入計算シ稼人及席主双方認印捺印ノ事

第五條 稼人ハ其實收稼高ヨリ貸主ニ對シ左ノ順序ニ從ヒ支拂

又ハ年濟スルコト

一、稼人壹ヶ月ノ費用ハ組合規約ニ定メタル額

二、娼妓ノ揚代金小額ニシテ本項費用ヲ負担スルコト能ハザル

トハ其ノ不足額ノ全部免除ヲ受クベキコト且疾病ノ約メ

入院休業ノ時同ジ

第六條 稼人入院歸省其他席主方ニ在ラザル場合ハ前項費用中

賦金庫費ヲ除ク外ハ日割計算トス又前項費用ガ其筋ノ命令若クハ規約變更ニ依リ増減セラレタル場合ハ爾後其額ニ從ヒ計算スベキモノトス

第七條 稼人稼業中ニ生ジタル別借金及藥餌費並ニ第一條未済金ニ付テハ稼人以外ノ本証署名者ハ其債務ノ支拂ノ責ニ任スヘキモノトス

但別借金ニ就テハ之レガ明細簿ニ明記スルモノトス

第八條 稼人病氣其ノ他ノ事故ニ依リ稼業休業又ハ擅ニ席主方ヲ離シ若クハ稼業ノ停止禁止等ノ命令ヲ受ケタル者ニシテ其實收金ニテ年済シ難キ場合ハ別ニ催告ヲ要セズ債務者一同ハ直ニニ貸金ノ要求ニ應ジ右借入金元利ヲ完済スベキモノトス

第九條 稼人ガ席主方ニ於テ娼妓間業後自己ノ都合ニ依リ稼業

又ハ轉席ヲナス場合ハ本証署名者ハ本契約ニ締結スル為メ席主ノ消費シタル諸費用ノ損害賠償トシテ前借殘金ノ壹割ヲ連帶シテ年済スル事

但シ初メテ契約シタル後稼業中更ニ借用シタル金額ハ之レヲ含マズ

第十條 稼人が稼業中何等不都合ノ行爲ナク第十條ノ契約期間ヲ完全ニ稼業シ了リタル場合ニ於テハ別借金等ノ債務存セザルトトスハ公正證書借用金ノ殘債務ニ付テハ其辨濟義務ヲ免ルルコト

第十一條 稼人が債務完済後引續キ任意稼業ヲ為サントスル時ハ第一條借受金ニ關スル約款ヲ除クノ外本契約ハ尚ホ有効存続スルモノトス

第十二條 稼人私擅ニ家出ヲ爲シタル時ハ本証連帶者ハ直ニ  
搜查ノ上之ヲ歸席セシムベキハ勿論席主ノ搜查ニ要シタル費  
用ハ之レヲ連帶并濟スベキモノトス

第十三條 稼人ハ稼業中新所遊蕩組合規約並ニ慣行其他ノ法規  
ヲ遵守スベキモノトス

第十四條 本証ニ關シ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ貸主ノ住所  
ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ管轄裁判所ト爲スコト

右各條堅ク相守候也

稼業人	何	某印
保証人	何	某印
保証人	何	某印
保証人	何	某印

ハ米澤市に於ける

娼妓稼業契約証

今般何 某以下ヲ乙トシ米沢市福田貸座敷營業何 某ヲ甲トシ  
全方ニ居住シ娼妓稼業ヲ爲スコトヲ約シ金何 圓也ヲ前借シ  
タルニ依リ契約スルコト也ノ如シ

第一條 甲乙ハ各々營業又ハ稼業上ニ關スル諸規約ヲ遵守シ決  
シテ違背セサルコト

第二條 前借金及逕借金ノ償還方法ハ毎月ノ娼妓揚代金總收入  
額ノ(拾分ノ六)ハ甲ノ所得トシ(拾分ノ四)ハ乙ノ所得ト  
シ其ノ四分ノ三以上ヲ以テ元利返済ニ充當スルコト揚代金ハ  
玉壺本(金壺圓トシ)乙ノ持部屋ヲ使用シタル者ニ對シテハ  
玉代壺々以上ヲ増シ計算スルコト

前借金元利ヲ完済シタル時ハ契約年限内ト雖モ本契約ハ其効力ヲ失フモノトス本契約ノ稼業年限中(何年)第(四)條以外ニ休業スルコトナク稼業為シタル場合ハ前借金ノ元利完済如何ニ拘ハラス本契約ノ効力ヲ失フト共ニ債務關係ハ全部消滅スルモノトス

第三條 娼妓稼業ヲナスニ必要ナル衣類裝身具化粧品ハ乙ノ負担タルベキコト

娼妓賦金食料其他前項以外ノ費用ハ全部甲ノ負担タルベキコト

第四條 左記ニ依ル休業日數ハ之ヲ稼業日數ト見做スコト

一、性病ニ依ル休業

一、妊娠分娩ニ依ル休業

一、貸座敷禁煙停止處分ニ依ル休業

一、前各號ノ外壹ヶ年ニ對シ三十日以内休業

第五條 甲乙ノ間ニ於テ金貸借ヲ爲サントスルトハ所轄警察署ノ許可ヲ受クルニテラザレバ其契約ハ無効タルベキコト

第六條 甲ハ乙ニ對シ前條ニ依ル貸金ヲ爲スニ當リ日用品及物

類其他ノ現品ヲ以テスル場合ノ代金ハ商店ヨリ購入シタルト

同一ノ價格若クハ市價同様トナスコト

第七條 乙ハ自ラ遊興費ヲ代弁シテ客ニ遊興セシメザルコト

甲ハ如何ナル場合ト雖モ乙ニ客ノ遊興費ヲ代弁セシメザルコト

第八條 娼妓稼業ノ周旋料ハ法令ノ規定額ヲ甲乙折半ニ負担スルコト

第九條 乙ハ前借金及追借金ヲ完済シタル時ハ何時ニテモ甲ハ  
解約ヲ拒マザル事

第十條 甲ハ乙ニ玉計算簿ヲ交附シ乙ノ前借金追借金並ニ稼高  
ヲ其ノ都度ニ明記シ毎月十日迄ニ其前月分ヲ精算シ甲乙認印  
ノ上所轄警察署ノ檢閲ヲ受クベシ

第十一條 甲ハ乙ヲ其意思ニ反シテ家事上ノ業務ニ從事ヒシメ  
ザルコト

第十二條 甲ハ乙ノ親戚故舊若クハ疾患ヲ有スル者等乙ノ嫌疑  
スベク正當ノ事由アルモノモ及乙ノ身体ニ異状アル場合乙  
ノ意思ニ反シテ接岩ヒシメザルコト

第十三條 前借金ノ利子ハ年ハ六分壹ケ月金百圓ニ付五拾錢ノ  
トナスコト

第十四條 契約稼業年限中途ニシテ廢業又ハ他ニ轉スル場合又  
ハ其他ノ事情ニ因リ名簿削除ヲ為ス場合ニハ前借金追借金ノ

元利金ハ之ヲ完済スルコト

第十五條 乙カ本契約ヲ履行セザル時ハ保証人及親權者ニ於テ  
連帶ノ責任ヲ負フコト

第十六條 本契約ニ依ル訴訟ハ債權者ノ指定シタル裁判所トス  
スルコト

右契約確守ノ證トシテ本書貳通ヲ作製シ各一通ヲ保存スルモノ也

何 年何 月何 日

契約者	何	某印
保証人	何	某印
同	何	某印





印。給。制。

長崎縣大村町に於けるもの

契 約 書

今般何 某(以下乙ト称ス)ハ大村町武部郷貸座敷営業何 某(以下

甲ト称ス)方ニ居住シ娼妓稼業ヲ目的トシ金何 圓ヲ前借シタ

ルニ依リ契約スルコト左ノ如シ

第一條 甲乙ハ各営業若ハ稼業上ニ關スル諸規則並關係規約ヲ

遵守シ決ミテ違反セザルコト 第二條 乙ノ所得ハ月給ト定メ甲ハ毎月何 圓宛ヲ給與シ前

立 會 人 何 某印

殿

借金及ヒ臨時借入金ノ返済ニ充ツルモノトス 但休業日数ハ

日割計算トス

第三條 左ノ費目ハ甲ノ負担トス

一、娼妓賦金

二、食 費

三、電 燈 料

四、部屋道具

五、木 炭

六、紙(一客ニ付一帖宛)

第四條 乙ノ要スル衣類、化粧品等ノ身廻品ハ之ヲ乙ノ負担ト

ス

第五條 甲乙ノ間ニ於テ壹ヶ月金拾圓以上ノ臨時貸借ヲ為ス場

合ハ警察署ノ承認ヲ受クルコト、拾圓未満ノ臨時貸借ハ乙ノ日用品類、化粧品購入ノ場合ニ限り爲スモノトス、前二項ニ依ラザル貸借ハ無効トスルコト

第六條 甲ハ乙ニ對シ前項ニ依ル貸金ヲ爲スニ日用品及物類化粧品等ノ現品ヲ以テスル場合ノ代價ハ商店ヨリ購入シタル同様ノ價格若ハ市價同様トス

第七條 乙ノ娼妓病院入院中ノ食費ハ甲ノ補給タル事

第八條 乙ハ自ラ遊興費ヲ代弁シテ客ニ遊興ヒシメザルコト

甲ハ如何ナル場合ト雖モ客ノ遊興費ヲ乙ニ代弁セシメルコトヲ得ザルコト

第九條 客ノ遊興費不拂ニ基ク缺損ハ全部甲ノ負担トスルコト

第十條 甲ハ乙ノ娼妓稼業ニ要スル仕度費ヲ七拾圓ヲ限度トシ

前借中ヨリ控除シ之ニ充ツルコトヲ得、此ノ場合乙ハ現金ヲ以テ購入セムトスルト又ハ即時ニ現品ノ供給ヲ受ケムトスルト又ハ壹ヶ月以内ニ全部ノ供給ヲ了スモノトス

第十一條 乙ノ責ニ歸スベキ理由ニ依リ生ジタル損害ハ正確ナル實費ノミ乙ノ負担トシ甲ノ責ニ歸スベキ理由ニ依リ生ジタル損害ハ乙ノ負担トスルヲ得サルコト

第十二條 甲ノ責ニ歸スベキ理由ニ依リ甲營業ヲ停止セラレタル場合ノ乙ノ損害ハ甲ニ於テ負担ス

第十三條 乙ハ登録ノ日ヨリ満壹ケ年内ニ轉座又ハ廢業セムトスルト又ハ雇入當時ノ費用ヲ賠償スル爲メ前借金ノ壹割ヲ違約金トシテ同時ニ支拂フモノトス

但シ甲ノ不正行為ニ基キ轉座若ハ廢業スヘキ場合ハ此ノ限り

ニアラズ

第十四條 乙ハ甲ヨリ貸與シタル物品ハ勿論自己ノ所有品ト雖  
モ借用金ノ完済ヲ終ルマテハ之ヲ入質又ハ書入賣却等ヲ爲サ  
サルコト

第十五條 娼妓稼業ノ周旋料（口入）ヲ要スルモノハ法令ニ定  
メタル額ヲ甲乙折半シテ負担スルコト

第十六條 甲ハ乙カ前借金及臨時借用金ヲ完済シタルトモハ何  
時ニテモ解約ヲ拒マザルコト

第十七條 甲ハ乙ニ通帳ヲ交付シ乙ノ前借金及臨時貸金並稼高  
等ヲ其ノ都度明記シ尚毎月十日迄ニ其ノ前月分ヲ精算ノ上乙  
ニ説示シ甲乙共互ニ認印スルコト

第十八條 甲ハ乙ヲ其ノ意思ニ依ラスシテ家事上ノ業務ニ從事

セシメザルコト

第十九條 乙カ本契約ヲ履行セザルトモハ保証人及親権者ハ特  
ニ連帶責任ヲ負フモノトス  
第二十條 本契約ニ依ル訴訟ハ債権者ノ指定シタル裁判所トス  
ルコトヲ特約ス

右契約確守ノ証トシテ本書ニ通テ作製シ各一通ヲ保存スルモノナ  
リ

何年何月何日

貸座敷主	何	某印
娼	妓	何
親権者	何	某印
保証人	何	某印

自。賄。制。

那霸市に於けるもの

契 約 書

第一項 別紙本証書ノ金何 圓要用ニ付連帶借用致候儀相違  
無之候

第二項 右金圓返済ノ儀ハ借主ノ内何 某ヲ娼妓稼業登録ノ日  
ヨリ貴殿方へ寄留為致娼妓稼業ヲ為シ其ノ稼金ヲ以テ返金可  
致候

第三項 本人何 某カ貴殿方へ娼妓稼業中ハ賄料及諸道具衣類  
ノ振料座敷料利子其他ノ雜費トシテ毎月二十九日限り金何

圓宛支拂可申候

第四項 本人何 某カ病氣其他ノ事故ニ依リ貴殿方ヲ立去ル場  
合ニハ前書ノ元金何 圓ト第三項ノ不足金アルトハ貴殿  
方ヲ立去ル以前ニ右金額ハ共ニ之ヲ支拂ヒタル上貴殿方ヲ立  
去リ可申候

第五項 第三項第四項ノ金圓ヲ全ク支拂ハサルトハ本人何  
某カ所有ニ係ル貴殿方ニアル總テノ衣類諸道具ハ相當代價ニ  
見積リ第三項第四項ノ金圓ヲ差引尚ホ不足ヲ生シタル場合ハ  
其不足額ヲ支拂可申候

第六項 本人何 某カ貴殿方ヲ立去ル際第三項ノ金圓第四項ノ  
金圓ヲ支拂ハサルトハ九記ノ連帶ニテ弁償可仕候仍ラ茲ニ  
特約ヲ為シタルニ相違無之候

保 証 人 何

某印

右為後日運署ヲ以テ契約証書差入置候也

何年何月何日

婿	何	某印
保証人	何	某印
保証人	何	某印

一三 貸座敷業者と娼妓との間に於ける利益分配

歩合制のものについて、業者と娼妓との分配割合を調査してみ  
 た。結髪、入浴、容席用着物、常用着物、化粧品、其の他什器等に  
 要する費用を何れが負担するか、稼業に起因する疾病、否らざる疾  
 病、其の療養費乃至賦金等をどちらが負担するか、之等の條件が齊  
 しく同一であつたならば、揚代金分配率の多寡によつて、直ちに何

處の娼妓が優遇せられて居るか、明瞭にする訣であるが、事實はさ  
 うでない。各遊廓によつて其の條件が區々であるから、分配割合の  
 多少をみて、其の所遇の優劣を即断するを許さないことを念頭に置  
 いて、次に掲ぐる道府縣別に依る分配割合をみるければならない。

○北海道 揚代金は娼妓及び業者の折半であつて、酒肴代金に  
 ついては、其の五分乃至一割を娼妓に與へる。

○青森縣 概ね月給制であつて、歩合制のものが全然ないから、  
 利益分配の問題は起らない。

○岩手縣 揚代金の六割を樓主が收得し、四割を娼妓が取得する。  
 酒肴代金については、其の一割を娼妓に與へて居る。尚盛岡市の  
 遊廓に於ては、月給制のものであつても、一定額以上の酒肴代を  
 得たときは、その五分を娼妓に與へる。



## ○宮城縣

塩釜遊廓に於ては、揚代金の五割五分を営業者が取得し、四割五分を娼妓が取得する。亘利遊廓では営業者六割、娼妓四割の比率で取得する。が、仙台を始め大多数の遊廓では、営業者と娼妓とが折半することになつて居る。尚酒肴代金については営業者が大割、娼妓が四割を得るところもあり、或は、代金の百分の五を娼妓が取得するところもある。

## ○秋田縣

営業者が大割、娼妓が四割を取得するものと、娼妓と営業者とが相折半して取得するものがある。

○山形縣 揚代金の六割は営業者の収入とし、四割を娼妓の収入とする。

## ○福島縣

揚代金を営業者と娼妓とが折半するものもあるが、営業者が大割を娼妓が四割取得するものが普通である。

## ○茨城縣

揚代金は娼妓と営業者とが折半し、揚代金以外の酒肴代金は、其の百分の二を娼妓に與へる。

## ○栃木縣

揚代金を娼妓と営業者とが折半するもの多く、六割乃至四割を営業者が取得し、残額を娼妓の収入となすものもある。

## ○埼玉縣

揚代金を営業者と娼妓とが折半し、酒肴代金については、其の一割を娼妓に給する。

## ○千葉縣

揚代金を両者折半する。

## ○東京府

吉原遊廓に於ては遊興費の七割五分を営業者の所得とし、二割五分を娼妓の所得とする。他の遊廓では概ね揚代金の大部分を営業者が、四割を娼妓が取得する。

## ○神奈川縣

横須賀市及川崎市の兩遊廓は、営業者が揚代金の六割を、娼妓が四割を得るところになつて居る。

○新潟縣

揚代金は営業者と娼妓とが折半する。

○富山縣

年期制のもののみであるから収益を分配して居ない。

○石川縣

こゝでも年期制のもののみであつて、歩合制のものはない。

○福井縣

揚代金の五割五分を営業者が、四割五分を娼妓が取得

する。

○山梨縣

揚代金の七割を営業者が、三割を娼妓が取得する。

○長野縣

揚代金は、概ね営業者と娼妓とが折半して居るが、稀には揚代金の全部を娼妓が得て、営業者は飲食物提供の利潤に依つて之を営んで居るものもあり、或は、揚代金中より席料、布圍料を営業者に於て引き去り、其の残額を営業者と娼妓とが折半して居るものもある。

○岐阜縣

揚代金の六割は営業者が、四割は娼妓が取得する。

○静岡縣

揚代金の分配割合は一定して居ない。即ち、沼津市、

三島町の二遊廓は営業者六割娼妓四割。御殿場町、吉原町、大宮町、清水市、静岡市、藤枝町、掛川町、島田町、相良町の九遊廓に於ては営業者と娼妓とが折半。金谷町の遊廓は営業者六割四分

娼妓三割六分。堀之内遊廓は営業者六割五分娼妓三割五分。森町遊廓は営業者四割娼妓六割。見付町、中泉町、袋井町、掛塚町、

二俣町の五遊廓では営業者六割五分娼妓三割五分。濱松市の遊廓では、揚代金中より先づ奇食費として三分の一を控除し、其の残

額の三分の二を営業者が取得し、三分の一を娼妓が取得して居る。

○愛知縣

揚代金の分配は、営業者が五割五分、娼妓が四割五分を取得するを通例とする。

○三重縣 揚代金は營業者と娼妓とが折半するを常とする。尤も稼業上必要なる娼妓の衣類を營業者に於て調製するものについては、六割を營業者が、四割を娼妓が取得するの建前となつて居る。

○滋賀縣 純然たる歩合制のものはない。

○京都府 二、でも純然たる歩合制のものはない。

○大阪府 娼妓の所得は、最低揚代金の五割最高六割となつて居る。

○兵庫縣 揚代金の七割を營業者が得、其の四割を娼妓が得る。

○奈良縣 純然たる歩合制のものはない。

○和歌山縣 揚代金の五分の一を揚屋料として、三十分の一を事務所費として共に控除し、其の残額より五割五分を營業者が、四割五分を娼妓が取得する。

○鳥取縣 揚代金中より検番費、呼込屋手数料を控除したる残額の四割を營業者が得、六割を娼妓が得ることにまつて居る。

○島根縣 揚代金中より呼屋口銭、検番費、娼妓貯金、娼妓賦金、娼妓共済組合費等を控除した残額を兩者で折半することにまつて居る。

○岡山縣 何れも年定期制であつて、歩合制のものはない。

○廣島縣 二、も凡て年定期制であつて、歩合制のものはない。

○山口縣 本縣下も凡て年定期制であつて、歩合制のものはない。

○徳島縣 準て年定期制。

○香川縣 同様年定期制。

○愛媛縣 揚代金中より食費、娼妓賦金を控除した残額の四割二分を營業者の所得とし、五割八分を娼妓が取得する。





○高知縣

揚代金を折半して両者が取得する。

○福岡縣

歩合制を採れるものは大牟田市、久留米市及若津町の三遊廓ありのみであつて、何れも揚代金を両者に折半して居るが、食費及賦金は娼妓が負担しなければならぬ。

○佐賀縣

揚代金の一部は日用品代として業者が控除し、其の残額を業者と娼妓とが折半する。

○長崎縣

大体に於て、揚代金を折半して取得する。しかし、娼妓は賦金、食費及衣類、化粧品代等を負担しなければならぬ。

○熊本縣

揚代金を折半することになつて居るが、部屋、道具、衣裳等の損料及食費は娼妓が負担するを要する。

○大分縣

歩合制のものはない。

○宮崎縣

揚代金の六割を業者が取得し、四割を娼妓が取得す

る。

○鹿児島縣

揚代金の六割は業者が、四割は娼妓が取得する。

○沖縄縣

歩合制のものはない。

一四 娼妓廻し制

所謂廻し制度は、理論上からいへば、娼妓の肉体上精神上に不良な影響を與へるから避くべきことであらう。可及的に娼妓数を少くし、而も、其の揚代金の多きを期するが爲には廻し制を採らなければならぬ。斯くして揚代金取得の増加を圖ることは、貸座敷業者の利益であるのみならず、娼妓自らも有利である。歩合制、年歩合折衷制のものは勿論、年歩合、月給制等の契約を爲すに當つても其の揚代金が標準となるのであるから、揚代金が多ければ多いだけ

稼業を廢止する時機が早く到来する。曾て、或る地方に於て、娼妓  
 優遇の意味で月経時に於ける休養案を出したところ、娼妓が之に  
 反對した。其の理由は極めて簡單である。娼妓稼を廢める日が遅れ  
 ると、斯ういふのである。廻し制を娼妓自身が苦痛とするか否か、  
 まことに痛ましいことではあるが、恐らく局外者が考ふるが如く、  
 苦痛を感じてはををいのではないかと思ふ。

廻し制は經濟的に有利であるべきであるが、地方によつては、多  
 年の習俗上之を行へば、却つて事實上反對の結果を招く。廻し制が  
 全國齊しく行はれな、のは之が爲である。

廻し制を齊しく採用して居る道府縣は、北海道、岩手縣、宮城縣  
 秋田縣、山形縣、福島縣、茨城縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、長  
 野縣、靜岡縣の一道一府十縣である。

全然廻し制を採つて居る、府縣は、富山縣、石川縣、福井縣、山  
 梨縣、岐阜縣、滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、奈良縣、和歌山  
 縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、徳島縣、香川縣、  
 愛媛縣、高知縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、大分縣、宮崎  
 縣、鹿児島縣、沖縄縣の二府二十六縣の多数に上つて居る。

廻し制の遊廓と否らざる遊廓とが存する縣は、青森縣、栃木縣、  
 新潟縣、愛知縣及三重縣の五縣に過ぎない。

廻し制の利害得失については、議論はありうが、人道上深く考へ  
 なりればならぬ問題であると思ふ。

## 一五 娼妓の休日

祝祭日其の他一般社會人の休日は、娼妓は稼業柄却つて多忙であり、貸座敷業者は當日が書入れ日である。従つて、一般の休日と娼妓が休養することは事情が許さない。故に、特別の休養日を定めざる限り、娼妓は休みなく稼業を勤めなければならぬ。娼妓としてばかりの苦痛である。

楼主側で休日を定めて呉れない以上、娼妓が休養の爲に休んだならば、年俸制、年俸歩合折衷制のものは、それだけ年俸明けが悪くなり、歩合制、月給制等のものは此の不利益はないにしても抱主は快く遇しない。自然疲勞をおしても無理を勤をするやうになる。

休日、當業者は呼んで公休日といふ。此の所謂公休日を定めるやうになつたのは最近の話である。公休日には、貸座敷組合事務所等

に於て一定の時間、裁縫、茶、花、禮儀作法乃至讀書、算術其の他に就いて修養せしむるものもあれば、また、活動寫眞、浪花節、講談、落語のやうな興行類を觀覽聽聞せしめて居るものもある。楼主側にかゝる施設をしなれば、娼妓は活動寫眞館や其の他の興行場に出かけて安價を享樂をして一日を過すのが普通である。

全然休日を定めて居ないものは長崎縣下に於けるもの全部。青森縣、宮城縣、栃木縣下に於けるもの大部分がそれである。一部の遊廓に於て休日を定めて居ないのは、千葉縣、神奈川縣、福井縣、長野縣及佐賀縣である。他は大体に於て月一日のものが多いやうである。一著休日の多いのも山形縣に於ける年三十日以内と、香川縣下に於ける月二日のものがあるに過ぎない。休日とは名のみで、年僅かに一日又は二日といふやうなものもある。

要するに之を概観して休日が餘りに少くはないかと思ふ。殊に、静岡縣下に於ける一部のものやうに、娼妓の申出によつて隨時休日を定めるといふ制度は、折角の休日が有名無實になりはしないか。宮城縣の報告によれば、娼妓一般の意嚮として、休日により所得の減少することを嫌ひ、休日を定めることを歓迎しないといふが、之が果して娼妓の真意であるかどうか。假りに真意であるとしても休養については相當考慮してやらなければならぬことであらう。

休養日を各道府縣別に調べてみる。

○北海道 年二日。

○青森縣 十七箇所の遊廓中十箇所は年二日、他の七箇所は休日がない。

○岩手縣 盛岡市の遊廓は月一日、他の遊廓は年二日。

○宮城縣 月一日のものあり、年一日となすものもあるが、多くは休日の定めなく、娼妓一般の意嚮としては、休日により収入の減少することを嫌ひ、其の實施を歓迎しないやうである。

○秋田縣 年二日。

○山形縣 年三十日以内を自由に休業さす。

○福島縣 月一日。

○茨城縣 月一日。

○栃木縣 二十一箇所の遊廓中月一日の休日を與ふるもの五箇所他の十六箇所は全然休日がない。

○埼玉縣 月一日乃至二日。

○千葉縣 六箇所の遊廓中四箇所は月一日、他の二箇所は休日がない。

○東京府 月一日乃至二日。

○神奈川縣 六箇所は月一日、一箇所は月二日、他遊廓は休日なし。

○新潟縣 年一日のもの四箇遊廓、年二日のもの四箇遊廓、年十  
四日のもの一箇遊廓、他は隨時休日を定める。

○富山縣 月一日。

○石川縣 月一日。

○福井縣 四箇所の遊廓は月一日、二箇所の遊廓は月二日、一箇  
所の遊廓は年一日、二箇所の遊廓に於ては全然休みがない。

○山梨縣 月一日。

○長野縣 年二日のもの尤も多く、稀に年四日ものあり、また  
全然休日のないものもある。

○岐阜縣 月一日

○静岡縣 月一日のもの多く、年六日もの、或は娼妓の申出に  
より隨時休日を興ふものもある。

○愛知縣 公休日の定めはないが、各種慰安會の日を休日として  
居る。

○三重縣 年三日のもの一箇遊廓、其の他の遊廓は年二日もの  
が多い。

○滋賀縣 月一日。

○京都府 京都市内の遊廓は月一日隨時休日を興えて居る。其の  
他は年二日又は三日のものもある。

○大阪府 年四日もの一箇遊廓あり、他は隨時に休日を定めて  
居る。

○兵庫縣

月一日のもの多し。

○和歌山縣

月一日。

○島根縣

月一日のもの多し、月二日のものがある。

○島取縣

月一日。

○岡山縣

月一日乃至二日。

○廣島縣

月一日。

○山口縣

月一日。

○徳島縣

年二日。

○香川縣

月二日。

○愛媛縣

月一日。

○高知縣

年十日以内。

○福岡縣

月一日

○佐賀縣

月一日。

○長崎縣

休日を興へて居ない。

○熊本縣

年二日のもの一遊廓あり、他は全然休日を定めて居ない。

い。

○大分縣

月一日。

○宮崎縣

一定しないが、年二日のもの多し、月一日隨時休日を興へるものがある。

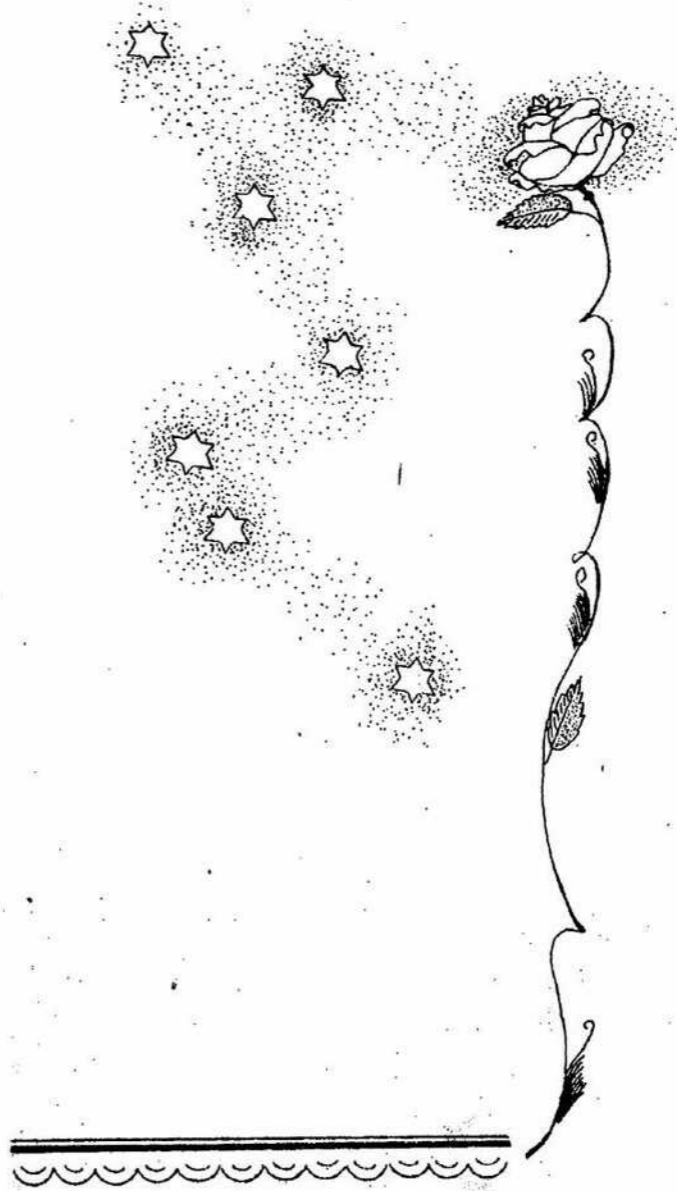
へるものがある。

○鹿児島縣

月一日。

○沖繩縣

年二日。



一六 娼妓の疾病の場合に於ける治療費と稼業年数の計算

娼妓が疾病に罹つた場合に其の治療費は何人が負担するか。また、疾病に因り休業したとき、其の休業日数は、年制又は年制歩合折衷制のとき、稼業期間に算入するかどうか。之について道府縣別に調べてみたが區々になつてゐる。

疾病中稼業上に基因するもの即ち花柳病に罹つたとき、之が治療費は何人が支拂つて居るか、之のみは少数の例外——青森縣、栃木縣、静岡縣、鳥取縣、廣島縣、山口縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、沖縄縣等に——はあるが、原則として抱主たる貸座敷業者が其の責任に任じてゐる。娼妓に責任を負はしむることは、自期制を除くの外は過酷であるから、営業者が責任を負ふのは條理上當然である。

娼妓の花柳病を治療するが爲には、道府縣立の所謂娼妓病院なるも

のが存在する。一つの道府縣下に極めて小数の遊廓地があるのみであつたならば、各遊廓地へ此の娼妓病院を設立することも出来やうが多数の遊廓地のある場合に於ては、それは到底望まれなことであつて、娼妓病院が遠隔の地に存在して居たならば、却つて最寄の開業醫等の治療を受ける方が便宜である場合もある。かうした場合に於ても、其の治療費は抱主側で負担するものが妥當である。然るに花柳病の治療費は樓主が負担するしかし例外として、他の病院又は醫師の治療を受けたときは、娼妓に其の治療費を出さしめるといふ定を置いて居るものがある。此の制を採つて居るものが、東京府、山梨縣、岐阜縣、愛知縣、滋賀縣、兵庫縣、佐賀縣等に存する。

花柳病に罹つたときは休業しなければならぬ。歩合制、自期制のものについては別に問題を生じないが、年期制又は年期歩合折衷

制等に於ては、此の休業日数を稼業期間に算入するかどうかは、娼妓自身にとつてかなり重大な問題である。花柳病治療費を樓主の負担とすることが至當であると同様に、其の休業日数も、當然稼業期間に通算してやるべき筈のものである。稼業期間に齊しく通算して居るものは、岩手縣、宮城縣、山形縣、茨城縣、東京府、神奈川縣、富山縣、石川縣、福井縣、山梨縣、愛知縣、大阪府、兵庫縣、島根縣、廣島縣、香川縣、高知縣の各府縣下に於ける當業者である。一定期間に限つて通算し、休業日数の幾割かを通算し、或は通算するものと否らざるものと存するものに、青森縣、福島縣、栃木縣、埼玉縣、岐阜縣、京都府、奈良縣、和歌山縣、鳥取縣、岡山縣、山口縣、徳島縣、愛媛縣、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、大分縣、宮崎縣がある。全然稼業期間に計算しな、極端なものは、秋田縣、長野縣、



三重縣、熊本縣下に於ける貸座敷業者である。

花柳病以外の疾病は、其の業務と直接の因果關係がない。故に其の治療費を貸座敷業者が負担するとすれば相當の優遇である。が、しかし、例は極めて少ない。奈良縣下に於ては、遊廓に貸座敷業者組合の指定醫といふのがあつて、此の指定醫の治療を受けよへすれば娼妓は無料で治療し得る。今一つの例、これは徳島縣下の各貸座敷業者である。どんな疾病であつても貸座敷業者が治療してやつて、娼妓には負担せしめない。尤も、契約稼業期間内に中途で廃業し、或は他に鞍替をする場合には、例外として、之等治療費を其の際に折半負担することに精算する。

花柳病以外の疾病治療費は全然娼妓の負担となつて居るものが大部分であつて、北海道、青森縣、山形縣、福島縣、茨城縣、新潟縣、

石川縣、福井縣、山梨縣、東京府、愛知縣、廣島縣、大阪府、和歌山縣、岡山縣、福岡縣、長崎縣、鹿児島縣等は此の類である。稼業期間中又は一年を通じて一定の疾病期間の治療費を限り業者が負担し、又は治療費を折半し若くは特定の割合を定めて業者が負担し、或は其の縣下の一部の業者は之を負担し、他は娼妓に負担せしめ、其の他業者と娼妓とを以つて組織する共済組合的機關が定額の治療費を支出するやうになつて居るもの等の存するは、岩手縣、宮城縣、秋田縣、栃木縣、埼玉縣、神奈川縣、長野縣、岐阜縣、三重縣、滋賀縣、兵庫縣、鳥取縣、山口縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、佐賀縣、大分縣、宮崎縣である。

花柳病に非ざる他の疾病に因つて休業したとき、其の疾病休業期間を契約の稼業期間に通算してゐるものは、宮城縣、茨城縣、神奈

川縣、福井縣、山梨縣、東京府、愛知縣、大政府、兵庫縣、高知縣、福岡縣、鹿児島縣に於ける貸座敷である。之に反して、全然通算しないものは、岩手縣、秋田縣、山形縣、埼玉縣、石川縣、長野縣、三重縣、滋賀縣、鳥取縣、岡山縣、廣島縣、香川縣、佐賀縣に於ける各遊廓である。一定の期間を限り稼業期間に通算し、又は或ものは通算し、或ものは通算しないというやうに區々になつて居るものに、青森、福島、栃木、岐阜、奈良、和歌山、山口、徳島、愛媛、大分、宮崎の諸縣がある。

以下之等の事項を廳府縣別に掲げる。

○北海道 娼妓が花柳病に罹つたときは、營業者が其の治療費全額を負担するが、其の他の治療費は娼妓の負担となりてゐる。病氣の爲休業した場合、此の休業日数を稼業期間に算入するが否か

については、北海道には全然年定期制のものがなから問題も起らない。

○青森縣 花柳病に罹つたとき、營業者が治療費の全額を負担するもの九箇遊廓、娼妓が之を支出するもの四箇遊廓、營業者及娼妓が各折半して負担して居るもの三箇遊廓である。花柳病以外の疾病に罹つたときに、營業者が其の治療費を支拂つて居るもの一箇遊廓、娼妓に於て之を支拂つて居るもの十三箇遊廓である。花柳病であると然らざる疾病であると問はず、之を約定の稼業期間に計算するもの九箇遊廓、全然算入しないもの八箇遊廓である。

○岩手縣 疾病の爲休業したときは概ね契約の稼業期間には計算しないことになつてゐる。尤も、盛岡市に在る遊廓では花柳病に罹り而も稼業に堪へずして廢業する場合には、月給制のものに對

しては給料三箇月分、歩合制のものについては前月の揚代を三倍した金額を恩恵的と與へて居る。疾病に罹つたときの治療費は、花柳病については樓主之を負担し、其の他の病氣については營業者と娼妓とが折半して負担するものと、娼妓のみが負担するものとがある。

○宮城縣 疾病に因り休業したときは渾て其の休業日数を稼業期間に算入するの制になつてゐる。娼妓が花柳病に罹つた場合には、縣立病院又は健康診断所に入院治療せしむることになつて居り、従つて、其の入院料と治療費とは共に縣の負担となつて居る。花柳病以外の病氣に罹つたときは、仙台市の遊廓に於ては營業者と娼妓とを以て組織して居る共愛會の方で五分、營業者が二分、娼妓が三分の割合で負担する。其の他の遊廓では娼妓の負担として

居るものが多いやうである。

○秋田縣 疾病休業の日数は稼業期間に計算しない。花柳病の場合には縣費を以て治療し、花柳病以外の病氣の場合は其の治療費は自辨の建前になつてゐる。が、營業者と娼妓とを以て組織せる相愛會が、藥價、入院費等について相當の補助金を出す、尙病氣の爲十日以上休業した者と對しては別に小使錢として三圓の補助をしてゐる。妊娠の爲休業したとき及死産、流産、死産の措置に關する費用等は營業者が出して居る。稼業に起因する疾病の爲、廢業するの止むなきに至つた場合は、營業者が十圓以上の慰藉料を給する。

○山形縣 花柳病の爲に休業したときは稼業期間に計算し、其の他の疾病に因り休業したるときは稼業期間に計算しない。花柳病

治療の爲要したる費用は營業者が負担し、其の他の病氣治療に要したる費用は娼妓が負担するの定めとなつてゐる。

○福島縣　病氣に罹り休業した日数を契約の稼業期間に計算するかどうかについては、一定しては居ない。即ち、北會津町、喜多方町、坂下町、白河町、平町、湯本町、原町の各遊廓では稼業期間に計算して居るが、他の遊廓では全然算入しない例になつてゐる。花柳病に罹つたときは、縣立の治療院に入院せしめ、治療費用は縣費で支辨して居るが、入院中の食費は、營業者のみの負担となつて居るところもあり、營業者と娼妓とが折半して負担して居るところもある。花柳病に非ざる病氣の治療費は、全額を娼妓が支辨して居る。

○茨城縣　病氣に罹つて休業した日数は、例外なく稼業期間に算

入して居る。花柳病に罹つたとき、其の治療費は縣費で支辨し、食費は營業者又は營業組合の側で負担し、娼妓自らは全然支辨しないこととなつて居る。花柳病以外の疾病治療費は、大体は娼妓が負担することになつて居るもの、疾病の期間が長きと且り、或は治療費が多額に上つた場合には時宜に依り、同業組合又は營業者の側で其の一部を補助する。

○栃木縣　縣下二十一箇遊廓中、疾病休業の日数を稼業期間に計算するもの、小山町、石橋町、富山村、家中村、鹿沼町、今市町、御厨町の八遊廓あり、全然稼業期間に計算しないもの、宇都宮市、富屋村、矢板町、久下田町、茂水町、黒磯町、喜連川町、氏家町、今市町、大田原町、黒羽町の十一遊廓がある。其の他栃木町遊廓は一箇月未満の病氣休業は稼業期間に算入するも、一箇月以上に

巨るものは之に算入しない。烏山町遊廓は十五日以内は稼業期間に算入するが、之を越ゆる場合は算入しない。渾々の疾病治療費を娼妓に其の全額を負担せしむるもの、宇都宮市、富屋村、久下田町、茂水町、黒磯町、喜連川町、鹿沼町、西方村、大田原町、黒羽町の十箇遊廓。之と反対に凡ゆる疾病治療費を営業者が支辨して居るもの小山町、石橋町の二遊廓がある。花柳病の治療費は営業者が負担し、其の他の疾病治療費は娼妓が支辨するもの、富山村、京中村、矢板町、真岡町、烏山町の五箇遊廓が存する。花柳病に罹り入院治療を要する場合は、其の治療費を営業者が負担するが、花柳病と雖入院を必要としない場合及、其の他の疾病を療治する場合に於ける治療費は娼妓が負担して居るもの、堰米町、氏家町の二遊廓がある。其の他今市町の遊廓では、花柳病は娼妓

三分の一、営業者三分の二を負担し、花柳病以外の病氣については、娼妓及営業者が折半して負担し、御厨町では、其の病氣の何たとを問はず治療期間七日以内のものは娼妓が治療費を支辨し、七日を越ゆるものについてはのみ営業者が支辨してゐる。

○埼玉縣 花柳病に罹つて入院したときは治療費は縣費を以て支辨し、花柳病以外の疾病に罹つたときは、其の治療費は営業者が三分の一、娼妓が三分の二を負担して居る。疾病に因り休業した日数は約定の稼業期間には全然算入しない。

○警視廳 花柳病であると否とを問はず病氣で休業した場合に例外なく稼業期間に計算して居る。で、花柳病に依り警視廳病院に入院したときは、其の治療費は府費支辨とし、其の他の場合に於ける治療費は娼妓自身の負担としてゐる。

○神奈川縣 疾病に罹つて休業したときは、渾て稼業期間に計算する。花柳病に罹り縣立の病院に入院したときは、其の治療費は縣費、其の他の場合に於ける治療費は娼妓自らが負担しなくてはならない。但し、浦賀及戸塚の二遊廓では、此の場合營業者が負担するの定になつて居る。

○新潟縣 本縣に於ける娼妓の稼業契約は純然たる歩合制であるから、當事者間に於て稼業期間を契約しない、従つて、疾病休業の日数を稼業期間に計算するや否やの問題を生じない。花柳病に罹つた場合には縣立の病院に入院せしめ、治療費、食費等は勿論旅費の實費まで縣費を以て支弁してゐる。花柳病以外の疾病治療費は齊しく娼妓に負担せしめてゐる實狀である。

○富山縣 花柳病に罹つて休業したときは、其の休業日数は稼業期間に算入せられるが、花柳病以外の疾病に因り休業したときは、全然稼業期間に算入せられない。花柳病に罹つたときの治療費は營業者が之を負担し、其の他の病氣に罹つたときの治療費は娼妓が負担する。

○石川縣 花柳病に因り休業した場合に稼業期間に算入するが、花柳病以外の病氣に因り休業したときは稼業期間に計算しない。治療費は花柳病の場合に營業者の負担、其の他の病氣の場合に娼妓自身の負担。

○福井縣 凡ゆる疾病に因り休業日数は稼業期間に算入する。花柳病の爲め治療を要するときは其の治療費は營業者の負担であり、花柳病以外の疾病の治療費は娼妓の負担である。

○山梨縣 疾病に罹り休業したときは、休業日数は何れも稼業期

間に計算してゐる。其の治療費は、花柳病の爲入院を要する場合  
は、縣及營業者の負担とし、入院治療を要する程度と違せざる花  
柳病及其の他の疾病の治療費は娼妓本人の負担として居る。

長野縣 稀に、一週間以内の病氣に限り、其の休業日数を稼業  
期間と計算して居るものもあるが、概ね其の病氣の如何に拘はら  
ず、疾病休業の日数を稼業期間と計算して居る、實状である。花  
柳病の治療費については、全額を營業者が負担して居るものが大  
部分である。尚其の外に、入院したときとは、一日十五錢乃至二  
十錢の見舞金を、營業者若くは救濟會より出して居る向もある。

花柳病以外の病氣については、醫藥、看護婦料等の費用は娼妓が  
負担するも、其の他の諸費は營業者が負担するもの最も多く、稀  
に全部を娼妓が負担するもの、又は十日以上休業しなければなり

ない場合には、救濟會より二圓五十錢の見舞金を贈つて居るもの  
もある。

○岐阜縣 花柳病に罹つて休業した場合の休業日数は、其の半数  
を稼業期間に入れるもの一遊廓あり、他の三遊廓は其の全数を稼  
業期間に入れて居る。花柳病以外の疾病は其の休業日数の半数と  
稼業期間に入れることと、四遊廓共通の定めになつて居る。花柳  
病に因り縣立の病院に入院を命ぜられたものは縣費支辨、縣立の  
病院以外の病院に入院したものは營業者と娼妓とが折半して負担  
する。入院するの程度に達しないものは營業者の負担。花柳病以  
外の病氣治療費は何れも營業者と娼妓とが折半して支弁するを例  
とす。

○静岡縣

營業者と娼妓との間に稼業期間に関する約定が存しな

いから、病氣休業の日数と稼業期間と計算する、しな、の問題は生じない。花柳病に罹つたとき其の治療費を営業者に於て負担するもの三島町、沼津市、御殿場町、吉原町、清水市、静岡市、藤枝町、相良町、掛川町、見付町、中泉町、袋井町、掛塚町、濱松市、島田町の各遊廓、娼妓が之を負担するもの大宮町、森町、金谷町、堀之内町、二俣町の各遊廓がある。花柳病以内の病氣の治療費を営業者が支辨するのは沼津市、静岡市、浜松市の三遊廓のみで、其の他の遊廓に於ては何れも娼妓の負担としてゐる。花柳病治療費の全額を営業者の負担と称するものの中、沼津市、静岡市、浜松市の三遊廓については、何れも其の市に縣立の病院が置いてあつて、醫務を受けても金を徴さないから實際は入院したときの食費と営業者が負担するに過ぎないわけである。尚花柳病以

外の病氣治療費を娼妓が負担するものの中、吉原町遊廓に於ては病床長キト亘るときは其の一割は営業者が補給するの制となつて居り、また、営業者が治療費を負担する定めのものであつても、娼妓の希望により、営業者の指圖する醫師又は縣立病院以外に於て治療するときには娼妓の負担とせしめて居る。

○愛知縣 疾病に因り休業したときは、其の休業日数は概ね稼業期間と計算して居る。各遊廓共に、縣立の娼妓病院で治療したときは営業者の負担として居る。中村、稻永の両遊廓では別に營業者側で私設の診療所を置いて居つて、こゝで治療を受けるものも亦營業者の負担として居る。右以外の醫院又は病院等で治療を受けるときは、何れも娼妓本人が治療費を支弁しなければならぬが、稀に之等で治療を受けるときでも、治療費の全額又は半額を



営業者が支辨して居るものがある。

○三重縣 疾病休業日数は稼業期間に算入しない。疾病の中花柳病は縣立の病院に入院せしめて縣費を以て支弁し、其の他の疾病は営業者三分の一、娼妓三分の二を負担するを例とする。

○滋賀縣 縣立の駆徴院に入院中の日数は其の三分の一を稼業期間に算入する。尚妊娠、分娩に因る休業日数は其の二分の一を之亦稼業に入れたる。其の他の場合に於ては休業日数は全然稼業期間に計算しない。駆徴院に收容中の治療費は縣費を以て支弁し、其の他の場合に於ける疾病の治療費は営業者と娼妓とが折半して負担してゐる。

○京都府 島原及光斗町の遊廓に於ては、花柳病に罹つて休業したときは稼業期間に算入するが、他の病氣休業の日数は稼業期間

に入れない。其の他の遊廓に於ては疾病の何たるを問はず休業日数は一切稼業期間に加へない。花柳病は営業者に於て治療費を負担し、其の他の疾病については、治療費を娼妓の自弁とするものが大部分であるが、営業者及娼妓が折半して負担するものも稀にはある。

○大阪府 疾病に因る休業日数は稼業期間の中に加へる。花柳病の場合には府立の病院の治療を受け治療費は府の支弁となつてゐる。花柳病以外の治療費は娼妓の負担である。

○兵庫縣 疾病に因る休業日数は、原則として稼業期間に計算して居るが、二三の営業者は、指定した病院又は治療所に於て治療を受け、若は之に入院したものに於てのみ、其の休業日数を稼業期間に計算するが、其の他の場合に於ては、稼業期間に計算し

なハニトにして居る。疾病の治療費はつゞは齊一でない。花柳病の場合には、指定の病院又は治療所を終て、治療を受けたときを終てのみ営業者が責任を負担し、其の場合には娼妓が自費とするの制を採つて居る。花柳病以外の病氣の治療費については、娼妓の自費とするもの七箇遊廓、他の遊廓では、全額を営業者が負担するもの、娼妓と娼妓とが折半して負担するもの、娼業者の指図により治療を受けた場合のみ娼業者の負担とするもの等區別である。

## ○奈良縣

花柳病に罹り縣立の病院に入院したときの休業日数は其の二分の一を稼業期間に計算し、其の他の疾病に因り休業したときは、休業日数の四分の一を稼業期間に計算する。花柳病たる

と否らざる病氣たるとを問はず、遊廓で指定して居る醫師の治療を受けた場合に限り娼業者の負担とし、其の他の医師の治療を受けたときは娼妓の自費である。

## ○和歌山縣

稼業中を通じて三月未満の疾病休業としたものについては、稼業期間に計算するが三月以上のものについては稼業期間に計算しない。花柳病の治療費に關しては、縣立の病院に收容する關係上、純然たる医療費は縣費の支辨とするが、其の他の費用は、娼業者五分の二、娼妓五分の三を負擔するものと、或は之と反對に、娼業者五分の三、娼妓五分の二を負擔するものがある。花柳病以外の疾病治療費は娼妓の全額負担である。

## ○鳥取縣

花柳病に因り縣立の病院に入院したときの休業日数は稼業期間に算入するが、否らざる場合に於ける疾病休業日数は稼

業期間ト加へない。花柳病又は子宮病治療の爲要したる費用は、其の三分の一を管業者が、三分の二を娼妓自身が負担する。其の他の病氣治療費は米子遊廓では花柳病と同一の分担方法を採つてゐるが、鳥取遊廓では全然娼妓の自弁ト爲して居る。

○鳥根縣 疾病ト因る休業日数は稼業期間ト計算して居る。ただ、松江市の遊廓では、花柳病以外の病氣ト因り休業したときは、其の休業日数ト相當する損害金を徴して居る。花柳病の醫療費は縣費を以て支弁し、花柳病以外の疾病治療費は娼妓の負担である。

○岡山縣 疾病ト因る休業日数は稼業期間ト計算しなことを通例とするが、花柳病ト因り又は妊娠に因り休業したときは、其の休業日数と稼業期間ト算入するものがある。花柳病の治療費は管業者の負担とし、其の他の疾病の治療費は娼妓の負担としてゐる。

○廣島縣 大部分は、花柳病ト因る休業日数は稼業期間ト算入し之に要したる治療費は管業者の負担とし、花柳病以外の疾病ト因る休業日数は稼業期間ト算入しな、且つ其の治療費は娼妓の負担として居る。其の異つたものを擧ぐれば、(一)どんな病氣であつても、休業四日以上ト亘るときは稼業期間ト計算しな。其の治療費日診療院ト入院したときは管業者の負担とし、入院せざるものは娼妓の負担とする(福山遊廓)(二)凡ゆる休業日数は稼業期間ト算入しな。治療費は、花柳病なるときは管業者、其の他の疾病なるときは娼妓の負担(鞆遊廓)(三)花柳病ト因る入院日数は三分の二を稼業期間ト計算するが、他の場合は計算しな。治療費は、花柳病のときは三分の二を管業者が、三分の一を娼妓が負担し、他の病氣の治療費は全額娼妓の負担(吳及吉浦両遊廓)(四)疾病

休業日数は稼業期間に計算しない。治療費は、花柳病たると否とを問はず、診療院に入院した場合に営業者の負担とし、其の他の場合は娼妓の負担とする。(最島遊廓)

○山口縣 神田村の遊廓では、一年を通じて三十日迄の疾病休業、其の他の各遊廓では疾病休業日数の二分の一を、何れも稼業日数に計算するやうに居る。但しこれは花柳病に罹った場合のことであつて、他の疾病に因る休業については、一年を通じて十五日以内(分境前後は二月間)稼業期間に計算するもの九箇遊廓、一年を通じて十五日以内を稼業日数に計算するもの十六箇遊廓、休業日数の二分の一を稼業日数に計算するもの一箇遊廓である。花柳病に罹ったときの治療費は、営業者の全額を負担とするもの三箇遊廓、其の他は概しく、営業者と娼妓とが折半して負担

する。花柳病以外の疾病の治療費は、治療期間一年を通じて三十日以内のものは、営業者と娼妓とが折半して負担し、之を超ゆるものは娼妓の負担として居る遊廓十九箇所、治療期間の長短にかはらずに営業者と娼妓とが折半して負担して居る遊廓一箇所、治療費は概して娼妓の負担とせしめて居る遊廓一箇所。

○徳島縣 徳島市の遊廓では、疾病に因る休業日数は稼業期間に計算して居るが、撫養町の遊廓では稼業期間に全然加へない。花柳病に罹った場合は、治療費の全額を営業者が負担する。尤も縣立の病院に於て治療する場合は縣費支辨となるわけである。花柳病以外の疾病に罹ったときの治療費は原則として営業者の負担であるが、契約した稼業期間の途中で交替したり、或は廢業したりしたときは、営業者と娼妓とが折半して負担するやうに、更に精算

しなければならぬ。

○香川縣 花柳病に因り休業したときは、其の休業日数は稼業期間に計算するが、否らざる病氣に因り休業したときは、之を稼業期間に加へない。年制のもの、花柳病治療費は、管業者が全額を負担し、他の疾病治療費は、三分の一を管業者が負担し、三分の二を娼妓が負担することになつて居る。歩合制のものは、花柳病治療費は、管業者百分の四十五、娼妓百分の五十五を分担する、其の他の疾病治療費は、娼妓が全額を負担する。

○愛媛縣 花柳病に因り休業する場合に稼業期間に算入するを例とするも、獨り松ヶ枝遊廓では、花柳病に罹つたとき一週間までは稼業期間に算入し、それ以上に及ぶときは、其の超ゆる日数は稼業期間に入れないことになつて居る。花柳病に非ざる他の疾病

は原則として稼業期間に算入しない、が、一年を通過して其の日数二十日以内であつたならば、例外として稼業期間に算入する。花柳病に罹つたときの治療費は管業者に於て負担し、花柳病以外の病氣治療費は、一箇月十日以内るときは管業者が之を負担し、十日を超ゆるときは管業者と娼妓とが折半して負担し、更に一箇月以上に及ぶときは娼妓の自弁として居る。

○高知縣 疾病休業期間は稼業期間に計算するの定めとなつて居る。疾病の治療費は、花柳病たると否とを問はず、玉水、下知兩新地の遊廓では、年制娼妓のみは管業者の負担とし、歩合制娼妓は娼妓本人が全額を負担しなければならぬ。宿毛新地の遊廓では、花柳病については縣立の病院で治療せしめるから縣費負担、他の病氣治療費は、年制のものは管業者負担、歩合制のものは

娼妓の自給である。

○福岡縣 花柳病に因り休業したときは、其の休業日数の二分の一を稼業期間と算入し、花柳病以外の病氣に因り休業したときは其の休業日数は全然稼業期間と算入しない。花柳病治療費は、凡て管業者の負担とし、其の他の疾病については、之が治療費は概ね娼妓の負担として居る。尤も、管業者と娼妓とを以て組織して居る芙蓉會の囑託医の治療を受ければ医薬代は要さないことになつて居る。

○佐賀縣 疾病休業の日数が、一箇月を通じて三日までは、稼業期間と算入するものもないが、概ね之を計算しない。花柳病に罹つた場合、縣立の病院で治療したときは縣費夫給、其の他の病院又は医師の治療を受けたときは、其の治療費は管業者と

娼妓とが折半して負担する。花柳病を除く他の病氣の治療費は全額娼妓の負担とする。

○長崎縣 疾病に因る休業日数と、稼業期間と算入するものと、否らざるものとがあり、一定しては居ない。花柳病其の他稼業に起因する疾病の治療費は縣費の支給であり、其の他の疾病治療費は娼妓の自給である。

○熊本縣 疾病に因る休業日数は稼業期間に計算しない。花柳病に罹つたときの治療費は、縣立の病院に入院せしむる關係上縣費の支給となり、其の他の疾病を治療したときの費用は娼妓が負担するを要する。

○大分縣 疾病休業の日数、一年を通じて五十日以内なるときは、其の休業日数を稼業期間と計算して居るもの三箇箇所あり、一年

を通じて六十日以内なるときは、之を算入するもの一箇遊廓ある。花柳病たると否とを問はず、其の治療費を娼妓に負担せしむるもの二箇遊廓。花柳病の治療費は管業者が負担し、其の他の病氣治療費は娼妓が負担するもの二箇遊廓。

○宮崎縣 花柳病に罹り休業したときは、一年を通じて其の休業日数六十日まで、妊娠したときは分娩前約六十日、分娩又は流産後は三十日、月経時は三日間、何れも休業日数を稼業期間に算入するの制となつてゐる。右以外の場合に於ては、全然休業日数を稼業期間に加へない。花柳病の治療費及食費は管業者の負担とし、其の他の疾病については、七日までの治療費及食費は管業者の負担となり、其の之を超ゆるものについては、治療費と食費とを娼妓が自弁することとなる。

○鹿児島縣 疾病休業中の日数は例外なく稼業期間に計算する。縣立の娼妓病院で治療し得るものは全部縣費支弁となり、他の病院若くは医師の治療を受けたものは娼妓の負担となる。

○沖縄縣 年制のものがないから、疾病休業日数を稼業期間に計算するや否やの問題を生じない。花柳病であると其の他の疾病であるとを問はず、之が治療費は娼妓の自弁となつて居る。

一七 娼妓の教養、娯樂、慰安其の他優遇の爲とする管業者の施設

207 貸座敷管業者の娼妓に對する教養、娯樂、慰安其の他、娼妓優遇に關する施設をみるに至つたのは最近のことである。其の實現につ

いては、警察當局が直接間接の努力をしたのは勿論であるが、當業者側へ於ても、娼娼論者が常に娼妓の境遇を称して奴隸的生活といひ、一般社會も亦娼妓の所遇につき相當の關心を持つやうなつたことに刺戟せられたことも大なる原因をなしてゐる。娼娼論の標頭、これが有力な動機となつたことは否めない事實である。

第一に修養方面。精神講話、保健衛生に關する講話、読書、習字、算術等の普通學、礼儀作法、裁縫、ミシン、編物其の他の家事、茶乃湯、活花、琴、三味線等の遊藝の教習が大部分であつて、概ね之を實行して居る。月數回又は週數回といふやうに日を定めて、其の都度講師を聘してやつて居るのが普通である。特記すべきものに富山縣下遊廓に於ける女紅場、福井縣三國町遊廓に於ける歌川學舎、徳島縣下遊廓に於ける女紅場、福岡市の遊廓に於ける翠絲女學校

等がある。何れも娼妓學校といふべきものである。殊に高知縣下の女紅場と福岡市の翠絲女學校との教養時間はかなり長い。前者は毎日午前十時より午後四時迄、後者は午前九時より午後二時迄教習をする。其の他愛知縣、山形縣、新潟縣等の諸縣下貧座敷同業組合に於ては、特に專屬の教師を置いて教養の事を掌らして居るものもある。

娼妓は既に相當の年齢に達して居り、且つ放縱な生活に慣れ、気分も荒み、殆んど自暴自棄に陥つて居るものもあるので、斯る修養施設はありながらも、出席率が悪く、甚しきは、折角の施設も出席者漸減して自然廢止の已むなきに至るものも生じて來た事例もある。

第二は娯樂其の他慰安の方面。活動寫眞、演劇其の他の諸興行の



觀覽聽聞等は月數回又は年數回やつて居る。之は娼妓達ト非常ト歡迎せられて居るやうである。春の花見、秋の茸狩、紅葉狩、春秋の遠足乃至は慰安會等多數實行せられて居る。

第三は其の他の優遇施設。積立金の制、賞典金、小使錢の給與、分規育児等ト要する經費の給與、平慰救濟の制度がそれである。之等の事項を廳府縣別トして詳しく次ト掲げる。

## ○北海道

時々宗教家、知名の士等を招聘して修養又は保健衛生に關する講話を聽かしめ、或は茶の湯、生活等を習はして居る。

年ニ回定期の慰安會を開催するの外、隨時活動寫真又は演劇等を觀覽せしめ、尚蓄音機を貸與使用せしめ娼妓の慰安を圖つて居る。永年勤続して居る者又は疾病に罹り下稼業ト精勵して居る者ト對しては、貸座敷同業組合ト於て賞典として金品を與へ、且つ娼

妓が死亡した場合トは其の遺族ト平慰料を給與する。

## ○青森縣

弘前市ト在る遊廓ト於ては、隔日ト二時間づつ、生花、裁縫、読書等を教へ、年六回活動寫真を觀覽せしめることトして居る。他の地方の遊廓では、年ニ回演劇又は活動寫真を觀覽せしめる。

## ○岩手縣

月一回布教師を招き精神講話を聽かし、裁縫生花等をも習はして居る。書籍類、ラヂオ、蓄音機等を設備し、尚春秋一回乃至二回慰安會を開き、演劇や活動寫真は隨時觀覽せしめることとして居る。

## ○宮城縣

各營業者の施設する所必らずしも齊一ではないが、大体ト於て、娼妓救養の爲トは、小學教員、僧侶其の他適當の人物を招聘して、修身、國語及裁縫等を習得せしめて居るが、其の之を

受くる方が向上心と至し、から成績が良好でない。娯楽慰安の方  
法としては、ラヂオ、蓄音機等を設備して置く外、四季に應じ、  
或は観櫻に、観楓に、又は活動寫真、演劇の興行を觀覽せしむる  
等相當努めて居るやうである。特に仙台、塩釜では樓主及娼妓を  
以て組織する仙台共愛會、塩釜共榮會なるものがあつて、毎月裁  
縫、作法、読書等を始め、茶の湯、生花等に至るまで教養するの  
施設をし、且つ、各種疾病に對する醫療費の補助をして居る。

○秋田縣 營業者側で單獨に施設して居るものはないが、貸座敷  
業者及娼妓の両者を以て相愛會と稱するものを組織し之によつて  
両者の親愛を圖り、娼妓達に修身齋家の途を學ばしめ、業務の改  
善を企て、娼妓の疾病災厄を救ふの方途を講じて居る。現在に於  
ける實行の情況を見ると、裁縫、禮法、茶の湯、編物、ミシン、

読書、習字等を學ばしめ、或は年数回演劇活動寫真等を觀覽せし  
め、又一年間花柳病に罹らざる者、若くは一年間前示修養に關す  
る教場と缺席せざる者と對し相當の賞典金品を與へて居る。之等  
が相愛會の爲して居る娼妓に對する修養、娯樂、慰安は優遇に關  
する主なる事業である。で、此の相愛會を維持するが爲に、一ヶ  
月、娼妓は各自に五十錢、營業者は娼妓一人五十錢の割合で、其  
の寄附せしめて居る娼妓数に應じ賺出するを要することとなつて  
居る。

○山形縣 山形市、酒田町、小松町に存するものは、其の同業組  
合に於て、教師を雇つて裁縫を教へ、或は時々名士の講演を聽か  
して精神的教養を圖つて居る。慰安施設として一般に行はれて居  
るものは、春の花見の會、秋の紅葉狩、時々行ふ演劇、活動寫真

の総見の如きである。

○福島縣 新聞雜誌類の備付、裁縫の教習、月一回の公休日と於ける演劇活動寫眞の觀覽等である。

○茨城縣 春秋二回、娼妓慰安會と稱し、營業者が費用を負担して諸種の興行を觀覽聽聞せしめ、又は名勝地ト旅行をさす、毎月の公休日トは演劇活動寫眞其の他興行物を觀覽聽聞さし、或は小使錢と稱して、一円五十錢位を各娼妓ト給して、隨意ト娛樂慰安等の爲ト消費さす制を採つて居るものもある。尚公休日以外トも時々、營業者が娼妓を引き連れて神社佛閣の参拜、近郊の散策等を爲すものがある。

○栃木縣 石橋町、矢板町、眞岡町、大田原町、富屋村、富山村、喜連川町、西方町等ト於ける遊廓では、全然娛樂、慰安其の他優遇

的施設をして居ないが、他の家中村、久下田町、茂水町、黒磯町、氏家町、今市町、鹿沼町、烏山町、御厨町、黒羽町、宇都宮市、坂本町等ト於ける遊廓では、時ト慰安會を催して、演劇、活動寫眞等を觀覽せしめ、或は名勝舊跡等への旅行、神社佛閣の参拜等を爲ししめ、又は新聞、雜誌、書籍類を備付けて隨意閱讀せしめ、留音機乃至はラゲオ等の備付、或は裁縫の教習を爲し、又稀ト玉一本トつき五錢宛の賞典金を給するが如きものがある。

○埼玉縣 毎月一回乃至二回の公休日ト興行物を觀覽又は聽聞せしめて居る。

○千葉縣 千葉市貸座敷組合ト於ては裁縫教師を聘して、毎週水曜、木曜の兩日、娼妓ト之を習得せしめて居る。水更津町遊廓ト於ても、之ト倣つて、同様の教養施設をしたが、娼妓達が之を喜

ばず、遂に廢するの止むなきに至つた。娯樂慰安等の施設については大して見るべきものはない。時と廊内ト諸藝人を招いて娯妓を喜びし、毎月一回の公休日ト活動寫真や演劇を見せ、娯楽します自由を與へるが如き程度のもので過ぎない。

○警視廳 貸座敷同業組合と於て、年二回乃至三回の慰安會を開催するの外、各營業者が時と娯妓の希望を徴し、名勝旧跡地等への旅行、演劇活動寫真の觀覽等をさして居る。

○神奈川縣 貸座敷同業組合と於て、年二回乃至四回娯妓の慰安會を開いて居る。其の他時と僧侶知名の士を招聘して精神講話を聽かす、毎月一回活動寫真を見せ、雜誌書籍、ラゲオ、蓄音機等の備付、裁縫、生花等を材料を給して教へて居るもの等、其の施設するところ区々ではあるが實行して居る。

○新潟縣 新潟市、新發田町、中條町、五泉町、三條町、柏崎町、小水町、両津町の一市七町の遊廓と於ては、營業組合と於て、専従の教師を置き、希望者に對し毎日裁縫の教授をして居る。新潟市、長岡市、小水町、両津町の二市二町と於ける遊廓では、年數回精神修養又は家事ト關する講習會をも催して居る。また、新潟市、長岡市、両津町に於けるものは、皮球、ピンポン等ト關する施設、蓄音機、圖書類の備付もある。而して各遊廓は、概ね活動寫真演劇等を、其の多きものは、年四十八回、少きものも數回觀覽せしめて居る。其の外、時と慰安會の開催、神社佛閣の参拜、遊山、觀櫻等をさして居るものもある。

○富山縣 各遊廓では、概ね文紅場と稱するものを設けて居る。之は藝娯妓の學校である。裁縫、読書、作法、算術、家事等ト關

し教育をする仕組上なつて居る。が、何しろ、娼妓は年齢も高し、気分も荒んで居るし、且つ放縱の生活に慣れて居る關係上、勢ひ此の種の施設も有名無實となつて居る。年一回乃至数回、宴遊會、花見遊山、演劇活動寫眞の觀覽等が慰安の主なるものである。其の他一年乃至数年間の健康者と對し、等級を附して相當の賞金を與へ、或は賣上花代一本に對し一銭五厘内外の賞典金を出して居るものもある。

## ○石川縣

特に擧げ居る程のものはない。

## ○福井縣

福井市に於ける遊廓では、時々公休日を利用して、演劇、活動寫眞等の觀覽、松茸狩、花見、海水浴行其の他物見遊山等一日の清遊を爲さしめる。娼妓が死亡したときは、同業組合葬となし、遺族には債務を免除するのみならず、弔祭料も出して

居る。また、債務を完済して年期を終つたときは相當の賞典金品を與へる。大野町と勝山町とに於ける遊廓では毎日午前十時より十二時迄裁縫を教へ、且つ毎月一、二回は名士の精神修養に關する講話を聽かして居る。公休日には各種の興行をも見せる。丸岡町遊廓、こゝでは毎月五日生花、行儀作法、裁縫を教へる、修養講話、公休日と於ける興行物の觀覽等も既に實行して居る。三國町遊廓には歌川學會といふのがある。こゝには組合費を以て女教員が置いてあつて、隔日に裁縫を、一週一回読書や算盤等を教へて居る。春秋及五月の三回に團體旅行を試みる。鯖江町遊廓では和洋裁縫の教習をして居る。年三、四回は興行物をも見せる。花賣上の最高者、保健衛生を重んずる者、一年間健かた過した者、之等に賞典金品をやる。武生町に於けるものは、三年以上眞面目に

勤めた者、花賣上の最高者に對し相當の賞典金品を給する。他の遊廓に於ても大した施設はないが、裁縫の教習、興行の觀覽等は、ちよい／＼實行して居る。

○山形縣 謔み書き算盤、裁縫、精神修養に關する講習講話を各一種づつ毎月一回實行して居る。一年以上病氣に罹りない者及稼高を以て稼業期間中に完く債務を済した者に對しては賞典金を與へる。春秋二回は娼妓の希望を徴して好きな興行物を見せる。尤も其の金は樓主の金額負担でなく、補助するの程度。

○長野縣 縣下同一ではないが、年三、四回、裁縫、禮儀作法、生花等の講習會を開くところが多いが、娼妓は概ねこの講習を受くることを欲しない、欠席者が多い。これは向上心のないことと今一つは休養の時を奪はれることを苦痛とするからである。テニ

スコートも設けてある。が、これも開設當時は勸進せられたが、今は顧みられないうちになつた。年二回乃至六回位演劇の觀覽、旅行、演藝會、花見の會等を催して居るが、之等の一時的の催は大いに喜ばれる。遊客一人につき十錢宛の賞典金の給付、稼業成績の良い者に對する相當の賞典金品の給與、死亡娼妓に對する葬儀費用の全額負担、病氣に罹つた娼妓に對し見舞金の贈與、娼妓の父母が災厄に遭ふ又は死亡したときに見舞金弔慰金を贈るが如きは何れも物質的の優遇であらう。

○岐阜縣 休養日を利用して、行儀作法、茶、活花等を教へ、或は衛生の話、精神修養に關する話等を聽かす。組合事務所の中に演藝場が設けてある、こゝで時々演藝會を催す、娼妓の謔書欲を満すが爲に趣味の文庫もある、隨意に閱讀出来る。春秋二回に團

遊會を開き、或は花見遊山、又は演劇、活動寫真等を総見せしむ。眞面目ト稼業ト就いて居る者、一定期間健康を保つた者ト賞典金を出し、入院患者ト慰問品を贈るもの、病室内トラゲオ、オルガン、ピンポン、図書類等を設備して居るものもある。

○静岡縣 市街地ト差けるものは、教師を招いて日時を定め、裁縫、生花、琴、三味線、手藝等を教へ、毎月一回又は年二回位宗教家を聘して精神講話を聴かす。トランプ、麻雀、圍碁、蓄音機或はラゲオ等を備へ稼業中にも隨意ト使はして居る。毎月一回又は二回演劇や活動寫真を見せ、時ト應じて、花見、山登り、海の遊ば、温泉行、神社佛閣の参拜、園遊會等を年二回以上行つて居る。殊ト静岡市の遊廓トは、遊廓地内ト五百坪ばかりの特設園遊地があり、かなり設備を整つて居る。線香賣上高が一定額ト達し

た場合には、其の娼妓ト賞典金を出して居る。

○愛知縣 中村遊廓、ここでは希望者ト對し、生花、茶の湯、裁縫等を教へて居るが、成績は擧げない。毎月一回廓内で温習會を開催し、春秋の二季には観劇其の他の慰安會を催して居る。稻永遊廓では春秋二回ト観劇會其の他の慰安會を催し、毎年死亡者の追悼會を施して居る。前借金を済して廢業する者トは相當の賞典金と共に、優良な娼妓トは別ト賞典するの途を講じて居る。豊橋遊廓は、組合ト嘱託教師を置き裁縫及普通學を教へ、慰安の爲トは時々事務所で演藝を觀せ、時としては劇場を借り切つて観劇會を開くこともある。岡崎遊廓は、組合の行事として春秋の二季演劇の総見を爲さしめ、毎月一回組合事務所樓上で、活動寫真、演藝等を觀覽さし、また各営業者は季節ト應じ海水浴行山遊ば等

をさして居る。茶の湯、生花、裁縫等を教へて居る向もある。

○三重縣 毎月一回以上講師を聘して、精神講話、衛生講話等を聴講せしめるもの四箇所。女紅場と稱する俱樂部様のものを設け毎週二回又は三回集合させて、裁縫、生花、手藝等を教へるもの四箇所。春秋二季に旅行、観劇、山遊公等慰安會を催すことは殆んど全部の慣行。一定期間健康を保ち得た者に金品を與ふるもの、毎月稼高の優れに者上賞與金品を與ふるものがかなり多い。五、年間同一の場所で稼業に従事した者には債務の一部を免除するものが一箇所ある。尚娼妓が分娩した際は、営業者が分娩の諸費用及分娩後六月乃至一年間、育児手當として、毎月十円乃至十五円を給することになつて居る。

○滋賀縣 各組合毎に相當の資格又は技能を有する教師を招き、普通學、裁縫、手藝、禮儀作法等の教養を爲し、時々修養講話會をも開く、毎月の公休日には観劇するの自由を與へる。年一回又は二回慰安會と稱し、神社佛閣の参拜、旅行遠足等を爲す。契約年季満了の際は特別賞與金を與へる。尚分娩及養育に關する費用は営業者が之を負担する。

○京都府 各選郡殆んど同様と、其の多きは毎月一回少くも年二、三回慰安會を催し、附近の行樂、観劇等とする。希望者には裁縫、生花、作法等を教へて居る。が、一向振はない。稼高に應じ月額五円乃至十二圓の賞與金給與の制もある。

○大阪府 一定はして居ないが、年二回乃至四回慰安會を開くこと、入院患者に慰問品を贈ること等は通例である。生花、茶の湯、裁縫等を教へることにはなつて居るものの一般に之を嫌ふ傾向



がある。自分の稼ぎによつて前借金を皆済した者には賞典金をやるものもある。

○兵庫縣 春秋二季に於ける慰安會、觀劇、郊外の行樂、物見遊山等を實行して居る。修養講話、裁縫、家事、読書、習字等の講習は週又月に數回行ふ。

○奈良縣 稼業年限満了後に備へる爲、毎月稼高に應じて積立金をしてやり、また、賞典金小使等をも與へて居る。

○和歌山縣 従前普通學又は裁縫等を教へて居たが、希望者が乏しかつたが爲に自然廢止の姿になつて居る。年一回若くは二回運動會を開く。毎月の公休日には活動寫眞を見せて居る。

○鳥取縣 毎年春秋二回に慰安會を開く。稼業成績の優れて居る者一月一圓乃至五圓の賞典を出し、年制のものについては、花

一本に對し一錢の割合で金を與へる。これを月額にして五圓に満たないものであつても五圓はやることになつて居る。

○島根縣 娼妓の相互扶助を目的とする娼妓共済組合があり、この組合には管業者が相當金額の出捐をして居る。娼妓の疾病、廢業死亡等の場合には金を出す。濱田町の遊廓では右の外、毎月一回又は二回禮儀作法及裁縫の教習を爲し、且つ精神講話をも聽かす、春秋二回には慰安會を開く。

○岡山縣 一定して居ないが、大体に於て、組合事務所で裁縫、読書、作法等を教へ、時に修養講話をも聽かす。年三三回娼妓慰安會を催し、花見又は旅行等をする。月一回若くは二回興行見物をする、揚高の二分乃至七分を娼妓の爲に貯金して置いてやつて稼業期間満了の際與へる。稼業期間満了した際は百圓以内を與へ

また一年中の揚高の多きものは相當の金員を贈る。

○廣島縣 名士の講演を聴かし、各種の講習會を開く。年一回又は春秋の二回慰安會を催し、或は觀劇、慰安旅行等とする。入院患者に對しては慰安の途を講じて居る。

○山口縣 概ね月一回若くは年數回精神修養又は衛生に關する講習會を開き、月一回づつ裁縫、生花、作法等を教へる、ラゲオ、蓄音機を備へて居る向もある。尚妊娠及分娩に要した費用は營業者が負担して居るものもある。

○徳島縣 女紅場と稱する教養機關を設け、裁縫其の他技藝等の教養を爲し、成績優良の者には賞品を與へて修養を奨励し、また年一、二回特別講習會をも開く。春秋二回慰安會を催し觀劇、遊山、運動競技等とする。揚花數十本に對し二錢の割合を以て貯金し

て置いたりやつて廢業する際は之を與へる。一定期間稼業に就き債務の履行をした場合とは五十圓までの賞金を與へ、一年間健康を保ち若くは、十日位の範圍内で休業した者には十圓乃至三十圓の保健奨勵賞を出す。眞面目に稼業に従事した者に對しては廢業の際十圓乃至五十圓の賞金を與へることとなつて居る。徳島市の遊廓に於ては揚花数一箇月二十本以上の者に對しては一圓、以上百本を増す毎に二十錢を増す割合にて賞金を與へ、撫養所の遊廓では、花賣高百圓以上の者に金十圓、百圓以上は十圓を増す毎に一圓を加ふる割合で賞金を出して居る。稼業中妊娠した場合は、縣令の規定に依る稼業停止期間は休養せしめ、適當な場所にて分娩せず、分娩後の乳児に對しては、月十五圓乃至三十圓の養育料を出す。稼業に起因した疾病の爲入院した場合は、見舞金として一日

十銭を興へる。尚稼業中死亡したときは、揚花数に對する積立貯金の外に弔慰金五十圓を遺族に贈る。

○香川縣 年一、二回運動會を催して居る、また時には藝人を招いて廊内で演藝を聴聞する事もある。

○愛媛縣 松ヶ枝遊廓に於ては家事其他に關する講話、裁縫作法等を教へて居たが最近中止し、雜誌、蓄音機、ラゲオ等を備付けて娛樂に供し、年二回は慰安運動會を開いて居る。また藥局を設け、看護婦を置き隨意利用せしめて居る。松ヶ枝、稻荷新地、安居島の各遊廓は、何れも揚代の多寡にか、はらず一圓五十銭を娼妓の所得として貯金せしめ、尚毎月揚代金の二分五厘を小使錢として興へて居る。若し休業其他の事由によつて揚代金のない場合であつても二圓五十銭はやることになつて居る。

### ○高知縣

修養會の設がある。玉水、下知兩新地に於ては、毎日午前十時より午後十時より午後四時道事務所に於て、裁縫縮物等の教養を爲し、時々僧侶等を招聘して精神講話とする。宿毛新地は毎週三回、毎回二時間以上裁縫作法等を教へて居る。尚慰安の爲に、玉水、下知兩新地は毎年春秋二回、宿毛新地は春一回、何れも慰安會を催し、遊山、舟遊、觀劇等とする。

### ○福岡縣

福岡市貸座敷營業組合に於ては、組合事務所、翠絲女學校を設け、講師を招聘して毎日午前九時より午後二時まで、尋常及高等小學校程度の普通學、裁縫、生活、作法等を教へて居るが出席率は少い、と毎日二三十名位に過ぎない、門司、小倉、大牟田、若松、直方等も福岡と同しく、裁縫、生活、縮物、其の他の技藝の講習、精神講話、衛生講話等をして居るが、出席者極め

て少く、遂に門司、小倉等は之を廃止するの止むなきに至つた。入院中の者を慰安するが爲に、ラゲオ、蓄音機、圖書、ピンポン等を設備し、或は組合事務所に娯樂室を設け、之等の設備をして居るものもある。縣下貸座敷組合共通的に、毎年一回又は二回演藝會、花見、觀劇等の慰安會を催し、月一回の公休日には活動寫眞、演劇等を觀覽せしめる。入院中の者に對しては、營業者及娼妓を以て組織して居る芙蓉會より一日十錢づつの見舞金を贈つて居る。稼業期間の満了した者に對しては、歸國旅費として組合より餞別金を贈り、死亡の場合に於ては、遺族に對して香典を贈つて居る。尚姪娠、分娩に要したる費用を營業者が負担して居るもの、福岡、若松、大牟田の三遊廓がある。

## ○佐賀縣

年一回若しくは二回慰安會を開き、時に舟遊び、花見、

演劇又は活動寫眞等の見物を出す。一年以上健康を保つた者には賞典金品を與へて居る。宗教家名士等を聘して修養講話を聽かして居る。満島遊廓では毎月揚代金の一割を賞典として與へて居る。長崎縣 統一せりれば居ないが、概ね月一回若しくは年数回精神修養に關する講演會を開催し、或は春秋二回慰安會を催して花見、登山、遠足、湘千狩等を爲し、また隨意演劇、活動寫眞の觀覽を爲さしむる等の方法を採つて居る。稼業中眞面目に勤めた者が前借金を辨済して稼業を廢めるときは三十円乃至六十圓の範圍内で特別賞典を出して居る。

## ○熊本縣

二本水遊廓では、二年間稼業に就いた時は、その翌月

より毎月二圓五十錢退樓資金として積立ててやつて置いて、債務を余済して廢業するとき之を與へ、約定の稼業を終へ而も就業中

眞面目であつた者に對しては賞典金を贈る。大正十一年より、營業者、娼妓、仲居を以て共濟會を組織し、營業者は、寄寓娼妓一人に付き五十錢、娼妓は各自二十錢、仲居は各自五十錢を毎月醵出し、廢業者死亡者に對する年當金、年祭料の贈與、入院患者に對する食費の補助、圖書室の設備等をして居る。八代紺屋町遊廓に於ても共濟會を組織して居る。其の維持方法等は二本水遊廓に於けるものと同様であつて、慰安會や講習會等を行つて居る。三軒所遊廓にも矢張り共濟會がある、週一回裁縫、作法、手藝等の教養を爲し、春秋二回慰安會を開いて居る。牛深町遊廓では、毎月樓主五十錢、娼妓各五錢を醵出し、其の積立金を以て年一回慰安會を開いて居る。

○大分縣 毎年一、二回宗教家等を聘して修養講習を聽かして居る。

娼妓一人につき月六圓の小使錢を給するこゝになつて居る。

○宮崎縣 營業組合に於て年二回慰安會を催し時々修養講習もする。また月一回演劇や活動寫眞を見せるところもある。

○鹿児島縣 大正十五年より従來の二食制を廢して三食制とした。春秋二回には芝居見物、運動會、花見等を催す。毎月一回は講師を招聘して精神講話、衛生講話等を聽かして居る。

○沖縄縣 時々知名の士を招いて講演を聽かし、三味線、琴、ヴァイオリン其の他の音楽及生花等を希望によつて教へて居る。

### 一八 貸座敷雇人の制限

娼妓は、稼業柄其の貸座敷に於ける他の雇人ト心付をやる慣習の

存するものがある。また、遊客として、他の雇人へ纏頭を興へさせなければ娼妓自身の肩身が狭いといふやうな因習の存するものがある。かうした習俗があれば、雇人の数が多ければ多いだけ直接間接に苦勞する。

貸座敷営業者の目的とするところは収益にある。其の營業費が嵩めば事實上収益の減少を來すから、自然揚代金分配割合、娼妓の處遇其の他娼妓に對する條件を悪くしてでも収益の減少を防がうとする。故に雇人の如きものも、其の数が可及的に少ければ娼妓の間接的利益となる譯である。

雇人数制限の問題、これは、さうした理由の下に生じて來る。ところが、實際について之をみると、雇人数の多寡が娼妓にまで影響を及ぼさないのである。其の制限を加へて居る廳府縣は少いやうである。

○千葉縣 取締規則に於て、警察署長が必要と認められた場合には、貸座敷営業者と對し、使用人の員数を制限するを得る旨を規定し、之に依つて、警察署長が其の營業状態に稽へ使用人の数が多過ぎると認められた場合には相當の制限を加へて居る。

○岐阜縣 取締規則に於て、妓夫、仲居は之を併せて娼妓二人につき一人の割合とす、但し娼妓三人の場合には一人、五人の場合には二人とし、此の標準数を超えて使用することを禁止して居る。

○愛知縣 稻永遊廓に於てのみ、其の所轄警察署長が、仲居は娼妓二人につき一人の割合を超えて置くことを許さないう旨を命令し、尚妓夫については、現在使用中のものは差支ないが之を解雇した後は補充することを禁止して居る。

○和歌山縣 警察制限ではないが、新宮町洋島遊廓に於ては、同

業組合規約により、雇人数は一営業者につき六名以下として居る。

○香川縣 取締規則に於て、所轄警察署長が必要と認むるときは、雇人数を制限し得る旨を規定し、之によつて相當取締を加へて居る。

○愛媛縣 一営業者一名乃至二名を標準とし、なるべく多数を置かしのむいやうに努めて居る。

○長崎縣 一般的に制限してないが、一営業者は、酌婦三名、下女一名と制限して居る警察署もある。

○宮崎縣 取締規則に於て、遊客と接する仲居は、娼妓五人につき一人の割合を以て制限して居る。

右に掲げた以外の廳府縣に於ては雇人数については別に制限を加へて居ない。

### 一九 娼妓と爲りたるときの年齢と現在年齢

娼妓取締規則第一條に於て、娼妓の最低年齢を満十八歳として居る。千九百二十一年の婦人及兒童の賣買禁止に關する國際條約に於ては婦人の保護年齢が二十一歳未満となつて居る。(第五條)故に娼妓の最低年齢の「満十八歳」を「満二十一歳」に改めて國際關係の權衡を得しむべしとの清願は從來屢々衆議院に提出せられた。が、政府は前示の國際條約は醜業婦の國際的取引を防遏するを目的としたものであつて、直接國內制度を其の對象として居ないから、必ずしも彼是一致せしむるを要するものではない。殊に娼妓年齢を引き上げたならば、其の年齢に達しない貧しき家庭の子女を駆つて私娼の群に入らしむるやうにもなるし、また、一面齡長けて娼妓に成れば、それと相應して娼妓を廢める時期が遅れるといふ観点の下に、

現行「満十八歳」を支持して来た。

昭和五年六月末現在によつて、全国五萬三百五十五人の娼妓となつたときの年齢を調べた。最も多数を占めて居るのは二十歳以上二十五歳未満にして娼妓となつたものである。其の数は二萬四千九百二十人であつて、全体の四割九分五厘がそれである。第二位は二十歳未満の者二萬九百六十五人で、四割一分六厘、第三位は二十五歳以上三十歳未満の者二千九百二十九人で、七分八厘、第二位と第三位との差は甚しい。第四位、三十歳以上三十五歳未満の者、これは僅かに六十四人、全体の二厘である。全体を通じて二十五歳未満で娼妓となつた者が九割一分強となつて、二十五歳を過ぎて娼妓となるものは極めて少いといふ結論となる。何が故か斯くなるか。公娼は謂ふまでもなく前借金を前提とする、盛りを過ぎた女に對しては

思ふやうに金を借してやりない、纏つた金が手に入らないのである。一層他に生きる途を考へやうといふやうなことになる。これも確かに一因ではあるが、もつと大きな理由は、境遇の變化である。二十五歳を過ぎた女は、概ね結婚するか又は相當の職業を得て獨立をする、父兄の爲身も心も投や出して犠牲にならなければならぬといふやうな羈絆から脱して居るが故である。

三十五歳以上で娼妓となつた者について一等目を惹くのは、沖縄縣の十六人である。全国総数六十四人に對し、あの小縣で而も娼妓数も多からぬ沖縄縣の十六人は何といつても奇觀である。



昭和五年六月末現在によつて、全国五萬三百五十五人の娼妓の現在年齢を調べてみたい。二十歳以上二十五歳未満の者が大多数で、



其の數三萬十二人、全數の五割九分六厘。次は二十五歳以上三十歳未満の者一萬九百三十一人で、二割一分七厘。二十歳未満の者は七千三百人であつて一割四分五厘。三十歳以上三十五歳未満の者は千八百二十一人で、三分六厘。三十五歳以上の者は三百四人であつて六厘といふ割合になつて居る。

道府縣<sup>別</sup>としてみれば、二十歳未満の者は東京府の千三百七人と、大阪府の千四人とが多く、沖縄縣は僅か一人、石川縣は全然ない。二十歳以上三十五歳未満の者は大阪府の五千八百五十八人と東京府の三千八百六十一人が多い、石川縣の十九人、これは一等少い。二十五歳以上三十歳未満の者が多いのは、大阪府の千六百四十八人、東京府の千百三人、京都府の千七十七人であつて、石川縣の六人が最も少い。

三十歳以上三十五歳未満の者は東京府の百八十八人が筆頭で、沖縄縣の百五十四人、長崎縣の百三十四人が著しく注意を惹く。少い方では埼玉縣、宮崎縣の各三人及和歌山縣の二人であつて、石川縣には全然存しない。  
三十五歳以上の者は、宮城、福島、滋賀、和歌山、鳥取、島根、岡山、徳島、香川、愛媛、熊本、大分の各縣には一人もなく、沖縄縣の九十人、長崎縣の三十二人、三重縣の二十三三人、北海道の二十人を算することが興味深い。



次に廣府縣別とした、娼妓の年齢別調を掲げる。



北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	愛知	静岡	愛知
二十歳未満	一	六	四	三	四	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二十歳以上	九	三	八	六	七	八	七	八	七	八	九	八	七	六	五	四	三	二	一	一	一	一
計	一〇	一三	一二	一〇	一一	一五	一四	一五	一四	一六	一〇	一〇	八	六	五	四	三	二	一	一	一	一

愛	静	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	埼	群	栢	菜	福	山	秋	宮	岩	青	北	彥
知	岡	阜	野	梨	井	川	小	湯	川	京	葉	王	馬	水	城	島	形	田	城	半	森		道
一									三														二十
二	四	三	三	一	一	七	五	四	一														歳
三	四	三	三	一	一	七	五	四	一														未
四	三	三	三	一	一	七	五	四	一														滿
五	三	三	三	一	一	七	五	四	一														

娼妓年齢別調 (昭和五年六月末現在)

合	神	鹿	官	大	魚	長	佐	福	高	愛	香	德	山	廣	岡	島	島	和	奈	兵	大	京	滋	三
計	純	児	崎	本	崎	賀	岡	知	煥	川	島	口	島	山	根	取	山	良	津	阪	都	賀	重	
七																								
三																								
〇																								
三																								
〇																								
一																								
四																								
七																								
二																								
七																								
一																								
〇																								
二																								
三																								
九																								
一																								
〇																								
一																								
二																								
三																								
四																								
五																								
六																								
七																								
八																								
九																								

三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	合計
六二一	一六一	二九六六	二八六四	八六四	二二五	五	七	七	九	三	三	六	二	二	二	二	七	九	四	一	一	二	二〇、九六五
五三七	二〇一	三、一五〇	五、二四〇	一、四六五	三、八七	六	七	七	四	一	一	三	一	一	一	一	七	九	四	一	一	三	二四、九二〇
一〇〇	二四	二、八六六	四、八六	一、二九	七、五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	三、九二九
一七	一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四七
九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	六四
二七五	三八	四、四二一	八、六〇二	三、四六一	七、〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五〇、三九五

二〇 娼妓と出身地

昭和五年六月末現在娼妓五萬三千五十五人の出身地を調べてみる。  
 長崎縣の三千四百三人が最高であつて、海外出稼の醜業婦の多いこ  
 とを以て名を知られて居ると同時に、國內に於ては娼妓の有数の産  
 地であつて、實に全國娼妓数の六分九重を占めて居る。福岡縣の三  
 千百七十人の六分三重。熊本縣の二千九百六十七人の五分九重。此  
 の熊本縣と長崎縣と同一の意味に於て記憶して置きたい。山形縣二  
 千三百四十九人で四分六重、東京府の二千二十六人の四分といふ順  
 序である。少いのは福井縣の百七十九人全数の五重、外に樺太の十  
 五人がある——樺太出身といつても樺太土著の民ではない——。  
 實家に近い所で娼妓稼をするとは、一面に於ては便宜があるが  
 、他面には是では親族知己等と對する手前もあり、また、そんな狭い

範圍では樓主側と娼妓側との希望條件がぶつたり合はないから、勢  
 い他府縣へ出稼ぎするのが常態である。此の常態と及するものをま  
 づ擧げてみたい。

神繩縣出身の娼妓八百十二人中沖繩縣に止まって娼妓をして居る者  
 は六百二十五人、生れた縣で七七%は稼業をして居ることとなり、  
 他の府縣へ出て稼業して居るのは二三%に過ぎない。次は三重縣出  
 身、千四百五十八人中八百十七人は其の縣内に居り、五六%自縣内  
 稼業、四四%自縣外稼業といふこととなつて居る。北海道もそれと重  
 いで居る、即ち北海道出身千八百九十一人中千四百十一人は北海道に  
 踏み止まって居る。五五%は其の道内に居り、四五%は道外出稼と  
 いふ数字となつて居る。尚他に四〇%以上生れた府縣に在つて稼業  
 に就いて居るものは、新潟(四九%)富山(四七%)愛知(四七%)

大阪(四四%)東京(四四%)京都(四四%)静岡(四一%)の各  
 府縣がある。出身地府縣で稼業に従事して居る者の最も少いのは、  
 埼玉縣出身娼妓の六百八十九人に對する九人即ち、一三%である。  
 これには特種の原因がある。此の調査をしたときには同縣では本庄  
 、深谷の両町に遊廓が二箇所存するのみであつて、娼妓總數僅かに  
 四十八名に過ぎなかつた。——これは最近悉く廢止せられてしまつ  
 た——故に生れた縣では需要がない、従つて縣外へ出稼した率が非  
 常に多いこととなつて居る。

群馬縣は夙に廢娼を断行して居ることを以つて「人道」の名に於  
 て誇りとして居る。が、群馬縣下に於ける父兄輩も窮迫のどん底に  
 陥つたならば「人道」を顧みずゆとりのないものとみえる。即ち同  
 縣出身の子女八百四十七名は他府縣で娼妓稼とさせられて居る。其

の数からいへば全國で第二十三位、隣縣の栃木縣より五十六名多く産して居る。

更に進んで、道府縣別ト依る娼妓数ト對する、其の道府縣出身の割合ト一瞥を與へたい。沖繩縣下ト注ける娼妓数六百二十九人中縣内出身者六百二十五人で九九七%ト當り、これが最も多い。山形縣の娼妓数五百七十四人中縣内出身者五百二十六人(九二%)高知縣の三百四十五人ト對する二百九十人(八四%)新潟縣の千二百六十六人ト對する九百六十二人(七六%)青森縣の四百二十一入ト對する二百九十七人(七一%)といふ順序トなつて居る。其の他六%以上存するものに、秋田(六七%)熊本(六五%)宮崎(六五%)三重(六四%)愛媛(六二%)長崎(六二%)北海道(六%)であつて、最も率の低いのは京都府である。京都府下の娼妓数四千四百三十一人中府内生れの者は僅かト二百四十一人で、五、四%に過ぎない。

道府縣	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	愛知	静岡	愛媛	高知	
娼妓数	604	297	381	64	45	9	19	38	66	131	99	51	18	30	52	18	5	8	26	89	58	4	1	1	1
府内生れ者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
府外生れ者	604	297	381	64	45	9	19	38	66	131	99	51	18	30	52	18	5	8	26	89	58	4	1	1	1
率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

娼妓出身道府縣別調 (其ノ一)

昭和五年六月末現在

北	青	岩	官	秋	山	福	茨	桐	杉	千	東	神	新	富	石	福	山	長	岐	靜	愛
道	森	牛	城	田	杉	島	城	木	馬	玉	菜	京	川	山	川	井	梨	野	阜	岡	辰
三	二	七	三	七	八	五	四	三	二	三	八	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
七	八	一	六	〇	七	九	七	九	七	一	〇	四	九	六	九	二	一	一	一	一	一
三	四	一	七	〇	八	一	七	七	九	一	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	八	一	六	〇	七	九	七	九	七	一	〇	四	九	六	九	二	一	一	一	一	一
三	二	七	三	七	八	五	四	三	二	三	八	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
七	八	一	六	〇	七	九	七	九	七	一	〇	四	九	六	九	二	一	一	一	一	一
三	二	七	三	七	八	五	四	三	二	三	八	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
七	八	一	六	〇	七	九	七	九	七	一	〇	四	九	六	九	二	一	一	一	一	一
三	二	七	三	七	八	五	四	三	二	三	八	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一
七	八	一	六	〇	七	九	七	九	七	一	〇	四	九	六	九	二	一	一	一	一	一

昭和五年六月末現在

合	沖	鹿	官	大	熊	長	佐	福	高	慶	香	徳	山	廣	岡	島	島	和	奈	兵	大	京	滋	三
計	鏡	島	崎	分	本	崎	賢	岡	知	城	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	夜	都	賀	室
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七

愛	靜	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	崎	群	柳	茨	福	山	秋	官	岩	青	北	海
知	岡	阜	野	梨	井	川	山	湯	川	京	葉	玉	馬	水	城	島	形	田	城	平	森	道	
一	三	二	四	一	七	四	五	一	二	四	二	一	六	一	一	一	五	一	一	一	一	一	一
三	八	一	一	三	三	一	三	三	五	五	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	九	一	三	一	二	五	一	一	七	五	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	三	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

昭和五年六月未現在

合	沖	鹿	官	大	熊	長	佐	福	箭	夢	香	德	山	廣	岡	島	島	和	祭	兵	大	京	滋
計	純	島	崎	分	本	崎	賀	岡	知	機	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀
六	四	六	三	一	五	四	三	四	三	二	四	三	六	二	四	三	六	二	四	三	一	一	五
八	七	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	八	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	七	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	三	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	三	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一



昭和五年六月未現在																娼妓出身道府縣別調 (其ノ四)						
青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井		山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	中部計
1891	397	953	2449	2389	1664	689	847	1487	1689	1036	331	233	262	179	297		577	689	791	832	2349	2664
1891	397	953	2449	2389	1664	689	847	1487	1689	1036	331	233	262	179	297		577	689	791	832	2349	2664
1891	397	953	2449	2389	1664	689	847	1487	1689	1036	331	233	262	179	297		577	689	791	832	2349	2664
1891	397	953	2449	2389	1664	689	847	1487	1689	1036	331	233	262	179	297		577	689	791	832	2349	2664
1891	397	953	2449	2389	1664	689	847	1487	1689	1036	331	233	262	179	297		577	689	791	832	2349	2664
1891	397	953	2449	2389	1664	689	847	1487	1689	1036	331	233	262	179	297		577	689	791	832	2349	2664
1891	397	953	2449	2389	1664	689	847	1487	1689	1036	331	233	262	179	297		577	689	791	832	2349	2664
1891	397	953	2449	2389	1664	689	847	1487	1689	1036	331	233	262	179	297		577	689	791	832	2349	2664
1891	397	953	2449	2389	1664	689	847	1487	1689	1036	331	233	262	179	297		577	689	791	832	2349	2664
1891	397	953	2449	2389	1664	689	847	1487	1689	1036	331	233	262	179	297		577	689	791	832	2349	2664
1891	397	953	2449	2389	1664	689	847	1487	1689	1036	331	233	262	179	297		577	689	791	832	2349	2664

昭和五年六月未現在																									
三	滋	京	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	廣島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長門	熊野	大分	宮崎	鹿兒島	沖縄	中部計	
14	82	36	29	25	8	10	7	5	3	6	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
82	40	24	19	16	5	7	5	3	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
94	32	16	10	8	2	3	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
15	8	4	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
69	33	16	10	8	2	3	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

合計	鹿見島	官時	大分	熊本	熊本	佐賀	福岡	高知	香川	徳島	山口	岡山	鳥根	和歌山	奈良	兵庫	京都	滋賀	三重	
六五九	一	二	八	八	七	一	九	九	三	四	六	一	二	三	七	四	三	二	一	一
一三三	一	三	一	五	六	三	一	一	七	一	八	二	一	一	六	一	一	一	一	一
三四五	一	一	一	一	一	一	一	一	二	九	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一六六	一	五	三	六	一	三	四	二	一	六	七	三	一	九	三	二	一	一	一	一
四四二	一	二	三	一	三	六	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一四〇	一	三	六	一	三	九	九	八	六	九	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八三五	一	五	三	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五五三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二三一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三九九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

### 二一 娼妓の自由職業

娼妓となるには、一時に纏つた金が欲しいからである。所謂前借を  
 する代りに、貸主たる貸座敷業者の下に寄寓して娼妓稼業をする。  
 法制的立前からいへば、金銭の消費、貸借と娼妓稼業とは別箇の問題  
 ではあるものの、事実上は娼妓は遺徳ながら必ずしも否らずといはざ  
 るを得ない。娼妓たりんとする子女の父兄には信用もなければ、債  
 権の担保も供すべき財産もない、斯かる者を相手と多額の金を貸す  
 のであるから、貸方と於ても借方と於ても、其の子女の娼妓稼業に因  
 る所得が債務の弁済に充てられる関係上、自然子女其の者が担保物  
 件なるが如く解せられたいものである。これは獨り娼妓といつて  
 のみではない、前借制の桎梏の下に稼業する藝妓、踊婦其の他私娼  
 等何れもさうである。



民法では其の第九十條によつて、債権を確保するが爲に人の自由を拘束するが如き契約を爲したならば、公序良俗に反するものとして無効として居るし、娼妓取締規則に於ても亦第六條で、娼妓名簿の削除申請については何人と雖之を妨害することを禁止して居る。だが、事實に於て、前借金未済として娼妓稼業を廃めやうとすれば、債権に於る抱主は直接間接に、之を妨げやうとして陋劣なる手段を弄する者がないでもない。

明治三十三年娼妓取締規則を制定した當時、内務大臣は地方長官に訓令を發して娼妓稼業の廢止ハ各自ノ自由ニ屬スルヲ以テ名簿ノ削除ヲ申請スル者アルトキハ娼妓取締規則第五條ノ手續ニ違ハサル限リ總テ之ヲ受理スヘシ而シテ一旦受理シタル上ハ同上末項ニ依リ直ニ名簿ヲ削除スヘシト示して居る。其の後屢々訓示もすれば通牒

も發して、債務の存濟を終りかゝるの故を以て、樓主が娼妓稼業の廢止を妨げることをないやうに努めて居る。従つて其の弊害は餘程少くなつて來た。

債権者たる貸座敷業者が、稼業契約書と楯とを以て、債務を完済せざる娼妓が廢業せんとするに對し同意を與へざる場合、娼妓が之を顧みずして廢業することを自由廢業と唱へられて居る。

所謂自由廢業、これは娼妓の獨力で居る場合は殆んど稀である。樓主側の債務不履行に對する強硬なる交渉、父兄輩の樓主から一時に債務の履行を迫られて若し紛れの口説、これを押し切つていくことは無智な而も弱い娼妓自らの力のみでは迎へ出來がたい。

自由廢業に力を添へる人々は、正義人道の爲といふ眞に敬虔な心を持つて居るもののみとは限りない。食はんが爲の賣名の婦人解放

運動者、樓主側を脅喝して金を得んが爲と、或は自由廃業を爲さしめて之を再び他ト賣らんが爲トする無頼の輩等があつたことも稀ではない。之等の介在せる自由廃業は、娼妓の自由意思の現はれておなひものがある。かうした場合ト於ては、其の真相を究明し、娼妓を保護するが爲ト警察側で千古摺る。不良な介在者は俗耳ト入りやす、<sup>一</sup>警察官憲の樓主擁護、自由廃業の彈壓し等聲を大トして叫ぶ警察の立場も苦しい。

最近五箇年間ト於て自由廃業を爲した娼妓の數、大正十四年百二十八人、大正十五年及昭和元年二百四十九人、昭和二年百八十六人、昭和三年百五十八人、昭和四年百五十六人、合計で五年間八百七十七人である。其の總數ト對する各年の百分比は、大正十五年及昭和元年の二十八、昭和二年の二十一、昭和三年同四年の各十八、大

正十四年の十五といふ順位になつて居る。

各年を通じて道府縣別トみれば、大正十五年及昭和元年中に於て神奈川縣及大阪府の各三十二<sup>人</sup>が最も多く、同年中の香川縣に於ける二十七人之ト並ぎ、翌昭和二年中の神奈川縣及香川縣の各三十一人、昭和四年中の東京府の二十人等が何れも多分であつて、五年間を通じて最も自由廃業者を多く出したものとしては香川縣ト指を屈しななければならぬ。其の數九十二人、自由廃業者總數の一〇、五%に當つて居る。第二位は大阪府の八十五人(九、七%)第三位は神奈川縣の七十九人(九%)第四位は東京府の六十四人(七、三%)である。五年間自由廃業者を出さなかつたのは、京都、愛知、鳥取、島根、愛媛、熊本、鹿児島<sup>鹿</sup>の七府縣である。

自由廃業の風は其の廓内ト傳播すると斯の道の人々トいはれて居

るが、統計が確ト此の説を裏書してゐる。娼妓の数にも比例しないし、娼妓ト對する待遇の優劣も及映しないし、また地方文化の程度も之ト影響しない。要するト過去ト於て自由廢業者の多かつた地は、將來ト於て亦同一傾向を辿ることとなる。

大正十四年は自由廢業者百二十八人に過ぎなかつたものが、翌年の大正十五年及昭和元年には、一躍倍加して、二百八十六人に達したのは、何が故であらう。

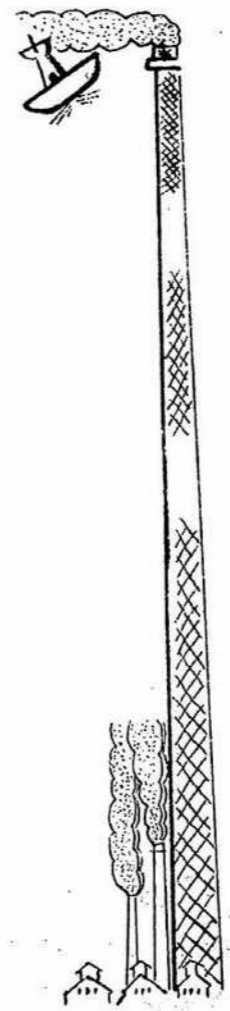
大正十五年は内務省ト於て公娼制度の改善を目論んだ年である。内務省當局が公娼廢止の意圖ありとの憶測も流布せられた、廢娼運動者も起つた、一般も公娼制度ト對し相當の關心を持つやうになつた、斯くて廢娼論は急ト頭を擡げて來た。此の「勢ひ」が自由廢業者の數にまで反響を及ぼして來たものと見ざるを得ない。

昭和三年以降は數の上では漸減しつつあるが、實際は必ずしもさうであるとは断定出來ない。といふのは、廢業したゝ強々希望を持つて居る娼妓は、樓主の承諾の有無に拘はらず決行する。承諾を與へないことが結果には影響を與へないのみならず、自由廢業の行はれたことが、一般ト宣傳せられ、現に稼業ト就いて居る娼妓達には望ましい印象を與へず、社會も例外なく貸座敷業者ト不利な批評と下す、だから、かうした場合に於ては、密かに前借金を擧げ引きにして廢業せしむるの手段を採るの傾向が生じて來たことである。自由廢業ト對する抱主側の新しき消極的戰術ともいへやう。

愛知	静冈	岐阜	长野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	东京	千叶	埼玉	群马	栃木	茨城	福岛	山形	秋田	岩手	青森	北海道	総府縣			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

最近五年間ニ於ケル娼妓自由廢業数調

左に最近五箇年間ニ於ケル娼妓自由廢業数調を掲ぐ。



二二 最近五箇年間に於ける貸座敷營業の開廢及娼妓名簿  
 登録並其の削除

合	沖	鹿	官	大	熊	長	佐	福	高	慶	香	德	山	廣	岡	島	島	和	奈	兵	大	京	滋	三	
計	鏡	見	崎	分	本	崎	賀	岡	知	堀	川	島	口	島	山	根	取	山	良	庫	取	都	賀	皇	
一																									
二																									
三																									
四																									
五																									
六																									
七																									
八																									

293

合	沖	鹿	官	能	佐	大	福	高	愛	香	徳	和	山	廣	岡	島	島	富	石	福	秋	山	青	岩
計	見	島	崎	本	質	分	岡	知	媛	川	島	山	口	島	山	根	取	山	川	井	田	形	森	半
七	三	一											三	三				三	五					
二	八	一		一									三	一	九			八	三	五	〇			
七	〇	一											三	一			一		六					
七	六	一	一	五			七	三	四	四	〇	八	一	五	八	四		四	三	六	七	三	三	四
一	七																							五
一	三																							
六	一			一		一	五								四	七	二							
二	八	〇	七	二	二	二	五	三	一	七	四	一	九	六	〇	二	三	四	五	二	七	四	八	〇
三	四																							
六	三			三			四	五	三			四	三	五										九
一	〇															二	五	一						
四	一		一	一	二		四	一	一	一	六	五	二	五	四	九	二	四	八	七	六	八	九	九
九	三		一	四		二	七	六	九	〇	九	六	一	二	二	二	一	六	三	三	一	〇	九	七
七																								
八			一	七	五	四	九			一	一	八	一	四	九	三	一		八	一		四		
九			五	三	四	四	九	〇	一	三	三	一	九	九	八	三	二	三	四	九	一	八	三	一

294

備	官	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	橋	茨	千	群	埼	新	長	兵	神	大	京	京	北	畿	府	縣
島	城	野	阜	賀	梨	岡	知	重	良	木	坂	葉	馬	玉	鴻	崎	庫	川	阪	都	京	道			

大正十四年中



合	沖	鹿	宮	熊	佐	大	福	高	愛	香	德	和	山	廣	岡	島	島	富	石	福	秋	山	青	岩			
計	鏡	島	崎	本	質	分	岡	知	媛	川	島	山	口	島	山	根	取	山	川	井	田	形	森	千			
八	五	一	一	九	四	七	五	四	五	七	三	一	三	二	二	一	三	五	一	一	三	八	五	三	七	二	
六	五	二	七	三	一	九	二	〇	五	四	五	九	〇	一	三	一	三	〇	九	九	八	三	二	六	二		
一	九	一	一	一	一	三	一	五	一	一	一	二	一	一	三	一	一	一	八	一	四	一	二	六	一		
一	三	三	一	〇	五	一	七	八	二	九	八	二	〇	三	四	三	三	五	八	〇	六	三	八	八	五	九	
三	八	〇	九	一	一	三	九	七	二	六	二	〇	五	四	七	二	一	五	九	六	三	二	〇	三	七	八	九
八	三	五	六	四	一	〇	〇	八	三	四	六	三	六	三	九	一	三	六	五	一	三	六	七	四	一	一	
六	二	五	六	一	七	六	六	五	〇	二	七	九	二	二	九	二	四	八	四	六	九	一	八	六	九	七	

福	宮	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	新	茶	松	茨	千	群	崎	新	長	兵	神	大	京	東	北	廳	
島	城	野	阜	賀	梨	岡	知	重	良	水	坂	葉	馬	玉	湯	崎	庫	川	辰	都	京	道	道	廳		
四	三	三	七	六	一	一	一	九	二	五	四	五	一	二	〇	〇	六	五	八	一	九	六	三	三	四	
一	一	五	一	〇	一	一	二	三	八	二	一	五	一	一	六	〇	六	七	四	一	五	三	四	三	三	
三	一	七	二	三	二	一	七	四	一	一	一	一	一	一	六	五	一	六	四	三	二	一	三	三	三	
一	一	一	二	一	二	五	三	一	一	一	一	一	一	二	九	五	三	三	三	〇	〇	四	九	一	三	七
二	〇	六	四	九	二	六	一	七	四	〇	二	五	一	一	八	一	九	一	一	一	一	〇	九	三	三	
二	七	五	六	〇	九	〇	二	五	九	七	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	三	一	〇	四	六	九	四	八	七	三	一	五	〇	〇	五	八	一	四	八	九	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	〇	四	七	八	五	四	七	七	〇	七	六	四	二	一	四	〇	六	二	〇	六	六	九	五	七	五	
一	一	三	七	五	一	五	五	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
四	〇	六	五	六	四	三	五	一	二	九	三	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

大正十五年、昭和元年中

新設、他

同

再登録

合沖鹿宮宮熊佐大福高愛香德和山廣岡島島富石福秋山青岩  
計純島崎本質分岡知媛川島山口島山根取山川井田形森手

七九一  
六五六一六三一〇五四四四三：一三五一三三七九九三七九

六二一  
二七一一四一五一一三五八七一一一八一六二〇三三一一七

三  
九一一一一一七一一一一一三五一一五：八七四一

一三六  
七四七二二一三二〇四〇七〇一八三三五五九〇八一七六〇

三六八  
九六八六六六九二九六〇八三八五五三八九三〇一四五四

九〇三  
八三五一四六〇九二九六六三六三九六二四八三〇〇三

七二〇  
五五三二六一一八七五八五九二五七九九七七六九九三

福宮長岐滋山靜愛三奈榆茨千群埼新長兵神大京東北  
島城野阜賀梨岡知重良木坂葉馬玉瀨崎庫川政都京海道  
縣

一一六〇九一五四八五二四五一一二〇二七三四一三

二一四一一五七六一一〇一一六六九七九二七三

一四五二九二二五二一一一六四三五三六二九

一八五一一〇五二四〇三一一三六二六四二七九二五八三

一〇五五六一〇七五九八七六六六六一六四七二二〇

八九〇四四四二二六七〇八七七一一三三九二七一

一三九三七八四九一  
六七一八九一六二一七四三三一一九七〇七四七六五

昭和三十二年

中

昭和三十二年

昭和三十二年

合	沖	鹿	宮	熊	佐	大	福	高	香	德	和	山	廣	岡	島	島	富	石	福	秋	山	青	岩						
計	總	島	崎	本	賀	分	岡	知	媛	川	島	山	口	島	山	根	取	山	川	井	田	形	森	半					
八	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一					
〇	〇	二	一	二	三	六	七	二	一	九	六	一	六	一	四	一	七	二	二	〇	五	九	八	一					
六	五	一	七	二	一	七	三	八	九	一	一	六	八	一	九	七	三	一	五	二	三	四	九	五	六	一			
二	三	〇	一	一	一	四	七	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一				
一	六	〇	一	一	二	〇	六	一	〇	〇	八	一	四	一	七	六	三	七	三	一	七	六	三	九	二	五			
二	三	一	七	五	三	七	七	七	七	三	七	三	七	三	七	九	九	六	四	七	六	五	九	九	四	一	五		
三	〇	八	〇	一	四	一	九	五	八	四	五	七	二	二	五	九	九	五	六	四	八	一	二	七	五	二	〇	七	九
一	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	六	三	四	八	九	〇	七	八	〇	四	七	七	〇	九	六	五	四	一	五	九	四	一	三	七	五	三	七	五	三
八	六	五	四	六	八	七	〇	九	四	三	七	九	三	一	四	六	九	一	八	八	〇	五	三	一	一	一	一	一	一

福	官	長	岐	滋	山	靜	愛	三	奈	榆	茨	千	群	埼	新	長	兵	神	大	京	東	北	總	
島	城	野	阜	實	梨	岡	知	重	良	水	城	葉	馬	玉	鴻	崎	庫	川	阪	都	京	道	府	縣
三	一	〇	六	三	一	三	二	九	一	六	三	五	一	四	五	三	二	六	二	〇	八	四	四	五
三	一	三	六	一	一	二	六	一	一	一	三	二	一	一	五	一	八	九	二	四	五	三	二	二
二	三	五	一	九	一	四	二	二	四	五	二	二	一	一	八	一	三	四	五	四	三	一	五	七
一	一	一	二	二	二	八	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	二	九	八	六	三	八	四	一	九	四	一	八	一	〇	三	七	七	九	〇	一	一	一	一	一
八	七	〇	七	〇	九	一	七	八	五	七	五	〇	一	〇	三	七	七	九	〇	一	一	一	一	一
一	二	一	一	一	一	四	三	五	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九	〇	六	四	三	三	二	八	〇	二	七	八	四	一	八	六	四	七	〇	八	七	七	二	〇	七
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	九	〇	八	四	五	六	四	八	三	八	三	九	一	三	二	七	三	七	四	六	七	七	〇	四
八	五	一	八	七	三	六	三	一	三	九	七	四	一	三	二	七	三	七	四	六	七	七	〇	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

昭和三年中

昭和三十二年

昭和三十二年

合沖鹿宮熊佐大福高榮香徳和山廣岡島島富石福秋山青岩  
 計説島崎本質分岡知媛川島山口島山根取山川井田形森手

八七	一七	一四	六四	六七	二九	三九	一七	四一	四一	一八	三九	七九	七七	五九	四六	七
六七	四三	一	一	三	四	九	六	二	六	八	一	〇	五	六	三	七
二四	六	一	一	一	七	三	〇	一	三	二	一	五	五	一	九	一
一六	七六	〇	一	三	八	九	四	九	五	二	一	五	〇	一	九	〇
三	一七	六	一	四	八	三	八	三	五	四	一	七	八	五	六	六
一〇	六〇	三	八	八	二	七	八	二	四	五	五	四	五	一	七	三
九六	三	一	五	四	八	九	三	七	五	四	六	五	五	〇	六	一

福宮長岐滋山靜愛三奈栃茨千群堪新長兵神大京東北海  
 島城野阜賀梨岡知重良水城葉馬玉湯崎庫川夜都京道  
 廳府縣

五三	九四	五	一	五	一	六	二	一	一	三	三	〇	四	二	八	一	六	五	四	四
三	一	二	三	一	一	五	八	一	六	一	七	一	九	四	二	〇	五	七	六	五
二	四	七	一	九	一	四	二	九	三	三	一	一	一	八	一	一	〇	〇	六	五
一	二	九	七	一	九	〇	六	五	三	二	〇	六	四	五	一	二	九	四	九	九
一	二	一	四	一	二	五	五	八	〇	九	二	八	一	〇	五	一	九	七	五	六
九	八	〇	〇	五	四	一	九	七	四	一	二	五	二	一	七	八	八	六	五	二
三	一	五	三	八	三	七	九	三	七	三	四	二	一	一	四	五	〇	九	八	四

昭和四年中

申請二條生ノ其ノ他

新上登錄再登錄

## 備考

一名簿削除欄中「申請ニヨルモノハ本人其ノ他規則第三條第一項  
第三號及第四號ニ掲クルモノヨリ削除ヲ申請シタルモノ、  
「其ノ他レハ稼業禁止、稼業期間満了等申請ニヨラサルモノ。  
ニ名簿登録欄中「新登録レハ嘗テ娼妓タリシコトナキモノ、  
「再登録レハ其ノ地方廳管轄内タルト他ノ地方廳管轄内タルトヲ  
問ハス嘗テ娼妓タリシモノヲ掲記セリ。

## 二三 娼娼及存娼運動

從來我國に娼娼運動を継続的にやつてゐる二つの團體があつた。  
一は麻清會であり一は日本基督教婦人矯風會である。前者は男女道  
徳の鼓吹を専ら其の事業として居るから、娼娼廃止を重要なる一部  
門として運動して來た。後者は純潔、平和、禁酒の三大綱領を掲げ  
て娼娼廃止を叫んで來た。

大正十五年娼娼問題が在論ト上つたとき、娼娼廃止の事業を完成す  
るが爲に両者は團結した。之が娼娼聯盟である。

娼娼聯盟では其の事業を、(一)中央運動(二)地方運動(三)教育運動の三  
つとし、(一)の中央運動とは、総理大臣、内務大臣、警保局長等の中  
央當局者ト對する運動及貴衆兩院並兩院議員ト對する運動であつて  
、過去ト於て相當の努力をして居る。

(二)の地方運動といふのは、道府縣會及道府縣會議員に對する運動と廳府縣當局者に對する運動とを包含して居る。

最初は専ら、中央運動に力を注いで居たが、陳情請願等も大した效果的のものでなく、同志衆議院議員松山常次郎等が、第五十議會に公娼廃止の法律案を衆議院に提出したが同院に於て否決せられ、更に第五十二議會に同人等が同様な法律案を衆議院に提出したが、之は生憎審議未了となり、第五十六議會には同志衆議院議員安部磯雄等が法律案として提出したが、衆議院で否決せられてしまった。第五十八議會には同志衆議院議員三宅盤が法律案を提出したが、之も院議に附するに至らずして議會は閉じた。常に斯様な情態で、娼娼案は其の都度棄り去られつつあつて、中央的運動では効果を擧げ難い。そこで、道府縣別娼娼運動たる所謂地方運動と目をつけた。昭和

元年には福島縣、昭和三年には福井縣、福島縣及石川縣、昭和四年には埼玉縣、昭和五年には長野縣、富山縣及神奈川縣の各通常縣會に於て公娼廃止に關する意見書提出の件を可決せられるに至つた。之等について日、娼娼聯盟の關係者が直接間接大なる働きをして居る。其の目標とするところ、各道府縣會の過半数に於て娼娼の議決を爲さしめ、斯くして、公娼廃止が輿論にあることを明瞭とし、然る後、一舉に帝國議會で娼娼法律案を可決せしめたいといふに在る。

(三)の教育運動といふのは、一般的に輿論を作興するの運動であつて、娼娼に關する講演會の開催、各種印刷物の刊行頒布が夫れである。

地方には、麻消會、婦人矯風會等の支部は勿論、娼娼運動に關與して居る團體、個人等が多数あるが、之等は娼娼聯盟本部の直接間

授の指導下に在るといふては敢て過言ではなからう。

此の廢娼運動と對抗する爲に生れた團體は全國貸座敷聯合會がある。本部を東京吉原に置き、道府縣に支部を設けて居る。貸座敷業者が各指定地毎に貸座敷業者組合を作つて居たが、廢娼運動に刺戟せられて、更に道府縣の同業者の結成を見た。之が全國貸座敷聯合會の支部となつて居る訳である。帝國議會、貴衆兩院議員、政府當局、道府縣會、道府縣會議員、廳府縣當局等と對する請願、陳情等によつて、公娼存置を叫んで居る。が、何しろ、廢娼運動は積極的であるに反し、公娼存置運動は消極的であるが爲に氣勢が上りない。殊に貸座敷同業者中にも、公娼廢止は早晚實現せられるものと諦観して居る者もあるくらいに世論がどうも廢娼に傾み易い情勢にあることは、公娼存置運動の前途に一抔の暗影を投じて居る。

廢娼及存娼の地方に於ける運動状況と次に掲げてみる。

○北海道

室蘭市及旭川市には、大日本婦人矯風會支部が設立せられて居る。室蘭市に於ては、大正十三年頃より昭和三年頃迄、

此の矯風會室蘭支部の名義で、小岸クラなる者が主唱者となつて同志を募り帝國議會に廢娼請願したこともあるが、同人が東京に轉住して後は、此の種の運動は影を潜めた。

存娼運動として見るべきものはない。

○青森縣

廢娼並に存娼の運動として、こゝに擧げるほどの事實はない。

○岩手縣

婦人矯風會盛支部員は、社會政黨黨員と協力して、盛岡市内各所で廢娼演說會を開いて居る。最近市内の路傍に立つて、通行人に對し廢娼建議書に署名を求めて居る。これは其の著

名者一萬人と達するをまつて、来る通常縣會に提出する予定らしい。岩手醫師會に於ても産娼建議書を知事と提出した。

貸座敷業者としては、自己の立場上存娼を懸望して居るものの、之に關する運動をこゝろみるものはない。

○岩手縣 産娼運動は最近特に熾烈になつた。婦人矯風會仙台支部等では、各關係方面を歴訪して輿論を喚び起して居る。昭和四年十二月の通常縣會に於ては、社会民衆党所属縣會議員師義三は議員二十三名の署名を得て、産娼に關する意見書を提出し、其の理由を力説するところがあり、遂に委員附託となり、審議の結果重要案件として直ちに其の可否を決するを不適當とし、後日に保留せられることになつた。

存娼運動は、貸座敷業者間と於て、関東関西方面の同業者と

相連繫して行はれては居るものの、縣内に於ては、單に代議士や縣會議員等の知己と對し、産娼の不可なることの陳情を爲すに過ぎない程度である。

○秋田縣 昭和三年十一月の通常縣會に於て、縣會議員魁川貫一、熊井又八郎、兒玉高道等は、廓清會秋田縣支部顧問である關係から、縣當局に對し、公娼制度廃止の建議案を提出した。審議の結果、此の建議案は可否同数となり、議長が之に賛意を表した。遂に産娼の建議を議決するに至つた。廓清會秋田縣支部員岡本丙子郎、早川カイ等はキリスト教婦人矯風會、キリスト教婦人聯盟等と提携し、昭和四年十二月秋田商工會議所に於て、同五年一月秋田縣記念館に於て、産娼問題に關する演說會を開催し、一般の共鳴を得ると共に、岡本、早川等が主となり、娼妓に對し、密



か自由廃業を継過し、昭和三年中ト一名、同四年中ト四名、同五年中ト二名の自由廃業を實現せしめた。

全國貸座敷業組合秋田縣支部では、聯合組合の指導の下ト、當局ト對し存娼の請願を爲し、或は同業者の結束ト努め、或は營業方法の改善に留意する等、廢娼運動の防止ト銳意して居る。殊ト、自由廃業の続出に恐慌を來し、相愛會と組織し、溫情主義を以て娼妓ト臨み、娼妓の精神上物質上の不満除去ト努力して居る。

○山形縣 廢娼運動は起つて居ない。従つて、之ト對抗する存娼運動ヲ亦現れて居ない。

○福島縣 昭和三年の通常縣會ト於て、縣會議員大越軍藏は、同鈴木周次郎と共に、同トく縣會議員大内一郎外五名の賛成を得て廢娼の建議書を提出した。一面當時、東京ト在る廓清會、廢娼縣

盟等より名士を福島市に招き、公娼廢止の座談會を開いた。廢娼建議案は斯くして全會一致可決せられた。が、これは一般縣民ト對しては格別大なる衝動ヲ與へなかつた。營業者は、勿論之ト對しては大ト不満であり、反對の陳情其の他の運動もしたが、其の後、廢娼及存娼の両派共に鳴を靜め、自然立消の情勢トある。

○茨城縣 婦人矯風會、廢娼縣盟等より弁士を派遣し、昭和三年中、縣下ニ箇所ト於て、廢娼演說會を開催したが、どの程度まで其の思想を植付けたか疑問である。縣會等で問題トなつたこととなければ、各種團體中に、此の運動ト頭を突込むものもない。

貸座敷營業者は、全國貸座敷聯合組合と聯絡は採つて居るものの、存娼運動と如實トやつては居ない。

○栃木縣 婦人矯風會宇都支部主催の下ト、昭和四年六月宇都宮

市ト於て、廢娼聯盟支部設置準備會を閣催し、本部より松宮彌平、久布白若實の参列を求め、宇都<sup>宮</sup>足利、佐野、真岡、日光等ト在住して居る牧師其の他の同志約二十四五名集合して廢娼運動を實行することを決議し、準備委員を置き、五年間継続して廢娼運動を行ひ、其の目的を貫徹することを誓ひ、同月中ト廢娼聯盟支部の發會式を擧げた。常任理事飯田兼三外二名、理事片田萬五郎外五名を選ば、其の後縣會ト廢娼の請願を爲し、或は時々講演會を閣催する等廢娼運動を継続して居る。

栃木縣貸座敷同業組合長青柳徳之輔は、昭和四年縣内各地の貸座敷業組合代表ト存娼運動を促し、政友會、民政黨の兩支部長、縣會議員等ト文書を以て公娼存置の運動をした。尚宇都宮市ト縣下矢板、喜連川、大田原、石橋、小山、合戦場、塚米、福谷、今

市の各貸座敷業組合長集合して、廢娼運動對抗策を協議した結果、廢娼反對の印刷物を政黨員中の有力者縣會議員等ト郵送して廢娼運動ト備へ、引続き存娼運動ト努めて居る。

○埼玉縣 昭和三年十二月の通常縣會に於て、議員より廢娼建議案を提出した。キリスト教信者中に廢娼問題トつゝ多少論議せられたことはあるが、一般縣民は殆んど無關心の状態である。

存娼の運動トつゝは特ト掲ぐべきものはない。

○千葉縣 縣下には、貸座敷の大きな集團もなく少数の營業者が存するト過ぎないから、公娼問題は一般の注意を惹かない。従つて、廢娼を高唱する團體や個人もなく、また、之ト對する存娼運動をするものもない。

○警視廳 廢娼運動は漸次旺盛トなつて來た。最近代議士田川大

吉郎、同星島二郎、元代議士社會民衆党首安部磯雄等によつて組織されて居る廢娼聯盟、其の他婦矯風會及救世軍等の名義で、廢娼に關する演說會を開催して一般的に輿論を喚起し、或は帝國議會に請願する等大に努めて居る。最近に於ては、救世軍及全國大衆党の連名を以て、洲崎及千住兩遊廓内の娼妓に對し自由廢娼宣傳印刷物を郵送した事實もある。

貸座敷業者間には、之が對策として、全國貸座敷聯合會長淺井幸三郎、同幹事長鷗田克復等は、同會地方支部と聯絡を採つて、關係方面の代議士、府縣會議員等をして、帝國議會又は府縣會等と於て、廢娼の決議を指止せしむべく反對運動を爲さしめて居る。

## ○神奈川縣

廢娼に關し縣會等で問題になつたこともなく、之を

叫ぶ者も別にないやうである。

貸座敷業者に於ても、全國貸座敷聯合會には加盟して居るものの、廢娼運動が起りないから、何等策動して居ない。

## ○新潟縣

昭和四年十二月縣會議長より、公娼廢止の前提として

新に貸座敷営業を許可し、又は新に娼妓名簿に登録せざることを希望する趣旨の意見書を提出したことはあつたが、他に廢娼又は存娼に關する運動等をみない。

## ○富山縣

昭和二、三年の頃、約二千名の連署せる廢娼請願書を縣

會に提出したことはあつたが、別に問題には存りなかつた。廢娼運動にたゞさはつて居る団体としては、婦人矯風會富山縣支部がある。時々此の種の講演會、宣傳ビラの配布等をして賛成者を得やうとして居る。

昭和二年頃までは、全國貸座敷聯合會富山縣支部があつて、毎年政治家季節に入れ、代議士、縣會議員等を訪問して、公娼の存置運動をして居たが、現在に於ては、此の運動は中止し、支部すらも存せざるに至つた。

○石川縣 婦人矯風會金澤支部では、支部主催の下に、娼娼講演會を開催し、或は日本メソヂスト教會に於て、娼娼を高唱せる、可ばらからと稱する印刷物を有識階級に配布する等の事實はあつたが大した反響はなかつたやうである。

存娼運動は別と起つて居ない。縣會等と公娼問題を論議したこともない。

○福井縣 元福井縣娼娼期成同盟會現福井縣廓清會、日本禁酒同盟會大野支部、矯風會福井支部の各団体は、講演又は印刷物によ

り、娼娼を提唱して居つたが、昭和三年通常縣會が開催せらるるや、各縣會議員を歴訪して熾烈なる運動をした結果、娼娼意見書の縣會提出となり遂に可決せられるに至つた。が、提案者たる二の議員を除いては、他の賛成者は、皆この問題を重要視せず、請託があつたから賛意を表したといふ程度に過ぎなかつたし、貸座敷業者も當時、其の對策について協議するところもあつたが、具体的に運動には手と着けなかつた。娼娼三団体も、其の後格別の運動もしないし、公娼問題に關しては、現在は餘り論議せられない。

○山梨縣 昭和三年及同四年の通常縣會に、甲府娼娼期成同盟會並婦人矯風會甲府支部は三千餘名の賛成者を得、其の署名を求め、娼娼に關する請願書を提出した。

昭和四年貸座敷組合長小澤純は廢娼反對の趣意書を縣會議員全部に郵送した。

○長野縣 最近に於ては、縣會に先立ち、縣内樞要地に設置してある廓清會支部は、各地の禁酒會、救世軍、社會民衆黨支部、婦人矯風會支部と聯絡を採り、廢娼講演會を開催し、一面廢娼請願書に調印を求め、輿論の作興に努めると同時に、縣當局又は縣會に之が請願書を提出して居る。熱心なる運動者としては、松本市居住の廓清會松本支部長英人イノ、シー、ヘニガーを擧げなければならぬ。

貸座敷業者は、之に對抗して貸座敷同盟會の名を以て存娼に關する陳情書を縣當局又は縣會に提出して居る。

昭和四年の通常縣會には縣會議員小野奔一外三名より廢娼建議

案が提出せられたが、委員附託のまゝ、審議未了となった。

○岐阜縣 賣名的に、公娼廢止の手段であると稱し、娼妓の自由産業を煽動する印刷物を頒布した者が二、三あるが、動機が不純であつたから、此の反響もなかつたやうである。一般的にいへば識者間に廢娼を唱ふる者がなほ多くない。また、貸座敷業者中には現在の社會状態よりみて、貸座敷は臆て、自ら亡びてゆくべき運命にあるものであるから、何等かの方法によつて現状を打開しなけれならぬと苦慮して居る者もあり、表面に廢娼運動はないといふものの、裏面に其の機運が濃厚となりつつあるは争はれない事實である。

貸座敷業者は全國貸座敷聯合組合に加盟し、廢娼反對、存娼陳情等は本部の指令に基づいて行動することにはなつて居たが、積

極的ト運動は起して居る。

○静岡縣

昭和三年六月、静岡、浜松両市のキリスト教徒を中止として居る廓清會、婦人矯風會の支部は相協力して、静岡縣廢娼期成同盟會を組織して、継続的ト廢娼運動を行ひ、静岡、浜松、清水、沼津の各市及大宮、島田、藤枝の各町ト於て、本部より特派せる林歌子、益富政助、伊藤芥吉等トよつて、廢娼問題ト關する講演會を開いた。同年秋の縣會には、八千五百餘名の署名を得、廢娼の請願書を提出したが、別ト顧みられなかつた。昭和四年には、本部より安部磯雄、高島米峰、松宮孫平、久布自落実の派遣を受け、静岡其の他各地で廢娼講演會を催し、或は縣會議員を歴訪して陳情する等極力運動したが、大した反響はなかつた模様である。

貸座敷同業者間ト於ては、縣聯合會を組織し、歴史的理由、風教上の見地、花柳病予防の立場より、廢娼運動ト並行して、雜誌を發行し、或は有力者ト面接し、現在の實狀を陳べて存娼運動ト努めて居る。

○愛知縣

昭和三年婦人矯風會本部より市川房枝の應援を乞ひ、同會支部の主催で名古屋市内ト於て廢娼講演會を開き、並で、社會民衆黨婦人同盟の名の下ト、奥ウメオの派遣を受け、同様名古屋市内ト於て、婦人参政權獲得並廢娼に關する講演會を催した。救世軍中には、直接娼妓の自由廢業を奨励して居る者もある。不良青年が自由廢業を煽動した事例ニ三はあるが、之等は娼妓解放運動ト名を藉つて、事實は私腹を肥したのであるから、其の真相が暴露した最近ト於ては、娼妓が之ト應じない情態である。

存娼の地方的運動として見るべきものは殆んどない。

○三皇縣 廢娼運動は全然ないといつてよからう。貸座敷業者は全國貸座敷聯合會に加盟し、娼妓存置の必要の事由を記した印刷物を縣會議員や新聞記者に配つたぐらゐのことで、大した運動はして居ない。

○滋賀縣 婦人矯風會滋賀縣支部が、其の會の性質上廢娼運動をやるべき筈であるが、全然この方面に向つては活動して居ない。勿論他に廢娼運動を行ふものも存しない。

存娼運動についても同様、行はれて居ない。

○京都府 大阪市住吉區住吉町ジャパン、レスキユ、ミツシヨン大政支部が猛烈なる廢娼運動を起して居る。娼妓の實生活を赤裸々と、或は其の悲惨なる生活を誇張した印刷物を配布し、又は逃

走せる娼妓を收容して廢業の手続を爲さしむる等の方法を採つて居る。昭和五年に入つてから、右支部のキで四名を廢業せしめた。廢娼運動をして居る団体としては、廢娼期成同盟會、婦人矯風會京都支部、廓清會京都支部、救世軍京都小隊等があるが、餘り振はないやうである。昭和三年の通常縣會に於て府會議員横田大助外二名の紹介で、京都廢娼期成同盟會、婦人矯風會京都支部等より、廢娼に関する陳情をして其の上程を求めたが、府會に於ては多数議員が、これは地方議會の関與すべきものでないといふことに一致して拒否した。

存娼運動として示すほどのものはない。ただ、各地の貸座敷業者組合は京都府下貸座敷聯合組合を設け、娼妓の優遇其他營業方法の改善策を講究実施して、廢娼運動に對し消極的に防衛して居

るト過ぎない。

○大阪府 廢娼運動の主唱団体は、矯風會大阪支部である。同支部は本部と連絡を採つて、主義の宣傳ト努めて居ると共に、其所屬の婦人ホームト於ては、自由廢業の事際事務を取扱つて居る。矯風會員は府下ト於て約一千人を算し、かなりの勢力がある。昭和五年六月大阪中央公會堂で、第五回全國廢娼同志會を開き、各府縣代表者百餘名未會し、引續いて廢娼大講演會を催した、頗る盛會であつて、一部反對者の計劃的妨害ト因り、會場騒然、遂ト解散を命ぜられて目的を果さなかつたが、翌月トは大阪公會堂で、聽期成會の結成を見、其の際大阪中央公會堂ト演說會を催した。聽衆四千。之等廢娼運動ト對する反響は未だ大なるものはない。が、此の種の運動はよく時流ト投じ、漸次根強ハものトなつて來るで

あらう。自由廢業の示威、自由廢業者の救済ト努めて居るものトジヤパン、レスキエー、ミツシヨン大阪支部がある。支部長は英國婦人であつて、演說會を関催し、或はパンフレットの配布等トよつて只管宣傳ト努めて居る。

存娼運動を為すものト國風會(代表者は辯護士)婦人更生會(代表は電気治療師)があるが、甚微振はない。前者は昭和五年八月天王寺公會堂で、公娼廢止反對演說會を開催し、後者は「公娼存置禮讚」と称するパンフレット一萬部を無料頒布した。

○兵庫縣 婦人矯風會高砂支部、同會神戸支部、同會福良支部等は廢娼を主張して居るが、具體的運動として見るべきものはない。存娼運動は殆んどない。

○奈良縣 昭和五年六月、大阪ト於て全國廢娼大會が開かれた際



大阪遊廓聯合會より、今後の對策協議の爲招かれたので、郡山遊廓より二十餘名出かけた、公娼存置につき、運動らしい運動はして居ないやうである。廢娼運動は全然なく、縣會等でも公娼問題を議せられたやうな事實はない。

○和歌山縣 和歌山市に婦人開放社がある。村松榮一が大正十二年創立したのであつて、藝娼妓自由廢業の實行を主たる目的とし併せて廢娼運動の宣傳をしてゐる。昭和五年七月頃から機關紙曉新聞(月刊)を発行し、縣下及近府縣の同志や、藝娼妓等と領袖して居る。個人的の運動であつて、而も一般の信頼がなかり反響が少ない。存娼運動は起つて居ない。

○鳥取縣 公娼に関する具體的の運動は起つて居ない。

○島根縣 全関西婦人聯合會、婦人矯風會等より、廢娼に関する

陳情請願等を策して来るとき、縣下と於ても相當の賛成者はある。貸座敷営業者側でも、かうした情勢の下にあるから、全國貸座敷聯合會、或は大日本國風會等の指揮に従つて、存娼の請願、陳情等に参加して居る。

○岡山縣 岡山遊廓廢止期成同盟會、これは岡山キリスト教青年會、岡山禁酒會、岡山キリスト教聯盟、婦人矯風會支部、廓清會支部の五團體が結成して居るのであつて、從來屢々帝國議會と廢娼の請願をして居る。昭和三年婦人矯風會本部の指令によつて、公娼廢止の請願を縣會に提出することを目論見、廢娼に関する宣傳ビラを頒布し、或は矯風會本部より久布白若實外数名の應援を受け岡山市に於て公娼廢止の演說會を開催し、同年の通常縣會には、約三千名の連署せる廢娼陳情書を縣會議長に提出し、一方縣

會議員荒田英一、同古屋橋衛<sup>野</sup>を動かして公娼廃止意見書を提案せしめた。が、此の案は、反對者多数の爲に否決せられてしまった。其の外、救世軍岡山小隊長が有志を勧誘して公娼廃止の陳情書に署名せしめて帝國議會に提出し、或は、廓清會、婦人矯風會、廢娼聯盟倉敷支部長田崎つるのが、同志の調印を取纏め、公娼廃止請願書を帝國議會に提出したこともある。

公娼存置の運動をする団体としては、縣下貸座敷聯合會がある。同會は本縣選出代議士に廢娼阻止の歎願書を提出し、或は貸座敷所在地地方選出の縣會議員に對し、公娼存置の運動を爲し、或は之等に関する印刷物を縣會議員に配布する等、かなり努力して居るやうである。

### ○廣島縣

縣下と於ける婦人矯風會各支部聯合の下に、昭和五年

五月廣島縣廢娼期成同盟會を組織し、廣島市内に於て発會式を擧げ、安部磯雄を聘して廢娼問題講演會を開催した。具体的運動としては未だ見るべきものがない。

廣島縣廢娼期成同盟會の生れたことは、縣下貸座敷業者に大なる脅威を與へた。廣島縣貸座敷聯合會に於ては、廢娼期成同盟會の組織せられやうとする情勢を看て、屢々役員會を開いて對策を協議し、遂に、廢娼期成同盟會発會式当日に於ける廢娼問題講演會には當業者多数傍聴し、講演の妨害を爲し、或は暴行を加ふる等、之を中止するの止むなきに至らしめた。全國貸座敷聯合會とは、常に聯絡を保ち、廢娼運動の成行を監視して居るが、積極的の運動は餘りないやうである。

### ○山口縣

廢娼運動は起つておない。昭和三年の通常縣會に於て

公娼廢止に關する衛生當局の所見を質したることある外、縣會等で別に問題になつたことはない。

昭和五年五月帝國議會に、公娼制度廢止に關する法律案の提出せられる情勢があつたので、宇部市當業者は、本縣選出代議士に對し、右法案反對方の依頼電報を發した。

○徳島縣 廢娼及存娼の運動は共に現はれて居ない。

○香川縣 公娼に關する是非の運動は全然起つて居ない。

○愛媛縣 廢娼及存娼の運動は殆んどない。

○高知縣 昭和五年六月、高知市に廓清會高知支部が置かれた。

將來これが廢娼運動を起すことにならう。

存娼運動を爲すものはない。

○福岡縣 大正十一年頃、門司市市會議員梅月瀨太郎其の他二三

の有力者が主催して、中央の廢娼運動權威者を招聘し、門司キリスト會館に於て、廢娼運動演說會を開かうとしたが、貸座敷營業者の廢娼反對の氣勢に壓せられて果さなかつた。鞍手郡に根據を持つ鑛夫組合に於て、昭和三年十月頃廢娼宣傳ビラを頒布し、且つ同組合員は一般の遊客に紛れて、直接娼妓に接し、自由廢業を勧誘する等の方法を採つたが、效果はなかつた、斯くするうち鑛夫組合に内訌が起り、ついに解体するに至り、廢娼運動も姿を消してしまつた。

廢娼運動に對する爲、縣下貸座敷聯合會は、大正十四年頃委員を遣んで上京せしめ、全國貸座敷聯合會と提携し、且つ九州貸座敷聯盟大會、全國聯盟大會等にも有力者を出席せしめて、存娼運動の強調を策するところがあつたが、近時廢娼運動が下火になつ

たので、餘り活動して居ない。

○佐賀縣 佐賀縣貸座敷聯合組合顧問中山嘉太郎は全國貸座敷聯合組合の幹事であつて、廢娼反對運動の爲時上京して劃策して居る。九州貸座敷聯合組合の總會等の場合と於ても縣聯合組合より代表者を派して、常ト提携を策して居る。

廢娼運動については別ト見るべきものはない。

○長崎縣 存娼及廢娼の運動トついで擧ぐべきものはない。

○熊本縣 宗教家、婦人團體等が近時公娼廢止を叫んで居る。昭和四年十二月の通常縣會では、婦人矯風會關係者より公娼廢止の陳情があつた。

貸座敷業者は本縣出身貴衆西院議員、縣會議員等に対し、公娼廢止反對の運動をして居る。

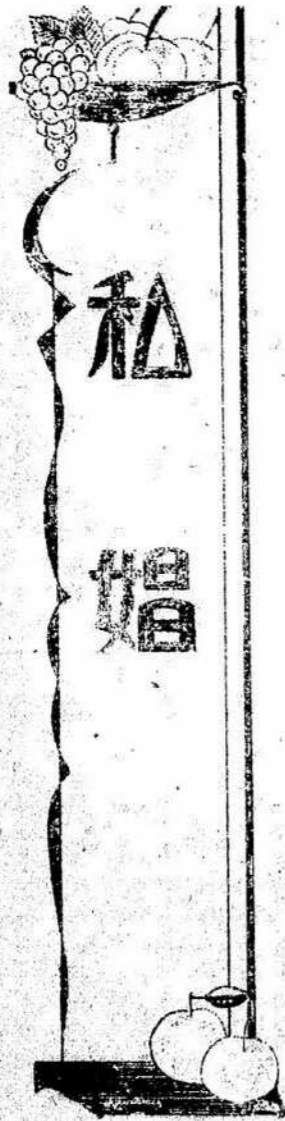
○大分縣 廢娼及存娼トつき運動して居るものはない。

○宮崎縣 之等の運動をみない。

○鹿児島縣 こゝでも廢娼並存娼運動をみない。

○沖縄縣 公娼廢止運動、公娼廢止反對運動共に存しない。





## 二四 私娼窟

字義からいへば、娼妓に非ずして賣笑を爲す者は渾て私娼であるともいへ得る。だが、通念上、公娼に非ずして賣淫を常業として居る婦女を私娼と解せられて居る。此の意味に於ける私娼は、藝妓、酌婦、仲居、カフェー、バー若くはレストランの女給、デパートメントストア又はビルディング内で働く賣子等の中にも居ないではないが、逆も其の調は困難である。で、ここでは已むを得ず、密賣淫を常業と爲すものであつて、而も集團的のもの——例へば警視廳管下に於ける龜戸、玉ノ井等の如く一廓ト之等の賣淫婦が集つて稼業して居る所謂私娼窟——を對象として述べる。

315  
私娼の存在は法制上許されて居ない。内務省令警察犯履罰令第一條に於て「密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者ハは、

可三十日未満ノ拘留ニ處スル旨を規定して居る。警察當局が、斯かる私娼窟に對し、其の最初から法を勵行せず、手を拱いて爲すがままに放任して居つた訳では決してない。何れの時代にも、何れの地にも、私娼が跳躍し始めると必ず彈壓を加へる。が、場所をかへ、容をかへて再び姿を現はす、斯くして追へどもくまらぬ執拗なトキを焼いた結果、風教上の支障の比較的少く、一定の地域内で、賣笑を爲すことを黙認するに至つた。風俗上或は衛生上の見地若くは婦女保護の立場から、警察が直接關係ト或程度の干渉をして居ることは固よりである。

群馬縣に於ては、明治二十六年十二月末日に公娼廃止を断行したが、賣笑婦の絶滅を期することは出来なかつた。公娼廃止後料理店飲食店等には曖昧な婦女が多数現はれて害毒を流した。警察當局は

之を防遏するが爲に相當の努力をしてみたが、殆んどそれは徒勞に等しかつた。で、現在のやうに同縣下に五十二箇所にて種料理店指定地域を置き、此の定められたる一廓に於てのみ私娼の存在を黙認するの已むなきに至つた。同縣に於ては普通の料理店を甲種料理店といひ、俗稱だるま屋を乙種料理店と唱へ、私娼は此の乙種料理店の酌婦といふ名義になつて居る。昭和五年六月末現在で乙種料理店三百四十八、私娼八百五十五を算して居る。前借の制、稼業契約に關する態様、健康診断の制、營業方法、營業家屋の様式等、公娼のそれと殆んど擇ぶところはなない。

最近公娼の廃止せられた埼玉縣に於ては、群馬縣同様ト、乙種料理店指定地三十三箇所を有する。群馬縣の制に模したものであつて、昭和五年六月末現在で乙種料理店三百三十四、私娼八百九十とい

少数になつて居る。

近代的の賣淫窟としては、まづ、横浜のキヤブ屋を挙げなければなるまい。明治十五年頃主として外國人を相手とする賣淫を目的として生れたものらしい。現在に於ける同市の本牧及大丸谷がそれである。表面の業態はホテル、私娼はホテル雇女の名義である。昭和五年六月末現在で、本牧は營業者数二十五、私娼数百十二、大丸谷は營業者十五、私娼数四十四である。キヤブ屋の女はダンスの素養もあり、また公娼や普通の私娼に比し教育程度も高い、概ね洋装、渾てが新らしい。現在に於ては一、二のホテルに主として外國人が出入して居るのみであつて、他は京濱間の會社員等の俸給生活者、其の他有産の知識階級を顧客として居る。キヤブ屋の女が娼妓や普通の私娼と異つて居る他の点は、其の全数の三割三分が前借金を有し

ないこと、紹介業者の如き第三者が介在せず直接の申込に依り雇入れられた者が全数の八割三分を占めて居ること等である。

私娼を置いて居る營業者の表面の業態は概ね料理店及飲食店であつて稀に宿屋、席貸業、喫茶店もあるが、其の何れにしても世間体は飽くまで正業を標榜して居る。が、例外として二つの私娼窟がある、警視廳管下に於ける亀戸と玉ノ井が即ちこれである。

亀戸と玉ノ井の私娼窟に於ける私娼の抱主は、單に名のヲトシ正業を有して居ない。表面は無職である。亀戸は營業者四百三十二、私娼七百六、玉ノ井は營業者四百九十七、私娼九百一であつて、全國で一等大なる私娼窟である。客に供すべき飲食物を備へて居ない關係上低廉に遊興し得るから、無産者が好んで此處に遊ぶ。

前借金の制、稼業契約、營業組合の設置、健康診断の制等公娼と



大した変りはない。ただ此の私娼が、酌婦、仲居其の他の名義で正當なる接客稼業たることを装ふて居るものであれば、酌料、玉代等の名義を附して公然其の料金を掲げることにも出来るが、無職なるが故に爲し得ない。稼業契約書中の一節にこんなことが書いてあるものがある。

てハ（私娼の親権者）丙ヲ（私娼本人）甲ノ（抱主）私娼業ニ従事させて及丙ハ連帶責任ヲ以テ甲ヨリ別紙借用証ノ前借金ヲ  
 ナス事

他ト何とが書き振リもありさうなものであるが、兎に毎赤裸々ト認められたものである。

以上は私娼窟の代表的のものであつて、他の私娼窟に於ては、其の抱主は料理店又飲食店と貸座敷とを兼業して居るものとみたらう

い、私娼は、酌婦又は仲居と娼妓とを併せて稼業して居るものとみてよからう。斯かる業者の許に出入する客は、概して、特ト私娼を需むるものに限られるから、飲食は從トなる傾のあることは争はれない事實である。抱主と私娼との關係は大体ト於て、貸座敷業者者對娼妓、料理屋業者對酌婦仲居ト類似して居る。

之等密賣淫窟に對する當罰の方針は、齊しく同一であるとはいへかねるが、黙認せられて居る地域外に侵出して淫賣屋が出来たならば、屢々警察官吏が臨檢し、事犯を寸豪の仮借もなく檢擧するから、自然立ち上がらなくなつて閉鎖する。黙認せられた地域内であつても、家屋の構造設備を目立つやうにしてはいけな、裝飾をしてはいけな、私娼が店頭ト座列したり、通行人ト對し客引をしたりしてはいけな。要するに私娼の存することと一般ト認識せしめな、

ヤウト努めさせて居る。或は淫売屋の數、私娼の數ト對し、定負制のやうなものを設け増加を抑へて居るところもある。警察医や民間専門醫をして定期ト健康診断を行はしめ、或は稼業契約の内容等トモ相當の制肘を加へ、抱主をして私娼ト對し不法不當なる待遇を興ふることをないやウト、前借金未済のまま稼業を廢めんとして當事者間ト紛争が生じた場合は、私娼の意思を尊重し、抱主が私娼の自由を制壓することなかりしむやウト公正妥當ト裁いてやり、其の他之等婦女の保護ト對しては相當努力して居るところである。

二五 私娼窟ト於ける私娼の年齢

昭和六年末現在の私娼窟ト於ける私娼の年齢を調べた。二十歳以

上二十五歳未満の者が最も多く、其の數四千二百六十八人全數の三割五分を占めて居る。福岡縣の千二百七十五人へ前示階級年齢者全數の二割九分九重(東京府の九百三十六人へ同上二割一分九重)神奈川県三百九十一人(同上九分三重)の順位トなつて居る。第二位は十八歳以上二十歳未満の者、其の數二千三百二十五人全數の一割九分ト當つて居る。福岡縣八百二十一人(前示階級年齢者全數の三割五分三重)宮城縣の二百四人(同上八分八重)が多い。第三位は二十五歳以上三十歳未満の者であつて、二千三百十人、全數の一割九分ト當る。福岡縣の七百四十三人(前示階級年齢者全數の三割二分二重)東京府三百六十六人(同上二割五分八重)等が多い方である。

第四位は十八歳未満の者、其の數二千二百二十人であつて全數の一

割八分ト相當する。福岡縣の八百九十五人（前示階級年齢者全数の四割二分ニ重）青森縣の百八十六人（同上八分八重）が多い。

第五位は三十歳以上三十五歳未満の者であつて、八百五十二人居る。全数の七分ト當り、福岡縣三百三十六人（同階級年齢者全数の三割九分四重）東京府の百三十七人（同上二割五分七重）が多い方である。

第六位は、三十五歳以上の者であつて、僅カト三百六人、全数の三分である。福岡縣の百四十八（同階級年齢者全数の四割八分四重）が最も多く、埼玉縣の三十九人ト重、他の府縣は何れも二十名以下である。

公娼と私娼窟ト於ける私娼との現在年齢の比較はどうなるか。

種別	年齢					計
	十八歳未満	十八歳以上二十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	三十歳以上	
公娼	ナシ	一四、五%	五九、六%	二一、七%	三、六%	一〇〇
私娼	一七、七%	一九%	三三、五%	一九%	七%	一〇〇

貧困な家庭ト於て、其の子女を犠牲トして金を得やうとする場合、公娼となり得る年齢に達するまで待ちかねて、已むなく私娼たらしむるといふことを巷間に於て屢々耳にするが、統計がよく此の間消息を物語つて居る。即ち私娼の十七%は、娼妓となり得る年齢に達しな、十八歳未満の者である。精神的ト肉体的ト未熟な者が斯く多数悲惨な境過ト沈淪して居ることを思へば涙なきを得ない。

十八歳以上二十歳未満の者ト於ても、公娼より私娼の方が、三、五%多いことになつてゐる。或る一派の人達が唱ふるが如く、公娼の制限年令を、婦人児童買買禁止條約の保護年齢と同様ト二十一歳ト

したならば、必ずや二十一歳未満の私娼の数が増加する。  
 二十歳以上二十五歳未満の者は、私娼が公娼より十四、六%少い、  
 これももう此の年齢に達するまでに前借金を皆済するが、或は相當  
 の配偶者等を得て私娼の群を脱し、若くは前借金が嵩んだ結果公娼  
 に轉するものがあるが爲ではなからうか。

二十五歳以上三十歳未満の者は私娼が公娼より一七%少い、にも  
 拘はらず三十歳以上三十五歳未満の者には之と反對に、三四%  
 多くなり、更らと三十五歳以上の者に至つては、また逆轉して公娼  
 より私娼の方が〇、三%少くなつて居る。公娼にしろ、私娼にしろ三  
 十歳以上の者は非常に少く、著しい差異は発見せられぬ。

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	計	
七九	七一	一四	二四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一八六	一八六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二九	二九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

私娼窟ニ於ケル營業者數及私娼年表別詞 昭和五年六月末現在

合計	神尾	鹿島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重
四、五、一、三	一、五、〇				一、一、二	一、七、二		一、一、四、七					六、五、一				二、九、六			四、二、一				一、一、一
三、一、二、〇	一、二、三				一、三、五	七、五、		八、九、五					五、一、五				一、三、四			一、一、一				一、一、六
三、三、五、四	九、八				六、七	四、四		八、一、一					四、五、二				六、六			八、一、一				一、一、〇
四、一、八、三	一、四、〇				八、七	一、五、九		一、二、七、五					六、七、四				一、三、一			五、四、一				六、一、六
一、〇、三、一、〇	八、〇				三、九	六、五		七、四、三					五、三、一				二、二、二			三、〇、一				四、一、四
八、五、二	一、九				一、七	三、〇		三、三、六					八、一、一				一、一、一			七、一、一				一、一、一
三、〇、八、一	一、四				六、七			一、四、八					三、二、一				一、一、一			一、一、一				一、一、一
一、二、一、八	四、七				三、五	三、八		四、一、八					二、三、一				一、一、一			一、〇、一				三、七、一

二六 所在地別に依る私娼窟の世帯数、私娼数、表面の業態

昭和五年六月末現在に於ける私娼窟の所在地は、全国に二百七箇所散在して居る。多いのは群馬縣の五十三箇所であつて、全国總数の二割五分六厘を占めて居る。次は、福岡縣の四十七箇所、全国總数の二割二分七厘、其の次が埼玉縣、三十三箇所、全国總数の一割五分九厘、其の他の府縣は何れも十箇所以内である。

二百七箇所の密賣淫窟で、賣笑婦を寄寓せしめて居る所謂抱主の世帯数は四千五百十三であつて、道府縣別にみれば福岡縣の千四百十七世帯が一番多く、全国總数の二割五分四厘に當り、第二位は東京府の九百二十九世帯、<sup>(總数)</sup>全國の二割六厘、第三位は群馬縣の三百四十八世帯、全國總数の七分七厘、第四位は埼玉縣の三百四十四世帯、全國總数の七分六厘である。少いのは島根縣の六世帯である。

此の密賣淫窟に在る私娼数は一萬二千八百八十一人を算し、大体に於て在帶数に比例して居る。即ち、福岡縣の四千二百十八人全國總数の三割四分六厘、東京府の千六百七十八人全國總数の八分八厘、埼玉縣の八百九十人全國總数の七分三厘、群馬縣の八百五十六人全國總数の七分といふ順になつて居る。少いのは島根縣の十三人。百五十人以上を有する私娼窟は次の通り。

道府縣	私娼窟所在地	私娼窟数	在帶数に對する割合
群馬	高崎市	六	三、七四
東京	南葛飾郡龜戸町 同 寺島町(玉ノ井)	四三二 四九七	一、六三 一、八一
神奈川	横須賀市安浦町	八八	二、四五
山口	豊浦郡彦島町江ノ浦	四七	四、二三
福岡	福岡市大浜町	八五	三、四五
	大牟田市三川町	六八	二、五九
	小倉市大正町	五二	一、七六
	久留米市白山町	四〇	一、三〇
	同 瀬下町	三七	一、二一
同 田川郡甲田町榮町	六七	二、一〇	

熊	戸畑市築地町	八	三、九二
本	球磨郡人吉町二日町	六六	二、〇〇

所在地別にして私娼窟の抱主の在帶数、私娼数、表面の業態を左に掲げる。

# 私娼窟所在地別調

昭和五年六月末現在







葉千	玉	埜
東葛飾郡船橋町五日市	北葛飾郡小川町 秩父郡秩父町 同 皆野町 同 小鹿野町 同 児玉郡児玉町 同 大里郡熊ヶ谷町 同 妻沼町 同 寄居町 同 北埜郡忍町 同 羽生町 同 加須町 同 南埜郡岩槻町 同 粕屋町 同 大澤町 同 久喜町 同 葛藤町 同 北葛飾郡杉戸町 同 幸手町 同 吉川町 同 入間郡越生町	北金郡小川町 秩父郡秩父町 同 皆野町 同 小鹿野町 同 児玉郡児玉町 同 大里郡熊ヶ谷町 同 妻沼町 同 寄居町 同 北埜郡忍町 同 羽生町 同 加須町 同 南埜郡岩槻町 同 粕屋町 同 大澤町 同 久喜町 同 葛藤町 同 北葛飾郡杉戸町 同 幸手町 同 吉川町 同 入間郡越生町
一五	四三二二四五六七四〇七九七一	四一三九三四六
三五	一 七四	一 四三 三三
職	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	料理店 料理店 料理店 料理店 料理店 料理店 料理店 料理店 料理店 料理店 料理店 料理店 料理店 料理店 料理店 料理店 料理店 料理店 料理店 料理店

皇三	知	後	岡	静	鴻	新	川	奈	神	警
南牟婁郡有井村大字井戸松原	同	同 古屋市東區大曾根町 同 下飯田町 同 杉村町	同 賀茂郡下田町 同 松原伊東劇場附近	同 田方郡伊東町松原鼓新地 同 松原キネマ小径	同 同 西麻島町	同 新潟市雪町 同 東巷町 同 本間町	同 同 湯河原町宇官上 同 真鶴町	同 同 足柄下郡小田原町新玉一丁目 同 三浦郡田浦町皆ヶ作	同 横須賀市安浦町三丁目 同 曙生町三丁目 同 石川町一丁目	同 同 横濱市中區北方町小港 同 幸島町 同 南葛飾郡龜戸町三丁目(龜戸(玉井))
一	一 四 四	三 七	四 九 六 七 九	九 七 七 九	九 五 一 七	三 一	七 四 〇 五 八	三 四 八 五 六	一 五 五 一 二	四 四 九 三 七
三七	三 五	三 七	一 二 四 四	三 九	三 五 九	三 八	一 〇 一	一 三 六 七 四	一 四 七 一 二	九 七 〇 六 一
料理店、飲食店	同 同	飲食店、木店 飲食店	飲食店 同	料理店、待合	同 同 小料理店	同 同	同 飲食店	同 料理店、飲食店 同 兼 貸業	同 旅人宿 五、五、五 兼 貸業	同 無職



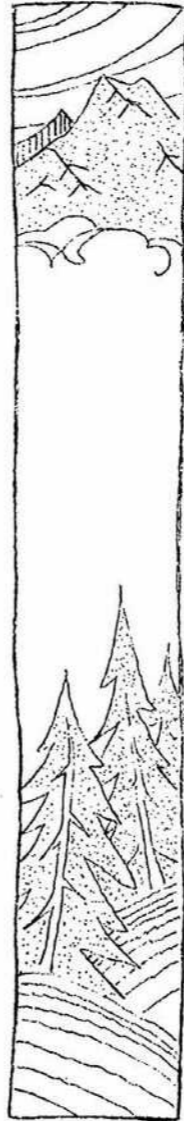
福		岡		長		崎		熊		水		鹿													
同 嘉穂郡飯塚町西町	同 同 菟田驛通	同 同 穂波村宇平垣	同 同 田川郡後藤寺町奈良	同 同 伊田町榮町	同 同 金田町	同 同 遠賀郡中間町	同 同 香月村	同 同 山門郡柳河町新町	同 同 築上郡宇島町宇祝町	同 同 企救郡企救町	同 同 南高来郡島原町	同 同 佐吉保市熊野町	同 同 高天町	同 同 西彼杵郡松島村	同 同 崎戸村	同 同 熊本市高田原	同 同 玉名郡荒尾町宇大島	同 同 鹿本郡山鹿町宇上市	同 同 球磨郡八吉町宇二日町	同 同 薩摩郡川内町竹之馬場	同 同 東郷村舟倉	同 同 入來村別田			
三	二	一	二	六	二	二	二	一	一	一	一	四	四	四	四	二	二	一	一	一	一	一	一	一	
三	一	八	四	七	四	四	四	六	四	四	五	七	八	七	七	五	八	七	三	三	二	二	三	三	三
一	二	六	三	三	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
料理店	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

兒		島	
同 同 植脇村市比野	同 同 塔之原	同 同 大島郡名瀬町金久	同 同 東方村古仁屋
同 同 喜界村赤連	同 同 伊佐郡大口町里西	同 同 同	同 同 同
一	三	四	一
〇	八	一	一
一	二	一	二
三	二	七	〇
四	二	〇	二
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同

(備考)

前表に掲げたものは、所謂私娼寮のみである。だが、之を  
 通覽すると、抱主の数又は私娼の数より觀て、密賣淫寮と  
 稱するものは餘り小なるものがなほでもない。  
 之は畢竟、薩府縣に於て密賣淫を黙認せしむるを悉く擧  
 げたる結果ではなかつたかと思ふ。其の通例として、群馬縣及埼  
 玉縣等がある、兩縣に於ては何れも種料理店——密賣淫  
 を常業とせるもの——指定地制度を採つて居る。で、或指

定地に於ては、現在では營業者数及私娼数が僅かに二三に過ぎないが、密賣淫を黙認して居る地域なるが故に、之を一つの密賣淫窟と看して居るが如きものである。



## 二七 私娼窟に於ける私娼の疾病治療費

私娼窟に於ける私娼の花柳病に罹つた際の治療費は抱主側が負担して貰ふべき筋合のものであることは公娼の夫れと同様である。

然ると、私娼は公娼に比し不利の立場に置かれてゐる。私娼窟の存する一府二十三縣中、花柳病治療費を齊しく抱主側の負担として居るものは、青森、茨城、群馬、埼玉、神奈川、静岡、鳥取の七縣に過ぎない。岩手、千葉、兵庫、廣島の四縣に於ては其の全額を例外なく私娼が負担する。其の他の府縣に於ては、一部の私娼窟に於てのみ抱主が負担し他は私娼が之を負担し、或は折半し若くは、其の幾割かを抱主が負担する等不合理な制の下にある。

花柳病に非ざる他の疾病の治療費は概ね私娼の負担となつて居り、一部の私娼窟に於てのみ抱主の負担とし、或は治療費の幾部を抱主

の負担として居るものに、青森、宮城、茨城、群馬、東京、神奈川、新潟、山口、福岡、鹿児島等の府縣があるに過ぎない。

府縣別にして之を次に記す。

## ○青森縣

花柳病に罹つたときは、其の治療費は抱主の負担、花柳病以外の疾病については、其の治療費は抱主の全額負担とするものと、抱主と私娼と折半して負担するものがある。

## ○岩手縣

花柳病であると否とに拘はらず、其の治療費は全部本人の負担である。

## ○宮城縣

仙台市細横町に於ける私娼窟に在つては、花柳病であつても、また他の病氣であつても齊しく抱主及私娼に於て各半額づつを負担して居る。同市東八番町に於ける私娼窟では、花柳病については、治療費は組合費を以つて其の全額を支出し、他の疾

病は私娼自身が之を負担する。塩釜、石巻両町に於ける私娼窟では、花柳病は抱主に於て負担し、其の他の疾病については私娼の負担とされて居る。

## ○福島縣

私娼が花柳病に罹つたときは、其の治療費は、郡山市は抱主と私娼との折半。平町、若松市は全部抱主に於て負担して居る。花柳病に非ざる他の疾病の治療費は何れも私娼本人が負担することになつて居る。

## ○茨城縣

花柳病に罹つたときは抱主又は同業者の組合費を以て治療費全額を出す、他の病氣の輕微なものは私娼の負担とするが、重患又は長期に亘るものは、抱主又は組合費を以て、其の三割乃至五割を支弁する。

## ○栃木縣

花柳病の場合には抱主と私娼とが治療費の各半額を、

花柳病以外の疾病に付ては私娼が其の治療費の全額を負担する。

○群馬縣 花柳病に罹つたときは、概ね其の治療費は營業者の負担とし、其の他の疾病は、營業者、私娼が折半して負担するものと、私娼が治療費の全額を負担するものがある。

○埼玉縣 花柳病のときは治療費を抱主が負担し、花柳病以外の病氣のときは悉く私娼が負担する。

○千葉縣 花柳病であると否とを問はず、疾病治療費は其の全額を私娼が負担する。

○警視廳 龜戸に於ては、年利制のものは抱主、前借百円以上のものは私娼、前借のない者又は百圓以下のものは抱主四分私娼六分の割合で疾病治療費を負担する。で、疾病の種類は何であるとを問はず。玉の井では、花柳病の場合に組合で設置してある病

院に入院せしめ、治療代、食費其の他の雜費を一日一円二十錢の割合で私娼の負担とし、其の不足額は組合費を以て充てんすることになつて居る。花柳病以外の病氣に罹つたときは私娼自ら治療費を出さなければならぬ。

○神奈川県 小田原町新玉、横須賀市安浦町、三浦郡田浦町皆ヶ

作は、花柳病に罹つたときは其の治療費は抱主の負担、其の他の疾病に罹つたときは私娼の負担。横濱市中區彌生町、曙町三丁目は花柳病と否とを問はず組合費を以て充てんして居る。同市同区石川町一丁目（俗稱大丸谷）は花柳病であると否らざる疾病たとを問はず治療費全額を抱主の負担として居る。同市同區北方町小港は、花柳病の治療費は組合の負担とする、但し私娼の希望によつて組合指定以外の病院で治療するときは私娼の負担である。花柳

病以外の疾病治療費は抱主の負担、尤も料理屋名義の業態者は、花柳病と其の他の疾病とを問はず治療日数三十日未満は雇主の負担とし、其の以上の場合は私娼が負担することになつて居る。

○新潟縣 花柳病に罹つたとき、一週間又は一箇月等と其の期間を限定して治療費を抱主と於て負担するもの全体の六分の二、私娼の自弁トサして居るもの全体の六分の三、抱主と私娼とが折半して治療費を負担して居るもの全体の六分の一。花柳病以外の疾病に罹つたとき其の治療費は、抱主が負担するものと、私娼の自弁トサして居るものと相半ばして居る。

○静岡縣 花柳病に罹つたときの治療費は抱主の負担、其の他の疾病に罹つたときは私娼の自弁。

○愛知縣 花柳病に罹つたときは組合費を以て治療する。尤も組

合の設置されてゐない私娼寮では、抱主の負担するものと、私娼に自弁トサして居るものと二通ある。花柳病以外の疾病は何れも私娼が自弁で治療しなければならぬ。

○三重縣 花柳病の治療費は、其の五分の一を抱主側で設けて居る保健組合で補給し、五分の四は私娼の負担とする。其の他の疾病の治療費は全部私娼が出す。

○兵庫縣 花柳病であると他の病氣であるとを問はず、治療費は渾て私娼の負担として居る。

○鳥取縣 花柳病に罹つたときは、其の治療費は全額抱主ト於て負担し、其の他の病氣の治療費は私娼が自弁して居る。

○島根縣 花柳病に罹つたときの治療費は、其の月の場代金から天引することになつて居る。花柳病以外の疾病の治療費は私娼の

負担とする。

○広島縣 私娼の疾病治療に要する費用は、花柳病であると否とに拘はらず私娼の自辨として居る。

○山口縣 笠戸島では病気の何たるを問はず、三日までは抱主に於て負担し、それ以上と及ぶものは私娼の自弁トヤして居る。彦島町に於ては、病気の何たるを問はず、治療費は總て私娼が負担しなければならぬ。

○福岡縣 花柳病に罹つたときの治療費は、抱主と於て負担するもの、費用を抱主と私娼と於て折半して負担するもの最も多く、治療日数五日以内は抱主の負担とし、五日以上と亘る場合は抱主と私娼と折半して負担するものもあるが、全然私娼のみ負担せしめるものはない。花柳病以外の疾病治療費は、大部分私娼の自

辨であつて、中には五日以内のものは抱主が負担し、五日以上と亘るものは私娼が負担し、或は折半して負担するもの等もある。

○長崎縣 花柳病に罹つたときの治療費は、島原町に於ては営業者三分の一、私娼三分の二の割合で負担し、佐世保市に於ては組合費を以て支弁する。西彼杵郡の松島村及崎戸村に於ては私娼の自弁である。

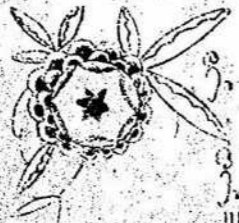
○熊本縣 花柳病に罹つたときは、共済會が抱主が其の治療費の一部を補助し、花柳病以外の疾病治療費は私娼が全部自辨しなければならぬ。

○鹿児島縣 疾病治療費の負担を何人が爲すかについて區々になつて居つて、花柳病たると否とに拘はらず私娼が負担するもの、花柳病に限り保健組合及抱主と於て負担するもの、花柳病以外の

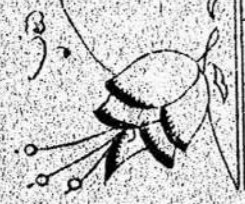


病氣トついても、長く稼業ト就いて居るものト對しては抱主が一部の治療費を出すもの等がある。





平  
 和  
 娼  
 と  
 花  
 柳  
 病  
 藝  
 妓  
 節  
 婦  
 等  
 の  
 紹  
 介



二八 公私娼と花柳病

花柳病は恐るべき傳染病であつて、現代社會衛生上の一大憂患であらう。累を後裔に残す、民族衛生の見地からいつても亦憂患に堪へない。花柳病の蔓延情況を詳かにする統計的資料を得難いから毎年施行せられてゐる壯丁検査の結果を類推してみるの外はない。大

正九年より昭和四年に至る壯丁の花柳病患者は、

大正九年、壯丁百に對する花柳病患者	二・一八七	大正十年、壯丁百に對する花柳病患者	一・三二七
同 十年	同	昭和元年、壯丁百に對する花柳病患者	一・三二七
同 十一年	一・八七二	昭和二年	一・一七九
同 十二年	一・七四六	同 三年	一・二七四
同 十三年	同	同 四年	一・一〇六
同 十三年	一・四二三		
同 十四年	一・三七八	平均	一・三九〇

大正九年の二・一八七%最も多く爾來漸減して昭和四年に於ては、一・一〇六%となつては居るものの甚だ遺憾である。此の数字より推してみて、病毒の爲に悩んで居る同胞がかなりあることを想像し得

られる。其の傳染の系路は、謂ふまでもなく主として賣淫婦からである。

娼妓取締規則第三條に於て、娼妓名簿登録申請者は登録前廳府縣令の規定に依り健康診断を受くべき旨を規定し、且つ其の第九條に於ても、娼妓は廳府縣令の規定に従ひ健康診断を受くべき旨を定め、明治三十四年勅令第三百十號に於て、地方長官に對し風俗上取締を要すべき稼業を爲す者の疾患を治療する爲病院を設立管理すべきことを命じて居るもの、其の主眼とするところは花柳病蔓延防止の爲に於る規定に外ならない。

更に昭和二年には花柳病豫防法を制定し、傳染の虞ある花柳病に罹れることを知つて賣淫し、又は之を知り若くは知るべくして賣淫の媒合、容止を爲した者を處罰すると共に、内務大臣は業態上花柳

病傳播の虞ある者と診療せしむる爲市又は特に必要と認めらるる其の他の公共團體に對し診療所の設置を命じ、若くは適當と認めらるる既存の公私立診療所を其の承諾を得て前掲の診療所に代用することを得しむる旨を規定し、病予防法の實を擧げんことを期して居る。

娼妓の定期健康診断回数は道府縣區々になつて居る。一週二回、毎五日一回、毎六日一回、一週一回の四種類であつて、一週二回と一週一回のものとは大部分であつて他は少い。之は概ね、警察醫が検診する。花柳病に罹つて居たことを發見したならば、原則として道府縣立の娼妓病院（驅黴院）に於て治療するのである。

私娼其の他業態上花柳病傳播の虞ある者の花柳病の豫防及治療を目的とする保健組合は昭和四年末現在に於て、二萬六十其の組合員十四萬四百九十九人を算して居る。之、保健組合には囑託医等を置

いて自衛的ト健康診断を行ひ或は治療をするものもある。花柳病予防法に規定する診療施設トついでには、差當り既存の適當なる公私立診療所を市其の他の公共團體の代用花柳病診療所として内務大臣が指定するの途を採つて居る。昭和五年十一月末日現在に於て、北海道及埼玉、群馬、静岡、滋賀、岐阜、宮城、香川、愛媛、高知、鹿児島各縣百十四箇所指定して居る。其の經費は大体三分の二は抱主の負担、三分の一は公共團體の負担である。

私娼の健康診断は、法令を以て強制しておなひ、當業者を諭して自衛的ト行はして居るト過ぎない。で、其の検査も警察醫がして居る所もないでもないが、大体からいへば民間の医師ト託してやつて居るものが多い。従つて娼妓のそれの如く實效が擧げない。といふのは、抱主側では花柳病患者を出せば儲けられなくなるから、自然

嚴密なる検査は之を敢はない。民間の医師中には其の邊の呼吸を吞み込んで、所謂検査上ト手加減をするものがないでもない。娼妓と私娼との花柳病の罹病率を對照する場合に於ては此の点を考慮のうちに入れて置かなければならない。

私娼の罹病率を知ることは困難である。所謂私娼窟に於てすら此の自衛的の健康診断をやつておなひものがあるくらいであるから、私娼全般の正確なる罹病率は固より知るよしもない。

昭和四年中に於ける公娼と私娼窟に於ける私娼——自衛的健康診断を行つて居るもののみ——との花柳病ト關する調は別表の通りである。

まづ公娼の罹病率に目を通す、診断延入負ト對する罹病率の高なのは、岐阜縣の三七〇%、千葉縣の三六一%、鳥取縣の二九六%、



大分府の二七〇%、大分縣の二六八%、北海道の二六二%、東京府の二五七%、静岡縣の二二九%、青森縣及廣島縣の二二三%等の順位である。低いのは富山縣の〇・二七%、埼玉縣の〇・六九%、山形縣の〇・七一%、宮崎縣の〇・七四%等であつて道府縣の平均が一・八二%となつて居る。

私娼窟と居ける私娼の診断延人員と對する罹病率は、兵庫縣の二・四三%、茨城縣の二〇・五〇%、廣島縣の一七・八五%、新潟縣及愛知縣の一六・六六%、宮城縣の一三・五〇%、青森縣の一六・六二%、山口縣の一〇・七七%等であつて、まことに戦慄せざるを得ない。其の低いのは島根縣の〇・一六%、埼玉縣の一・四七%、神奈川縣の一・六二%、静岡縣の二〇・五〇%、長崎縣の二〇・八〇%、群馬縣の二・五四%等である。而して道府縣の平均は四・七七%である。

娼妓花柳病患者調

昭和四年中

道府縣	診断延人員	激	淋	病狀	下疳	疥癬	脱	罹病者總計	診断延人員割合
北海道	八〇・七九七	二六四	一、三六四	二九〇	二七五	二、一〇六	二、一〇六	二、一〇六	二・六二
青森	二〇・三一四	三三	一九六	五八	一〇五	四九	四九	四九	二・三三
岩手	二五・七四九	五三	二五二	五二	二二	三八〇	三八〇	三八〇	一・四八
宮城	二八・九九三	五三	一九七	七八	一	二八八	二八八	二八八	〇・九九
秋田	一三・五〇四	一五	八九	二五	一	一八一	一八一	一八一	〇・七一
山形	二九・九九七	三七	一三三	三五	一	二〇七	二〇七	二〇七	〇・七一
福島	一八・三四四	一〇六	二七一	三九	一	三三三	三三三	三三三	一・七六
茨城	六・四四六	七	三九	二九	一	八六	八六	八六	一・〇三
栃木	二〇・五四六	四七	一〇八	六	一	一一一	一一一	一一一	一・〇三
群馬	三・五七二	一	一〇	四	一	一	一	一	〇・四二
埼玉	一三・八三〇	三九	一六四	二四	一	四九	四九	四九	三・六一
千葉	二八・四一〇	四三	一八三	三三	一	七九	七九	七九	二・五七
東京	六九・三三八	六六	三〇四	四〇	一	六九	六九	六九	一・〇〇
神奈川	七三・九八一	二六	四一九	二六	一	七〇	七〇	七〇	〇・九六
新潟	一九・三八九	二七	二七	一八	一	三〇	三〇	三〇	〇・九三
富山	三・三三三	二	二二	四	一	三	三	三	〇・六九
石川	三・四三三	九	一六八	三	一	九	九	九	〇・六九
福井	八・五二一	五	七一	一	一	一	一	一	一・一〇
山梨	三・三四六	七	二〇	一	一	一	一	一	一・一〇
長野	四・六一〇	二	六八	一	一	一	一	一	一・一〇
岐阜	三・三三三	四	六八	一	一	一	一	一	一・一〇
静岡	三・八三三	四	六八	一	一	一	一	一	一・一〇
愛知	一・六一〇	一	四三	五	一	一	一	一	一・一〇

北海 道	青森 縣	岩手 縣	宮城 縣	秋田 縣	山形 縣	福島 縣	茨城 縣	栃木 縣	群馬 縣	千葉 縣	東京 府	神奈川 縣	新潟 縣	富山 縣	石川 縣	福井 縣	山梨 縣	長野 縣	岐阜 縣	靜岡 縣	愛知 縣
3,613	7,329	8,377	10,603	3,581	4,470	3,991	40,694	19,926	4,064	3,613	7,329	8,377	10,603	3,581	4,470	3,991	40,694	19,926	4,064	3,613	7,329
130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130

三	重	源	京	大	兵	奈	和	島	島	岡	廣	山	德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	沖
6,138	7,092	3,011	4,735	5,926	1,774	5,926	1,774	10,011	7,092	10,694	4,811	3,811	2,774	9,811	2,774	1,774	2,774	1,774	1,774	1,774	1,774	1,774	1,774	
64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	64	

私娼淫ニ於ケル私娼花柳病患者諸  
昭和四年中

三	滋	京	大	兵	奈	和	島	島	山	廣	山	徳	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	官	鹿	神	合
重	賀	都	阪	庫	良	歌	根	根	口	島	島	島	川	媛	知	岡	賀	崎	本	分	崎	見	尾	計
594				124			501	619		140	8308					100,291		28,098	4118			5843	37835	
7							32		52	6					400		172	28				73	1,371	
31							100		747	14					3,686		362	171				125	8,767	
13							39		96	5					1,690		146	180				55	3,844	
							8								581		6					2	6,663	
51							179		895	5					5,357		586	379				255	14,645	
8,59							3,57		17,85						5,34		2,08	9,20				438	4,777	

公娼より私娼産に於ける私娼の罹病率が平均に於て二、九五%多く約ニ六倍ト相當する。公娼と私娼との検診が同一の嚴密に於て行はれるとしても、私娼が公娼に比し病毒を傳播するの危険性の大であることを感ずる、殊に、私娼検診の不信を頭に置いて兩者を比較することによつて更に其の感を深くする。

二九 藝妓酌婦等の紹介

大正十四年の内務省令第十三號管刑職業紹介事業取締規則は藝妓酌婦又は之に類するものの紹介に關しては全然適用せられない。(第二十三條参照) 藝妓酌婦は勿論、宿屋、料理店、飲食店、貸座敷待合、藝妓置屋、遊戯場等の雇女及娼妓等の周旋については、何れも廳府縣令に





よって取締つて居る。此の藝娼妓、酌婦等の紹介業(周旋業)の数を道府縣別としてみれば(昭和五年六月未現在)

北海道	一七三	青森	八四	岩手	二一	宮城	六八
秋田	一一二	山形	一二七	福島	七九	茨城	一六〇
栃木	五七	群馬	八八	埼玉	八八	千葉	一三六
東京	二〇九	神奈川	六六	新潟	一七	富山	四六
石川	八九	福井	五四	山梨	三五	長野	八〇
岐阜	九七	静岡	九〇	愛知	三七七	三重	一一〇
滋賀	三九	京都	一一二	大阪	一九九	兵庫	六六
奈良	六五	和歌山	一七九	鳥取	八四	島根	五〇
岡山	一六〇	広島	一六一	山口	一七六	徳島	一〇八
香川	六一	愛媛	一〇八	高知	七〇	福岡	三九〇
佐賀	一〇六	長崎	二四七	熊本	三一三	大分	一〇七
宮崎	九五	鹿児島	一五九	沖縄	二	計	五、六三〇

即ち、藝娼妓酌婦等の紹介業者総数は全国で五千六百三十名であつて、三百名以上存するものは愛知、福岡、熊本の三縣であり、二百名以上三百名未満存するものは、東京及長崎の一府一縣、百名以上二百名未満のものは、北海道、秋田、山形、茨城、千葉、新潟、三重、京都、大阪、和歌山、岡山、広島、山口、徳島、愛媛、佐賀、大分、鹿児島の一府二府十五縣である。他の諸縣は何れも百名未満であつて、沖縄縣の二名が最も少い。

之等の紹介業者の多寡は人口に比例しな、ことはいふまでもなく藝妓、娼妓、酌婦等を要する藝妓置屋、料理店、飲食店、待合、貸座敷等の数の多少、言ひ換へれば需要の情況と、斯る稼業に従事することを志望する子女の多少、即ち供給の情況とが反映して紹介業者が増加もすれば減少もする訣である。尚其の地方の紹介業者が之を



専業として居るか、或は農業、物品販賣業其の他の雑業の傍ら管人で居るかといふことも考慮のうちに入れ、而して之等の諸事情を綜合し、営業者数が多きと失するや否やを検討しなければならぬ。

紹介業者の数が過多であつたならば、自然其の周旋に關して種々の不正手段乃至犯罪を取行してまでも所得を圖らなければ生活が出来ないことになり、其の数が徒らに増加して來たことは望ましくないことではなく、場合によつては、其の数を抑制するの必要が生じて來たことがある。京都府に於ては、現在の営業者数より増加せしめないが爲に、営業者が廃業した場合に之が補充として許可する場合の外は新規開業を許さないこととして居り、高知縣に於ては地方別に標準数を定められ以上増加することを抑へ、群馬、栃木、長野、岐阜、静岡、愛知、徳島、新潟、香川等の諸縣に於ては、其の数を

積極的に制限して居ないが、許可の際に其の條件を厳にし、現に営業せる者についても取締を周旋し、不正行為等のあつたときは假籍なく其の許可を取消す等の手段によつて、之が増加することを可成り抑する方針を以て臨んで居るは之が爲である。其の他の道府縣、之等は未だ其の必要を認めざるの故を以て何れも放任して居る。

紹介業者の営業方法は、概ね稼業に従事した希望者本人若しくは其の父兄等の周旋の依頼を俟つて適當なところへ仕向け、或は、貧困の子女を有する家庭を訪れて之等の稼業に就くことを勧誘して歩くものもある。求人側との聯絡は平素密にして置く、貸座敷、料理屋、藝妓置屋、飲食店等には屢々出入して需要の情況に通じて置く。

また、稼業希望者と、其の出身地の之等営業者へ紹介することは種

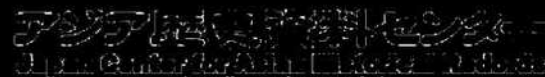
々の差障りがあつたり、或は其の地には求人者が全然ない場合もあり、之と反対に求人者はあつても、志望者の全然ない場合も多々あり、紹介業者相互協力して有無相通せしむることと努めて居る。

紹介業者の弊として擧ぐべきものは、法定額以上の周旋料其の他の報酬の取得、求人者側から周旋料の全額を領得して居るにも拘はらず、稼業者側からも別と周旋料を取得し、色々の口實を構へて無智を經驗のなき稼業者側から不當な金を搾取し、濫りに斡替を勧誘し、之を為さしめて利を圖り、或は子女自身若くは其の親元と共謀して他人の名を用ひ代玉をつくり、子女の監督者の同意を得難い場合は奸計を練りして躊躇し、足抜きを教唆して之を實行せしめ而して抱主より其の前借金を減額させて其の間で不當の利得を為し、稼業者を煽動して逃亡せし、抱主に対しては其の捜索費用を出さしめ

時機を見計らつて逃走先を通知する計劃的の偽購行為をなし、或は紹介前に姦淫し、本人又は父兄等の希望を無視して炊事婦と称して之を酌婦と、藝妓と称して之を娼妓と周旋し遂に承諾を為すや已むを得ざるに至らしめ、其の他紹介に關聯して必要文書の署名印章等の偽造を為すが如きそれである。

之等の行為については法令の規定によつて嚴に取締を行ひ、情狀によつては刑事詠追と附すると同時に紹介業の禁停止處分を為す等弊害の防遏に努めて居るところであつて、漸次犯罪其の他の不正行為を為すものは少くなつて來た。

周旋料については、概ね廳府縣に於て標準を定め之に據らしめて居る。其の標準は前借金額又は給料額等が基準となるのであるが、廳府縣の標準は一定して居ない、かなり高低の差がある。例へば前



借金千圓のものを紹介した場合、警視廳に於ては百二十円、隣縣の千葉縣に於ては十五圓が限度となつて居る。これは相隣接せる府縣間に於ける差の甚しい一例であるが、其の何れが是か、何れが非かは別問題として、全国的に周旋料の標準を合理的に統一して定める必要があらう。

周旋料は當事者双方で折半し、若くは求人者側が稼業者側より以上に出すやうとなつて居るものが多数である。周旋料の標準は概ね内規で定めて居る。

藝妓、娼妓、酌婦其の他之に類するもの、紹介業の營業方法、弊害、周旋料其の他と關し廳府縣別として詳細次に記述する。

○北海道 周旋業者増加につき抑制の方法は採つて居ない。

周旋については、求人者、求職者の間と立つて仲介するのみであ

つて、求職者を募集したり、勧誘したりすることは全然ない。

周旋業者の業務上の弊害は未だ曾てないやうである。

周旋料は前借金百円以下百分の十、三百圓以下百分の八、五百圓以下百分の六、千圓以下百分の五、千円以上百分の五。給料制のものは給料の百分の十。但し契約期間六月以上と亘るものであつても六月分を越ゆることはいけな。給料の定のないものは三圓。之が最高標準であつて、その之を越ゆることを許さな。而して、周旋料は、原則として當事者より各半額を出さしめる。尤も雇主側が半額以上を出すことは構はない。

○青森縣 周旋業者の増加を抑制するの必要は認め居ない。

營業方法としては、大体に於て求人、求職の兩者の間を斡旋する程度のもものが多く、場合によつては稼業に従事せんことを勧誘す

ることもある。

弊害としては、不法の手数料を請求するものが稀にあるくらいのことであつて、其の矯正に努めて居る。

周旋料は警察署の許可を受けさせて居る。其の標準は別と定め居ない、而して周旋料の百分の四十は求職者より、百分の六十は求人者より受けしむる。但し、其の率は絶対的のものではなく、求人者の方を多くすることは妨げない。

○宮城縣 周旋者の数は別と制限して居ない。

従来周旋業者の中には、貸座敷、料理店、飲食店等と結託して稼業者の意思に反し、徒らに轉稼轉業せしむの弊が往々にしてあつたが、現在に於ては、其の取締を嚴重としてゐるから殆んど其の跡を絶ち、稼業者又は親権者等の依頼に應じ、求人者側に紹介

して居る状態であつて、弊害として擧ぐる程のものはない。

周旋料は、藝娼妓については、二十圓以内、酌婦等は十圓以内、尙前借金のあるものについては右の外、前借金三百圓未満は其の五分以内、三百圓以上千圓未満のものについては其の四分以内、千円以上のものについては三分以内を取得することを得る。但し如何なる場合にも、藝娼妓については八十圓、酌婦等については四十圓を超えて手数料を取ることは絶対に許さない。

○岩手縣 周旋業者増加の傾向がないから別と数の制限もして居ない。

求人者、求職者の申込に應じて紹介して居るに過ぎない。別に弊害として認むべきものなく、周旋料金の制限もしてゐない。

○秋田縣 周旋業者の増加を抑制するの手段はとつてゐない。

周旋業者は常に貸座敷、料理店、飲食店、藝妓置屋等を訪れて需用の条件等を確かめ、同業者と聯絡を採り、或は農村に出發して希望者を物色し、或は現に稼業に従事せるものごあつて、他に轉業したる意嚮を持つて居る者を探して、求人、求職の両者の仲介をして居る。

周旋業者中には時に、前借金を横領し、詐取し、或は誘拐に等しいやうな悪らつな手段を用ひ、其の他制限を越ゆる手数料を貪つた如き事例がある。

周旋料金は、前借金千円以下百分の十以内、千円を越ゆるものは百分の六以内、前借金なきものは三十円以内と制限してゐる。

○山形縣 周旋業者増加の傾向はなほ、従つて、特に之を抑制するの途は講じない。

周旋業者は貸座敷、料理店、飲食店、藝妓置屋等と出入し、其の希望に応じて、貧困者の子女等を物色し、親権者を勧説して之を周旋するを例として居る。周旋に當り、當事者を欺瞞して承諾せしめ、或は徒らに當事者間を往來して法定外の手数料を請求したりするやうな事例がないでもない。

周旋料は、求人者と求職者より受くるものとを合して契約金額の百分の五を、給料等の定めのないものは十円を越ゆることを許さない。

○福島縣 周旋業者は増加の傾向はなほ、其の数を制限する必要を認めて居ない。

貧困の爲稼業をしたる者、或は現に稼業に従事して居る者であつて、他に住替へたい者を物色し、一面貸座敷、料理店、藝妓置

屋等に出入して需要を知り両者の斡旋をして居る。

甘言を用ひ、婦女を惑はして此の種の稼業に陥らしめ、又は現に稼業中の者に對し、住替の有利なるが如く欺いて之を為さしめ其の間前借金を漸増せしめて徒らに周旋料を貪らんとする弊がなほいづれもない。

周旋料額は、契約金額の十分の一を超えざる範圍内に於て警察署が之を許可し、當事者双方より其の半額づつを取得せしむるやうにして居る。

### ○茨城縣

周旋業者の増加について抑制の方法は採つて居ない。

周旋業者は多数の子女を有し、而も家計の苦しい家庭に目を著け、藝娼妓酌婦等が前借金の名義にて、一時に多額の金を領得出來る旨を以て之を勧め、現に藝娼妓酌婦等を稼いで居つて前借金の

多い者に對しては、娼妓が収入多きことを説いて之を德徳し、貸座敷、料理店、藝妓置屋等と聯絡を採つて、其の需要に應じて之等の者を周旋して居る。

周旋業者は、周旋料を得ることと返金として居る結果、之等の稼業者に對して住替又は稼業替を有する希望のない者に、之を勧誘し、其の都度前借金を増やしむるの弊がある。藝妓、酌婦、娼妓等は其の稼業柄、親権者等の同意を絶対的の要件として居るから之を得難い場合と、其の同意書を偽造又は變造することもある。

周旋料は、前借金ある者は、其の金額の百分の五以内、但し最高三十圓を超ゆることは出来ない。給料によるものは、其の給料年額の百分の十以内、但し最高十圓を超えては、いけな。前借金、給料制以外の者は三圓以内、と、かうなつてゐる。

○栃水縣 周旋業者の増加は成るべく抑制するの方針を以て臨んで居る。

周旋は、本人又は親権者等の申込より、或は之等の業態に就き事して居る者を勧誘し、又は其の申込より、且つ同業者間連絡を採つて有無相通せしめ、貸座敷、料理店、藝妓置屋等の希望に應じて之等の供給をして居る。既に藝娼妓、酌婦等の業に在る者に対し、濫りに住替を勧め、前借金を必要以上の多額ならしめ、以て周旋料をより多く取得せんことを図り、又は之等の者の無智に乗じて貸借関係と干渉して不正の利を圖りんとするが如き弊害があるやうに認められる。

藝娼妓の周旋料は、前借金のない者は求人者求職者同一市町村で百圓の場合二十円以内、求人者求職者同一市町村の場合十五円以

内、前借金のあるものは求職者求人者同一市町村でない場合其の前借金の百分の十以内、但し最高額は五十圓とし、最低額二十圓に満たないときは二十圓を受くることが出る。求職者求人者同一市町村の場合其の前借金の百分の七以内、但し最高額は三十圓とし最低額は十五圓とする。酌婦の周旋料は前借金のない者については、藝娼妓周旋料の約半額、前借金のある者については、周旋料計算の基礎は藝娼妓の夫れと同一であつて、ただ周旋料の最高額及最低額が、藝娼妓の夫れの約半額となつて居る。而して此の周旋料は求人者の方で五割以上、求職者の方で五割以下を出す定めとなつて居る。

○群馬縣 求人求職の情勢に顧み、必要以上の紹介業者の存するこゝとなからしむるやうに努めて居る。



就業希望者の申込に依り、或は現に其の稼業に就ける者を懲息し、料理店、藝妓置屋等の需用に應じて供給する。同業者間の聯絡によつて需給の調節を四つて居ることは勿論である。

稼業希望者側の弱点につけ込んで、其の欲せざるところに周旋すること、甲より乙へてより丙へといふやうに、二以上の紹介業者の手を経て居る間、自然被紹介者の意思の自由を抑制せらるる傾のあること、詐言を用ひ堅実なる求職者を墮落し易き不健全な稼業に就かしむこと等の弊があるやうに認められる。

周旋料は所轄警察署の認可を受けしむる。

○埼玉縣 曾て、紹介業者数増加の傾向があつたから、新規管

業は土地の状況其の他により已むを得ない場合の外は之を許さないこととした。

求人者、求職者の書面による申込をすれば、口頭を以て申込を受けずる場合もある。周旋業者の弊害としては、現に稼業中の者に對し濫りに住替を勧誘し、法定額を超える周旋料を領得し、詐言を用ひて誘招的行為を爲し、親権者等の承諾を得ずして周旋するが如き事実が時々ある。

周旋料は前借金百円以上の場合には前借金の二割以下但し三十圓を超ゆることは許さない。前借金百円未満の場合、若くは前借金をなき場合は十円以下と定めて居る。

○千葉縣 周旋業者は増加するの傾向がないから、別に其の数を制限して居ない。

周旋業者が求職者を得る爲に別に積極的勧誘等をしてゐないやうである。多数の周旋業者中には規定外の周旋料を貪るものが

ある。

周旋料は藝娼妓十五円以内、酌婦八円以内、女給等の雇女五円以内である。尤も前借金のない者は其の半額になつて居る。

○警視廳

紹介業者の増加については抑制の方法を採つて居ない。

周旋業者が求職者又は求人者より直接申込を受け或は他の周旋業者と聯絡を採り需給を円滑にして居る。弊害として擧ぐべき具體的事実は存しない。

周旋料は、前借金の有る場合は、前借金五百圓未満は一割四分以下、同千円未満は一割三分以下、同千五百円未満は一割二分以下、同二千圓未満は一割一分以下、日給又は月給の場合は三円以下、前借金又は一定の給料なき場合は三圓以下であり、この周旋料は求人者側より七分以上を受けしむることにして居る。

○神奈川縣

周旋業者は近時営業不振であつて、減少の傾向があるから、其の増加を憂ふるが如きことは断じてない。

周旋の方法は、貸座敷、料理屋、飲食店等より求人者の申込を受け、求職者の方は概ね其の親権者等より直接申込みを受けて之を紹介して居る有様である。藝妓を周旋して、其の前借金の大部分を着服して費消したやうな事例もあつた。時々随分悪埒な手段を用ふる周旋業者がなごもない。

周旋料は、大体前借金の一割以内。當事者双方より各半額づつを取得せしむる。

○新潟縣

周旋業者の増加を防ぐが爲に、其の定員を設くるが如き積極的手段は採つて居ないが、営業者の資格営業の條件等を厳にして消極的抑制を圖つて居る。

営業所と於て、求人者又は求職者よりの申越を待つて之を紹介するを通例とす營業方法であつて、旧態依然たるものがある。營業上の弊害も別とないやうである。

周旋料は、最高百分の六。求人者より百分の三以下、求職者より百分の三以下、何れとするも、双方より合して百圓まで取得することは構はないが、それ以上を取るとは許さない。

○富山縣 各市町村に於ける戸数、周旋件数の多寡等を考慮し、周旋業者の定員を定め、之を越ゆる場合は、營業の出願があつても絶對に許可しない。

求人者、求職者の直接申込を主とし、縣下各地及他府縣の周旋業者の聯絡を採つて、需給を調節して居る。周旋について特と弊害として擧ぐべきものはない。

周旋料は前借のないものは一件十圓以内、前借のあるものであつて、千圓未満のものは百分の七十五以内、千圓以上のものは百分の七十以内、但し百二十圓を越ゆることは許さない。

○石川縣 周旋業者増加につき別に抑制の途を講じなくても、漸減の傾向を示して居る。

縣下に於ける藝娼妓は他府縣出身の者が多く、之等は平素聯絡を採つて居る他府縣の同業者の午を経て希望者を求め、共同紹介の形式によるを常として居る。縣下出身の藝娼妓は、其の多くは親權者又は本人より直接求職の申込により紹介する。料理店、飲食店等の雇女に對し藝娼妓たらんことを勧誘するものがないでもないが、之は極めて稀である。しかし、何といつても、現に縁業に従事せるものの希望によつて、之を他に仕替を爲すものを周

旋すること、營業の大部分を占めて居るといつても過言ではあるまい。周旋業者は、其の業態上藝娼妓の稼業先へ出入するから仕替の意思なき稼業者に對し甘言をならべて、他と轉せしめて周旋料を得る。其の結果は被周旋者の側では自然前借金が増え、未だ契約が成り立つた暁、周旋業者が親権者の委任を受けて、藝娼妓、酌婦たらんとする者を同行して貸座敷、藝妓置屋、料理屋へ赴く途中、故意と日敷を費し、宿泊又は飲食の際、殊更上費を盡し、これを被紹介者側と負担せしめることもある。之等が周旋業者の通弊であらう。

周旋料は所轄警察署の許可を受けしむるのであつて、別と標準は定めておかない。

## ○福井縣

紹介業者の数は制限してゐない。

概ね求職者、求人者各自の直接依頼によつて周旋してゐる。營業者間の聯絡は、随分届いて居る。甲地の營業者が乙地に於て求人者を採らうとする場合は、乙地の營業者を通じて之を求め、乙地の營業者が甲地に於て求職者を発見しやうとするときは甲地の營業者の手を煩はす、斯くて共同周旋の形式に於て、甘く事を運ぶ。周旋行為と關聯して起る弊害として認むべきものは別にないやうである。

藝娼妓の周旋料は求人者のみより五十圓以内、酌婦の夫は、求人者のみより五圓以内、とかう制限せられて居る。

## ○山梨縣

紹介業者は、漸次増加の趨勢を示して居るが、なるべく之を許可しない方針を以て臨んで居る。

まづ求人者の申込みを受け、而して同業者と、此の申越と合ふ

やうな求職者の有無を照會して之を求め、或は親権者其の他尊属又は本人等の依頼に應じて求人者側に差向ける、これが常態である。周旋行為に關し別と弊害は認められな。

周旋料は前借金の一割。

○長野縣 紹介業の出願があつたときは、其の身元を嚴重に調査し、且つ地方の需給關係をも充分に考慮して許否を定める。餘り業者を多からしめな、やうに注意して居る。

稼業希望者及求人者を採すには、求人者又は求職者の直接申込により或は同業者と聯絡を採つて有無相通せしめる。特に積極的に直接求職者を物色するが如き手段は採つてゐない。周旋の弊害はさまで認めない。

藝妓及娼妓の周旋料は一人につき二十圓以内とし、前借金のあ

るものは、前借金百圓毎に四圓を増す、但し稼業契約の月数を以て前借金を除したる額の二倍を超ゆることは断じて許さな。また、合算額百圓を超ゆるときは百圓と止める。酌婦の周旋料は一人につき五圓以内とし、前借金を爲すものについては、前借金百圓毎に四圓を増加することが出来る。但し稼業契約月数を以て前借金を除したる額の二倍を超ゆることは出来な。また、合算額五十圓を超ゆるときは、これを五十圓と止める。

○岐阜縣 営業者の過多は望まし、ことなから、許可條件を厳しすると共に、営業中不正行為があつたものは仮着なく取消処分を爲し間接的に増加を抑制して居る。

縣下の営業者は、別に従業者を使用することなく、従て規模も少く、求職者が自ら訪れ、又は書面を以て依頼して来たときに

始めて求人者を探したものが多く、求人者があつて、求職者がない場合であつても、他の同業者に求職者の有無を照會して事を進めてゆく程度のものであつて、積極的<sup>に</sup>求職者と物色する手段は全然採つて居ない。求職者が周旋業者を訪れたとき之を宿泊せしめて不當の宿泊料を請求し、或は求職者を誘惑して色情關係を結ぶやうな弊害がないでもない。

周旋料の標準はないが、警察署の許可を受けて居る。

○静岡県 営業許可に當り嚴重に制限を附し、消極的<sup>に</sup>増加を抑制するの手段を講じて居る。

周旋を為すについては、求人者又は求職者の直接申込に依るか料理店、飲食店等に行つて、酒食其の他の方法を以て雇女に接近し、住替又は稼業替等を勧誘する。周旋については大した弊害もない。

ない。

藝娼妓の前借金あるもの、新規稼業は、前借金の二割以下、但し百円を超ゆることを得ない、住替は前借金の七分以下、但し七十円を超ゆるを得ない。酌婦は前借金の二割以下、但し五十円以上を取得してはいけな<sup>い</sup>。藝娼妓酌婦の前借金なきもの、及前借金五十圓未満のものは、一入五円以下、これが周旋料の標準である。

○愛知県 営業者の増加を特<sup>に</sup>抑制する方法は採つておな<sup>い</sup>が、嚴重身元を調査し、苟くも適當ならずと認められるものに對しては不許可の處分をして居る。周旋業者が稼業に従事せんとする者を求むるの方法は、土地の状況により一様ではないが、新規のものには営業者を訪問して周旋の依頼を為すを例とするが、時には、

賤界の不況に乗じ、工場的女工等に對し、業者自身、若くは玉出しと稱する手先を使つて、甘い話を持ちかけて誘ひ出し、或は家度の困窮等に乗じ、其の子女を稼業に出さしむる様勤める事例も乏しくない。また住替等については、多くは貸座敷、料理店、藝妓置屋等と聯絡を採つて居つて、一旦自分が周旋したものは、この場合ト於ても必ず周旋するといふ實狀である。裏面トは弊害もあるやうに聞かぬが、表はれた弊害はさまでない。

周旋料は、藝妓娼妓については、他府縣又は他府縣より轉ずるものは前借金の一割以内、新規のもの又は縣内ト於て轉ずるものは六分以内、前借金なきものは十五圓以内。酌婦は、給料一ヶ月分の三割以内、無給のものは三圓以内である。

○三重縣 現在の營業者数は土地の情況に徴し<sup>當</sup>と認められるが

之以上増加の傾向があれば相當考慮するつもりである。周旋業者が稼業に従事した希望を有する者を求むるには、通常、本人若くは其の親権者等の依頼により、又は他の同業者の依頼等による。大なる弊害もないが、時に貸座敷、料理店藝妓置屋等の營業者と藝妓娼妓、酌婦等と不和を來したとき、其の隙を利用して住替を勧め、不正の利を得ることがある。

周旋料は、藝妓、娼妓については前借金の百分の十以内、但し百圓を超えてはいけな。前借金のないものは二十圓以内。酌婦については、給料五十圓未満百分の十以内、給料額五十圓以上百圓未満百分の九以内、給料額百圓以上百分の八以内、給料を受けない者は五圓以内に定めて居る。

○滋賀縣 營業者は増加の傾向がないから、之を抑制する途を講

する必要はない。

営業方法は、求人者又は求職者、若しくは其の親権の依頼による  
と通例とする。紹介業者相互に聯絡結託して娼妓又は藝妓、酌婦  
等と對し甘言を用ひて稼業先の移轉をすすめて利を回り、或は紹  
介業者が自己の危険を避ける爲に、前借金に對する保証人又は連  
帯債務者たるを避け、身元不確實の者をして之に當らしめ、藝妓  
置屋、貸座敷、料理屋に不測の損害を與へる事例がないでもない。  
藝妓娼妓にして、前借金あるものは、前借金の一割以内、但し  
六十圓を超ゆることを許さない、前借金のないものは二十二圓以  
内。酌婦にして、前借金あるものは前借金の一割以内、但し三十  
圓を超ゆることを許さない、前借金のないものは七円五十錢以内。  
之が周旋料の標準である。

○京都市

営業者が廃業した場合に之が補充として許可する場合  
の外、新規開業は許さないこととして居る。

周旋業者は、時々細民の住んで居る土地を訪れて稼業に就くこ  
とをすすめる、又は一度周旋した者と訪ねて住替を勧誘するが如き  
が其の常套手段である。営業者間に聯絡を採つて置いて、逃走し  
た稼業者を巧みに誘惑して、之れを知らざる所に周旋し、前の稼  
業先では債務の金額を減ぜしめ、而も本人又は親権者等に對して  
は、債務を皆済したるが如く装ふて其の間に不正の利得を爲し、  
周旋料を得んが爲に、故意に住替、轉業等を圖り、或は法定外の  
周旋料を收受するやうな弊害がある。

周旋料は、前借金を有するものは、其の金額の百分の四以下、  
前借金なきものは四圓以下。市部又は署所轄内の住替であつて前



借金を有するものは其の金額の百分の三以下、前借金なきものは三圓以下。前郡間又は所轄を異にする郡内移轉にして前借金を有するものは其の金額の百分の四以下。

## ○大阪府

周旋業者の増加につき別ト抑制の方法は採つて居ない。周旋業者の中には所謂荷出しを先ト使つて居るものがある。元来荷出しは不良性を帯び、遊蕩者であつて平素は徒食して居る。貧困で而も子女を擁する父兄に努めて接近し、或は之ト困つて手蔓を求め、稼業ト出すことをす、める、時には石鹼化粧品等の行商をして貧困なる家度に接近し、本人又は其の家族を説得するものもある。周旋業者の酷いになると、無頼漢と聯絡をとり、この無頼漢が婦女と情交を結んだ後、種々の紛争を起ニサして稼業に就くの已むを得ざるに至らしめる。工場の人妻係、女工募集者

等と氣脈を通じ、情落せる者と誘ひて紹介するが如きこともちよいくある。親権者、本人又は家族等の求職申込により、曾て紹介を受けた家族等が、其の知り合ひの子女を紹介して来るもの、貸座敷、料理店等の雇人等が口添をするもの、料理店、飲食店に繁く出入して雇女の負債情態を知悉して置いて、負債返済の爲と稱して住替、轉業等を説得するが如きが尤も多、營業の方法であらう。周旋業者が藝娼妓、酌婦自身若くは其の親元と共謀して、戸籍を詐ることがある。妹を姉と称し、または姉と妹と唱へ、或は、知己、親族等の名を用ふるが如き所謂代玉をつくる場合、親権者と称する者が、眞の親権者に非ざる場合の如きが即ちそれである。其の他稼業ト従事するが爲ト、其の子女の監督者の同意を得ることを法規上の要件として居る場合ト、而も其の同意を得難

いとき、奸計を繞らして分家等の手續を爲し、該監督者の同意を得ずして稼業に就き得る策を講ずることもある。紹介業者が不正の利を囷る手段として用ふるものには、前借金の一部を詐取又は横領するもの、旅費又は宿泊料其の他の費用に關し詐欺を爲すもの、病者、自知者、不具者等を常人の如く装ふて紹介し其の周旋料を得るもの、稼業者に足抜きを教唆して之を實行せしめ、貸座敷、料理店、藝妓置屋より其の前借金を減額せしめて其の間ト不當の利益を得るもの、稼業者を煽動して逃亡せし、貸座敷、料理店、藝妓置屋等に對しては、之を搜索すると稱して報酬を受け、相當の時機を見計つて、恰も努力の結果発見したやうに装ふて其の逃亡先を通知する計劃的の欺瞞行爲を爲すもの、手数料又は費用の全部若くは一部を當業者より二重に取得する者等がある。水職者

者と其の紹介前ト姦淫し、或は本人又は家族等の希望を無視し、炊事婦と稱して之を酌婦ト、藝妓と稱して之を娼妓ト周旋し、遂に其の承諾を爲すの已むを得るに至らしむるが如きことがある。

周旋料は、他府縣行の藝娼妓は前借金の一割以内、藝娼妓の新規稼業は前借金の七分以内、府下就業の藝娼妓稼業は前借金の四分以内、自賄稼娼妓は前借金の四分以内、同前借金のないものは五圓以内、他府縣行仲居酌婦は前借金の一割以内、同前借金のないものは二圓以内、他府縣行以外の仲居酌婦二圓七十錢以内となつて居る。

○兵庫縣 紹介業者の増加については抑制の方針を以て臨んで居る。紹介業者の方から招人者又は水職者を進んで物色するやうなことは少く、多くは之等の申込に應じて紹介の勞を執る、營業者

間に相当緊密な聯絡があつて、其の調節を計つて居ることは勿論である。規定の周旋料以外に旅費滞在費等の名目の下に不當利得を爲し、紹介事件を多からしむる爲に、徒らに稼業者にすすめて、仕替や稼業者を爲さしめ其の結果は稼業者をいよいよ苦境に陥らしむるものがある。

周旋料は前借金の百分の五以内、但し二十圓を超過することを得ない。前借金なき藝妓雇仲居は三圓以内である。

○奈良縣 業者者は特に増加する傾向がなく、かり別と其の数を制限する必要を認めない。

求人者求職者の訪問申請を受け、周旋するものが大部分である。藝妓置屋、料理屋、貸座敷等と常に聯絡を採つて置いて、稼業者仕替等としようとする場合は通知を受ける。同業者間の営業上

の提携も緊密であつて、之によつて需供を調節する。法定の周旋料額を超えて之を領得し、宿料旅費其の他の諸雑費にして業者者に於て負担すべきものを被紹介者より徴し、被紹介者の希望に反せる場所又は稼業に紹介し、稼業者と通謀して精神上又は肉体上の欠陥乃至は悪癖等あるもの、或は有夫の婦たることを隠秘して紹介し、求人者側に不測の損害を被らしめ、親権者の承諾なき未成年者、又は身元不詳の者を周旋して求人者に損失を與へるが如き弊害がある。

○和歌山縣 業者者が増加する情勢はない、従つて其の数の制限については別に考慮して居ない。

求人者又は求職者の直接申請に依り、同業者の聯絡によつて需給を甘く調節してゆく、現に稼業中の者と對し、濫りに稼業者

又は仕替等と勧誘して之を實行せしむるの弊がある。

周旋料は前借金又は給金年額の百分の十以内、但し五十圓を起  
ゆるを得ない。前借金又は給金の定めなきときは十円以内。

○鳥取縣 周旋業者の増加を抑制するの手段は講じない。主とし  
て親権者又は抱主よりの依頼を受け、周旋して居るが、本人の直  
接依頼により仕替等を周旋することもある。周旋業者が時に營利  
誘拐、前借金の横領等を企つることがある。

周旋料は縣内の場合は前借金の一割、縣外の場合は一割七分に  
なつて居る。

○島根縣 營業者数を制限して居ない。

縣下の營業者は仕替の仲介が大部分である。で、これが爲には  
貸座敷、料理屋、藝妓置屋及他の周旋業者と平素提携して置くの

である。尚新に稼業に就きたい希望を懐するものを探す爲に、積  
極的の手段を用ふるが如きことは全然ない。本人又は親権者より  
の直接申込、又は其の知己を介しての申込、同業者より通報を受  
くること等によつて、周旋行爲を始めるのである。周旋に當つて  
誘拐事件を惹き起したり、求人者側から周旋料を徴して置きなが  
ら求職者から二重に之を受取つたりする事例がある。周旋料は前  
借金の一割以内。

○岡山縣 周旋業者数の増加を防ぐ手段を特に講じてはあない。

營業者が稼業者を求むるには、同業者同志が聯絡を採つて互に  
通報する。周旋料を規定額を超えて領得し、現に稼業中

の者と甘言を以て惑し、他ト稼業替や仕替をさしたりすることが  
通弊である。

周旋料は、前借金あるものについては、前借金を一年分に換算した額の十分の一以内、若し契約に期間の定めなきときは前借金の三十分の一以内、但し五十圓を超ゆることを許さず。前借金のないものについては、給料の定めあるものは一年分の給料の十分の一以内、但し契約の期間一年に満たないときは其の期間の給料の十分の一以内、給料の定めなきものは五圓以内。

## ○廣島縣

紹介業者は別に増加する模様なきがかり放任して居る。

周旋業者が、藝娼妓酌婦を求むるの手段は、同業者相互間或藝妓置屋、貸座敷営業者と聯絡を採り、又は自ら勧誘して、稼業替又は新規のものを求むることがないが、大部分は被周旋者の依頼によるのである。弊害として特に擧がるものはない。

周旋料は、前借金あるもの百圓未満百分の十、三百圓未満百分

の六、五百圓未満百分の五、七百圓未満百分の四、千圓未満百分の三、千圓以上は百分の一。前借金なきもの二十圓以内。前借金の有無に拘はらず同一警察署所轄内又は同一市町村内に仕替するもの八圓以内。酌婦仲居は五圓以内である。

## ○山口縣

周旋業者の増加を抑制して居ない。

稼業を新にした者、又は他に稼業替、仕替をした者自ら、若くは其の親権者等よりの依頼によつて紹介するのであつて、周旋業者が進んで之等を採して廻るやうなことはない。現に稼業に従事せる者を他に周旋する場合には、不当に旅費日當等を要求し自然前借金を増せしむるの弊害がある。

周旋料は、藝娼妓、酌婦、仲居は前借金高を一年に割當ててみて其の額の十分の一以内、但し、契約期間が一年に満たない時であ

つても其の期間内に於ける前借金高の十分の一を超えては、けな  
い。前借金のないものは一圓以内。

## ○徳島縣

營業許可の條件を厳にし、且つ現に營業に従事せるも  
のであつても、業務上不正行為あるものは、其の許可を取消す等  
の方法に依り營業者の増加を壓へて居る。

周旋に當ては、求人者及求職者等が直接營業所に來て紹介を依  
頼した者と斡旋し、藝妓置屋、貸座敷、料理店、飲食店等と通じ  
て置いて虚栄心の強、婦女、貧家の婦女等を見出して、本人又は  
其の親権者等を勧誘し、負債に苦しむ稼業者に對し前借金多き稼  
業柄又は稼業地に轉ぶることをすすめる。稼業先で勤めにくいや  
うな事情の生じて居ることを聞き出しては、之を他に轉ぶるやう  
に誘ふ、その他知人等に依頼して稼業に就くやうな者を探し出し

て賣つて之を勧誘する。周旋に關する弊害は副稼業者と通謀して  
稼業者を屢々仕替を爲さしめ以て其の間に不正の利を圖り、周旋  
料を規定額以上に取得し、周旋料以外に旅費運動費等に名を藉り  
金を出さし、前借金を踏み倒す常習の稼業者と共謀して詐欺を爲  
すもの等がある。

周旋料は、定額の給料を受けしもの、又は前借金あるものは、  
契約期間六箇月以下であるときは、其の期間の給料額又は前借金  
額の百分の十以内、契約期間一箇年以内なるときは、其の期間の給料  
額又は前借金額の百分の七以内、契約期間一箇年以上なるときは、  
一箇年の給料額、又は前借金額の百分の七以内。之等の者が仕替  
をする場合は各三割を減じた額以内、定額の給料を受けない者及  
前借金を爲さない者については一圓以内。

## ○香川縣

周旋業者の出願あつたときは、其の身元を厳査して許可を與へ、濫りに其の数が多くならないうやうに努めて居る。

稼業に従事せんとする者又は藝妓置屋、貸座敷、料理屋等よりの申込を受け、他の同業者と聯絡をとり、或は面談し、或は書面、電信、電請等を用ひて午配して需給を満たして居る。自分の午で周旋した者に対しては、機會あれば他に仕替をすすめて利を圖り、他府縣に連れてゆく場合には出発後は著しく其の處遇を過酷にし或は微熱なる行爲をしたり、甚しいのになると情交を迫つたりするが如きことがある。

周旋料は警察署の許可を受けさせて居る。

## ○愛媛縣

営業者の増加について別に抑制する方法は採つて居ない。

周旋は主として、双方直接の依頼によつて爲すのであるが、時に、被紹介者に對し色々の手段に依り勧誘するが如きものが、ないでもない。規定外の周旋料を取得する者、姦淫婦女に甘言を以て此の種の稼業に就かしむるやう勧誘するの弊がある。

前借金五百円未満は前借金の百分の四以内、五百円以上千円未満は百分の三、六以内、千円以上千五百円未満は百分の三以内、千円以上は百分の三、八以内、但し最高額五十圓を超過することを許さない。給料の定めなき者は三円以内、給料の定めある者は給金十日分以内を周旋料の標準として居る。

## ○高知縣

周旋業者数は地方の情況に應じ標準を定めて、其れ以上増加することを避けて居る。

周旋は主として其の申込によつて之を爲し、時には積極的に勧

請もする。周旋業者の弊としては、豫め求人者側より必要以上の前借金の委託を受け、求職者に対しては衣類其の他の調度類を必要以上に購入せしめ、因って前借金を多からしめ、延び手数料の多額に在ることを策し、一度紹介した被紹介人に對しては、常に之に付き纏ひ種々の機會を利用して、稼業替、仕替等を勧告して前借金を増加せしめ、そして少しでも周旋料を多くとることを目論見する。求職者と其の周旋中に情交を結んで置いて、時機を見計らって前借金を踏み倒し、稼業者の夫、親権者等と謀って同様に前借金の踏み倒し、又は貸座敷業者、料理店、藝妓置屋側が稼業者に對し慥悪の念を起さしむるやう事を構へ、他に仕替を為さしむるの止むを得ざるに至らしむることもある。契約書、承諾書の作成に当たつて其の文書又は署名を偽造変造し、前借金の詐欺、横

領等を企つるものも時にある。

周旋料は警察署の認可を受けしむる。

### ○福岡縣

周旋業者の増加を抑制するの手段はとして居ない。

周旋業者が藝妓、娼妓、酌婦等を爲さんとする者を求むるが爲に、積極的に勧誘して廻るやうなことはない。縣下の營業者の取扱て居るのは概ね仕替であつて、之等は貸座敷、料理店、藝妓置屋等と常に聯絡さへつて置けばよい。新規の求職者があつてもそれは本人又は親権者等が依頼して来るから、其の依頼を俟つて希望する方面へ斡旋しなへすればよいのであつて、要するに稼業希望者を得るが爲に、特力を入れるやうなことはない。藝妓置屋、料理店、貸座敷と通じて置いて置いて、容受者の悪い稼業者は屢々仕替をさす、周旋業者は其の都度儲けることになるが、稼業者の



前借金はいよ／＼増して来る。被周旋人の無智なる場合は、之を奇貨として半ば誘拐的の行爲もするし、規定額より多額の周旋料や種々の名に藉つて金を出すと云ふやうなことをする。

周旋料は、酌婦については前借金のないものは三圓以内、前借金のあるものは其の金額の百分の三に三圓を加へた額以内、但し二十円を超えることを得ない。藝妓見習は三圓以内。藝妓及娼妓については前借金のないものは十円以内。前借金のあるものは、其の金額の百分の四に十圓を加へた額以内、但し六十圓を超ゆることを許さない。

○佐賀縣 周旋業者の増加を防ぐ爲に特別な手段は講じて居ない。

周旋士については、求職者本人若くは其の親権者等よりの申込があり、一方貸座敷、藝妓置屋、料理店等より求人の申込があり、

一方貸座敷、藝妓置屋、料理店より求人の申込があり、此の間と立つて同業者が提携して、両者の希望条件の合ふところへ斡旋する。求職者が営業所を訪れたとき、直ちに適當な稼業先がなかつたならば、之を自宅又は営業所に宿泊せしめて置いて周旋を了した場合に種々の名義の下に金を出さしむるの弊がないでもない。

周旋料は、前借金又は年を以て定めた給金の場合其の百分の八以下。日給及月給の場合三圓以内、但し日給者にして契約期間三十日以内なるときは五十錢以下。

○長崎縣 周旋業者の増加については何等抑制の方法を採つて居ない。

被周旋者若くは其の親権者、戸主及被周旋者と寄寓させて居るところの貸座敷、料理屋、藝妓置屋等よりの依頼によつて周旋す

るを例とする。一度周旋した稼業者に対し、甘言を用ひて屢々仕替を勧誘して之を爲さしめ、其の都度規定外の手数料や、ろくの名義の下付金を受ける。甚しいのになると他縣の周旋業者と通謀して此の種の仕替の反覆を常習的と爲すものすらある。

周旋料は前借金の一割以内、但し前借金六百圓以上の場合であつて六十圓を超過しては、前借金のないものは二圓以内。

### ○熊本縣

周旋業者が増加する情勢がないから、其の数の制限については考慮したことはない。

稼業に就きたい者又は其の親権者等より直接依頼があつたとき、或は、稼業に就きたい希望を持つて居る風評を聞いたときには、之を訪ねて勧誘して適當なところへ周旋する。料理屋、藝妓置屋、貸座<sup>歌</sup>等に出入して置いて、其の需要を知り、一面他の周旋業者

とも往來し、または文書を以て其の端給の状況を通報して置いて甘く纏めて置く。別に弊害の具体的事實はない。

周旋料は、前借金三百圓までは百分の十以内、三百圓を越ゆる部分については百分の七以内。給料のものは其の年額の百分の五以内。前借金及給料の定まりないものは一圓以内。

### ○大分縣

周旋業者数の多寡については、各警察署に於て、當該地方の實情を考慮し、必要の場合に於ては、其の増加を抑制するの手段も採つて居る。

稼業に従事せんとする者を求むる方法については特に擧げる程のものはない、直接の申込によつて周旋して居るに過ぎない。周旋料取得の目的を以て屢々仕替すこと、藝妓の周旋等については時に情交を挑むやうなことがある。

○鹿児島縣

營業不振であるから、其の数が増加する傾向がない。

求人者、求職者の直接申込に依る場合と、求職者を探し出すが爲に村落を廻つて、虚栄の強、婦女或は貧困者を訪れて稼業に就くことを勧誘するものもある。周旋料を得るが爲に仕替を勧誘する、甚しいのになると寄寓してゐる貸座敷、料理屋、藝妓置屋等の營業者と通謀して、契約期間内に其の約定を破るの制裁である所謂違約金を出すが爲に、仕替せしむるの餘義なきに至りしむるやうに仕向け、周旋料と違約金の分前を取る。親権者等から、白紙に署名捺印をとつて置いて、周旋業者が勝手な文句を書き入れ、親権者の豫期しないやうな契約書や承諾書が出来上る、かうした数々の弊害がある。

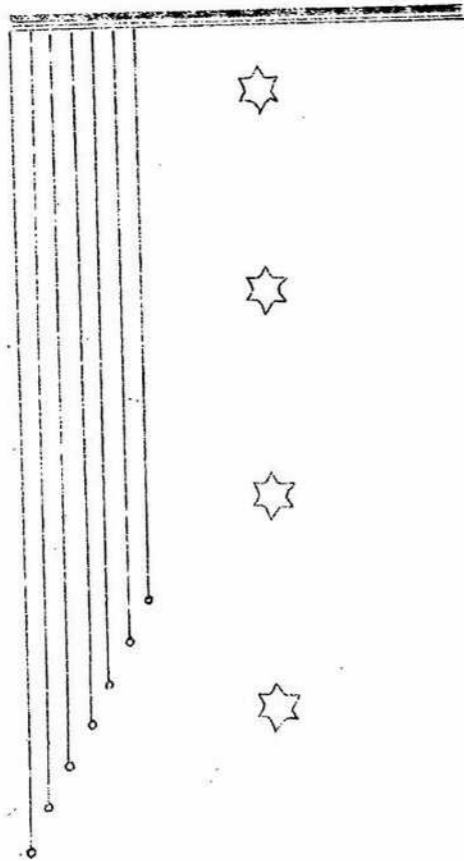
○沖縄縣

周旋業者は僅かに二名のみ。而も極めて消極的なり

方であつて、依頼者あつた場合に於てのみ紹介の勞を執る。弊害も亦ない。

周旋料は僅かに二圓。

(完)



秘

國際聯盟 C. T. F. E. 東洋 第三十五號  
チユネロウ C. T. F. E. 一九三二年七月三十一日

日本に関する報告

東洋への婦人及兒童賣買擴張實地調査

1



國際聯盟 C.T.F.E. 東洋・第三十五號  
ヂュネーヴ・千九百三十二年七月三十一日

—— 日本に關する報告 ——

# 東洋への婦人及兒童賣買擴張實地調査

一九三二年八月八日 ジエネバ

東京に於ける婦人兒童賣買實地調査委員

拜啓東洋への婦人兒童賣買擴張實地調査の権限を委任  
たる國際聯盟理事會の一九三〇年五月十四日に決定せ  
る取極は次の條項を包含致居候

「調査員は其の報告書を提出するに先立ち關係國公式  
代表に其の意見を陳述する機會を與へ、且右意見は  
調査員のみならず調査委員會に依り考慮せらるべき  
事は茲に明瞭に諒解せられたる處とす」

前記文言に従ひ小生は御高見拜承の爲日本並に其の海  
外殖民地に關する報告書を提出致す様指揮を相受申候

委員會は一九三二年一月に開催せらるべき聯盟理事會に報告書を提出するが爲十一月中には其の任務を完了せざるべからざるを以て貴下の申出られんとする御意見は十一月十五日迄に到着する様御取運び被下候は、幸甚と存候。當日迄に何等御意見御提出無之節は委員會は貴下が報告書中の事實に御同意相成たるものと承知致すべく候。委員會は未だ報告書の最後形式に就ては確定的に決定致し居らず候條爲念申添候持に各國に關する報告書が現在の形式にて發表せらるゝや否は問題と爲り居る事項に有之候。各國に於て發見せられたる事實の國際的賣買に對する相互從属の關係は國際的狀勢の

みに關する一般的報告に先立ち各國々内狀勢に關し報告するを必要ならしむべく御座候。一般的報告書を作成するに當つては、稍もすれば冗長ならんとする嫌ある準備的書類の刊行を不用ならしむるが爲、各國に關する報告の大部分は之を一般報告中に包含せしめ他の部分に附録の形式に於て表はるゝ事と存候然し乍ら最終報告書が如何なる形式をとるにせよ御高覽に供したる別紙中に包含せられたる事實のみ<sup>を</sup>使用致すべく候間御兼知置被下度候

委員會秘書

フマン、シユミーデン

國際聯盟事務局員

敬具

日本、東京、内務省  
草間博士 殿

本書は、昨年来朝せる國際聯盟派遣東洋に於ける婦人児童  
實買實地調査委員が、日本に關する調査結果として明春一月  
開催せらるる、聯盟理事會に提出すべき報告書草案の翻譯であ  
る。同委員は本報告書草案に對し、來る十一月十五日並に聯  
盟事務局へ到着の豫定を以て、帝國政府の意見 (Observation)  
を寄せられん事を希望してゐる。翻譯は力めて原文に忠實な  
らん事を期し、可成直譯法に依り意譯を避けた。



目次

一、 一般報告	一頁
(一) 條約への加盟と中央官廳	一頁
(二) 日本滞在期間	二
(三) 訪問せる都市	三
(四) 情報の出所	三
(a) 獲得せる証言並に其の提供者	四
(b) 非公式會見	六
(c) 訪問せる施設	七

ニ 婦人及児童賣買に関する国内状況 九頁

(一) 人 口 九

(二) 賣淫及び之に関する問題に對する一般對策 一三

(三) 賣淫及び之に關係する問題に關する法令 一六

(四) 賣淫の状況及び法律の適用 一八

(a) 貸座敷營業 一九

(b) 公 娼 二五

(c) 私 娼 三一

(d) 横 夫 四〇

(e) 娼妓周旋入 四〇

(f) 兒童の物々交換若ハ賣買 四一

(g) 各種取締法令による起訴件数 四四

(h) 防止並に保護手段 四四

(五) 各種職業の賣淫及婦女賣買に對する關係 五一

(六) 賣淫及婦女賣買に對する輿論 五二

三、輸入取列 五七

(一) 範圍及理由 五七

(二) 輸入取列に關する法規 六一